

令和元年度

寝屋川市包括外部監査結果報告書

委託契約に関する事務の執行について

寝屋川市包括外部監査人

公認会計士 玉置 寿子

目次

第1章 包括外部監査の概要	2
Ⅰ. 包括外部監査の種類	2
Ⅱ. 選定した特定の事件（テーマ）	2
Ⅲ. 事件（テーマ）を選定した理由	2
Ⅳ. 包括外部監査の対象期間	2
Ⅴ. 監査対象の選定	3
Ⅵ. 包括外部監査の方法、実施体制	3
1. 監査の視点	3
2. 監査の実施方法	4
Ⅶ. 包括外部監査の実施期間	4
Ⅷ. 外部監査人補助者の資格及び氏名	4
Ⅸ. 利害関係	5
X. 監査の結果及び意見の定義	5
第2章 包括外部監査の結果及び意見	6
Ⅰ. 委託契約について	6
1. 委託契約とは	6
2. 契約の原則	6
3. 委託契約の締結方法・形態	6
Ⅱ. 契約等事務の概要について	16
1. 寝屋川市における契約事務に係る規程等	16
2. 寝屋川市における契約事務について	18
3. 契約事務に関する国の状況	19
Ⅲ. 全庁的な監査の結果及び意見	24
1. 概要	24
2. 節：委託料の推移	24
3. 監査の視点	25
4. 全庁的な課題	26
5. 監査の結果及び意見の要約	32
Ⅳ. 対象部署別監査の結果及び意見	39
1. 経営企画部 情報化推進課	39
2. 経営企画部 情報化推進課	42
3. 人・ふれあい部 危機管理室	45
4. 市民生活部 市民室 市民課	50

5.市民生活部	市民室	市民課	54
6.環境部	環境事業課	(環境総務課)	59
7.環境部	環境事業課		70
8.環境部	環境事業課		75
9.環境部	環境事業課		80
10.環境部	環境事業課		85
11.環境部	環境事業課	緑風園	90
12.こども部	子育て支援課		95
13.まち政策部	高架事業課		99
14.まち建設部	道路建設課		101
15.まち建設部	公園みどり課		105
16.上下水道局	下水道事業課		109
17.上下水道局	下水道事業課		114
18.上下水道局	下水道事業課		117
19.学校教育部	教育政策総務課		120
20.学校教育部	教育指導課		124
21.学校教育部	教育指導課		133
22.学校教育部	総合教育研修センター		138
23.学校教育部	総合教育研修センター		141
24.社会教育部	文化スポーツ室		144
25.社会教育部	中央図書館		152

(本報告書における記載内容の注意事項)

● 金額表記

報告書に記載している委託料等の金額は、原則として消費税等込で表示している。

● 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

パーセンテージ等比率は表示単位未満を四捨五入している。

● 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、寝屋川市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

● 報告書の数値等の正確性

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

● 参考文献・参考資料

地方財務研究会編集『地方財政小辞典』ぎょうせい

地方財政情報館/財政用語小辞典

新日本監査法人公会計本部[編]『国・地方自治体の会計と事業評価』中央経済社

第1章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

委託契約に関する事務の執行について

III. 事件（テーマ）を選定した理由

寝屋川市の一般会計の歳出決算額は年々増加し、平成29年度では10年間で3割近く増加しているが、この間、市税収入は増加しておらず、主に、国庫や府の支出金、地方交付税交付金の増加、地方債の発行で補っている。

今後、人口減少や少子高齢化が進展し、経営資源は限られていく一方で、必要とされるサービスは時代時代で変化していく。市民に必要なサービスを持続的に提供していくためには、事務事業について不断の見直しが求められ、市民目線による無駄の削減と、事業の有効性向上によるサービス提供の確保が、継続的な課題となる。

委託料は、ここ数年、恒常的に一般会計歳出額の約1割を占める重要な項目であり、平成29年度の決算では87億円である。外部資源を有効に活用していくという点から、外部への委託は今後も増加していくと考えられ、また委託契約は多数の担当部局が関与していることから、横断的に監査を行うことで、市全体への波及効果が高いとも考えられる。

これらの点から、委託契約に関する事務を取り上げ、「市民の生活に直結する事業に優先的に資源を集中し、最小の経費で最大の効果をあげる」という視点で監査を行うことで、市の行財政改革に直接貢献することになると考え、委託契約に関する事務を監査テーマとして選定することとした。

IV. 包括外部監査の対象期間

平成30年度

ただし、必要に応じて平成29年度以前及び令和元年度の一部を含む。

V. 監査対象の選定

寝屋川市においては、財務データから直接委託契約のリストを作成することができなかった。そのため包括外部監査で対象とする委託契約は、令和元年度に実施された監査委員監査にあたって、各部局が提出している監査資料（平成 30 年度委託等状況一覧表）から、部局ごとに予算金額の大きい順に概ね 5 件を抽出し、そこに一定の吟味を加えて加除し、選定した。

- 選定した委託契約数 52 件

加除において考慮した事項の例は以下のとおり。

- 指定管理に係る契約
- 上下水道局が締結している契約
- 予算金額が 1 千万円未満の契約（市に対する影響度の高いものを優先）
- 令和元年度の監査委員監査で実地監査の対象となった所属の委託契約（重複を避けるため）

は除外。その他、介護保険主治医意見書作成料支払事務委託、児童措置費、その他リスクが低いと判断したものなどを除外した。一方、外郭団体その他市と密接な関係にある団体との随意契約、同一部内において複数の契約を締結している業者への委託、複数年契約などは上記の基準外でも選定している場合がある。

VI. 包括外部監査の方法、実施体制

1. 監査の視点

(1) 法規性の視点

- 委託に関する事務は地方自治法、地方自治法施行令、市が定める条例その他の法令等及びその趣旨に従い適切に行われているか。

(2) 経済性、効率性、有効性等の視点

- **事業の PDCA は行われているか**

事業の目的が明確にされ、目的がよく達成されているかの確認を行っているか。その結果、必要な場合は事業手法、又は事業そのものの見直しを行っているか。効果測定のための指標は適切か。

PDCA（サイクル）：Plan-Do-Check-Action の 4 段階を繰り返すことによって、継続的に業務を改善すること。

○ 委託先の選定は適切に行われているか

委託先の選定にあたり、競争性・透明性の確保、機会均等及び公平性に十分配慮されているか。随意契約を採用する場合は、その理由に十分な合理性が認められるか。

○ 委託料は合理的に決められているか

委託料の算定過程は明確になっているか。委託内容に比して、委託料は合理的な水準となっているか。業務内容・量によってではなく、委託先の組織を基準として委託料を算定するなど、実質、委託先への補助金となっていないか。

○ 委託業務は適切に行われているか

委託した業務内容が適切に実施されたか、実績確認を行っているか。

○ 公平性に配慮しているか

公平性、透明性、合理性に配慮して事務を執行しているか。

2. 監査の実施方法

○ 調査票による事前調査

○ 監査対象とした委託契約の関係部署へのヒアリングの実施

○ 関係書類の閲覧・分析

Ⅶ. 包括外部監査の実施期間

自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和元年 12 月 27 日

Ⅷ. 外部監査人補助者の資格及び氏名

弁護士	中川 澄
公認会計士	守谷義広
公認会計士	谷口昌央
公認会計士	松尾恭平
公認会計士協会準会員	前田佑樹
公認会計士協会準会員	吉原 宏

IX. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、包括外部監査人及び包括外部監査人補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

X. 監査の結果及び意見の定義

本報告書における監査の結果と意見の定義は次のとおりである。

監査の「結果」	法令、条例、規則等に違反している事項
監査の「意見」	「結果」以外で改善・検討を求める事項

第2章 包括外部監査の結果及び意見

I. 委託契約について

1. 委託契約とは

契約とは、相対立する2個以上の意思表示の合致によって成立する法律行為である。契約に関する民法上の大原則として、契約自由の原則があり、どのような契約を締結するかは当事者の自由である。

地方公共団体が行う委託契約は、地方公共団体が私人と対等の地位において締結するものであり、民法その他私法の適用を受け、いわゆる契約自由の原則も妥当するものであるが、地方公共団体の公共性に鑑み、地方自治法施行令をはじめ地方公共団体の条例、規則によって公法上の制限が加えられている。

地方公共団体の契約においては、契約の履行をいかに確実に確保するかという点と、支出又は収入される金が公金であることから、いかに公正かつ適正な価格の契約を締結するかという点の2点を調和させることが究極的な課題となる。

2. 契約の原則

寝屋川市では、「随意契約に係る基本的な考え方」において市が行う契約の原則を記している。

「地方公共団体は、公共の福祉の実現を目的とするものであり、締結する契約もこれを達成する手段として行われるものであることから、法令で契約の方式を規定するなどの規制のもとに、契約事務手続きの透明性を高めながら公平性（公正性）、競争性（経済性）、履行の確保に加え地元企業の育成を図らなければなりません。」

3. 委託契約の締結方法・形態

契約の締結方法については、地方自治法第234条第1項に、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定められている。

また同条第2項において、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定められている。地方公共団体では、公正かつ適正な価格の契約を締結するという点を重視して一般競争入札によることを原則とし、一定の要件を満たす場合に、他の方法によることができるとされている。

契約の締結方法

原則	一般競争入札
政令で定める場合 (詳細は後述)	指名競争入札 随意契約 せり売り

各契約の内容やメリット・デメリットは下記のとおりである。

(1) 一般競争入札

契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法であり、地方自治法上、原則とされる契約締結方法である。

平成19年度に国土交通省が地方自治体の入札制度担当者に行った「地方自治体の発注体制に関する実態調査」では、公共工事においては一般競争入札もわずかにみられるものの、指名競争入札、随意契約が大半を占め、委託業務に至っては一般競争入札を採用している割合は不明であった。しかし近年様々な取り組みが進められ、工事、委託業務のいずれにおいても、競争入札の割合が増加している。

メリット	デメリット
・ 広く参加者を公募し、選定過程が明らかなため、公平性・透明性が高い。 ・ 参加者間での競争を促すことで、経済性に優れた相手先と契約することができる。	・ 結果として技術・能力の面で劣る業者が落札した場合、必要な水準の品質を得られない可能性がある。 ・ 公募から契約までに期間を要し、事務手続の負担が大きく、事務経費も大きくなる。 ・ 過当競争、ダンピングにより質が低下する可能性がある。 ・ 受注に偏りがでる可能性がある。

一般的なデメリット以外に、自治体の規模等によっては、一般競争入札では周知が不足し、応札者が十分にいないために、入札不調になることも危惧されている。入札参加者に一定の要件を付した制限付一般競争入札もある。

(2) 指名競争入札

地方自治法第234条第2項に規定された契約手法の一つであり、地方公共団体が資力、信用その他について適当であると認める複数の者を指名し、その特定多数の者をして入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法である。

地方自治法施行令では、下記のとおり、適用できる場合を限定している。

地方自治法施行令 第167条

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。2 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。 |
|--|

メリット	デメリット
・ 事前に適当と認める者に参加者を限定するため、不信用・不誠実な業者を排除できるなど、確実な履行の確保が可能となる。 ・ 参加者間において競争させることで、一般競争入札ほどではないものの、経済性を高めることができる。 ・ 一般競争入札に比べて、事務手続が簡素となり、事務負担や事務経費が軽減される。 ・ 中小企業の受注機会の確保について配慮が可能である。 ・ 業者に対して働き掛けることにより、受注意欲を喚起させる可能性がある。	・ 入札の参加者が固定化される傾向があり、談合などによって公正な競争が阻害される可能性がある。 ・ 指名業者の選定における恣意的な運用のおそれがある。 ・ 入札者を限定することにより競争性が低下するおそれがある。

市では、一般競争入札では多くの参加者が見込めない場合に、市のほうから能動的に参加資格者を指名し、入札への参加を促すことで、より多数での競争性を確保できると見込める場合に選択する方式として運用している。

(3) 随意契約

地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法である。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項において適用できる場合を限定しており、寝屋川市の「随意契約に係る基本的な考え方」ではこれを参照している。

随意契約ができる場合

『地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項』

「地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」

第 1 号 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。		
* 契約規則第 26 条第 1 項 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める金額とする。		
契約の種類	金額	主な予算費目
(1) 工事又は製造の請負 ・ 設備、備品の修理及び印刷製本等。	130 万円 ↓ 100 万円	修繕料・印刷製本費・工事請負費等
(2) 財産の買入れ ・ 地上権、特許権の無体財産を含む、土地、建物から消耗品、物品の購入等の一切の財産をいう。	80 万円	需用費関係・原材料費・備品購入費等
(3) 物件の借入れ ・ 金額は、年額又は総額による。	40 万円	使用料及び賃借料
(4) 財産の売払い ・ 地上権、特許権の無体財産を含む。	30 万円	
(5) 物件の貸付け ・ 金額は、年額又は総額による。	30 万円	
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの ・ 委託業務等役務の提供、物品の修理等。	50 万円 ↓ 30 万円	役務費関係・委託料・修繕料等
・ 平成 23 年 1 月 24 日付け総契第 764 号の依命通達にて、当分の間「(1)工事又は製造の請負」は「100 万円」、「(6) 前各号に掲げるもの以外のもの」は「30 万円」としています。		

(注) なお、令和元年 11 月 20 日付総契第 963 号にて、当該依命通達は令和元年 12 月 31 日をもって廃止しています。

・単価契約について、総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されるものについては、その予定総支出額によります。

・見積書の徴取は、原則 2 者以上ですが、5 万円未満の場合は 1 者で足ります。ただし、工事、建設コンサル等は、金額の多少にかかわらず全て契約課において事務を行います。

第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

1 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。

例：土地、建物

2 市場価格が一定している場合で競争に付す必要がない物品を購入するとき。

3 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。

(1) 契約の目的物が 1 人においてだけしか有しない物品を買入れ又は借入れる場合

＊製造者が 1 人であっても、販売者が複数の場合は、該当しない。

＊品質・機能等において同程度の物件が存在し、その用途はこのいずれの物件を使用しても十分満たされうる場合は、該当しない。

(2) 経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通したものと契約するとき。

＊特殊な技術、経験及び知識を必要とする研究調書の作成するとき。

＊訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託するとき。

4 契約の目的物が特殊の物品であるため、若しくは契約上特別の目的があるため買入れ先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき。

(1) 「特殊の性質を有する物品」をその生産又は製造の場所から直接買入れる必要がある場合

例：美術品・芸術品・骨董品等

(2) 「特定の使用目的」のある生産又は製造の場所から直接買入れる必要がある場合

例：用途が一定しており、それ以外の目的に使用することができないもの

(3) 上記の物品を生産者又は製造者から直接買入れる必要がある場合

(4) 「特別の技術者」でなければ製造することのできない製作品及び機械を買い入れる場合

例：特許又は実用新案に係るもの

5 競争に付するときは、必要とする物件を得ることができないとき。

例：試験のための物品を製造させ又は物品を買い入れる場合で、競争によって取得しては試験の目的を達しえないような事情のあるとき。

6 普通地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき。

例：試験問題の印刷等

- 7 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。
- 8 外国で契約するとき。
- 9 国及び地方公共団体と契約するとき。
- 10 条例の規定又は議会の議決により、私有財産の交換、譲与、無償貸付等をするとき。
- 11 公共事業の用に供するために取得する土地の所有者等に、その代替地として市有地を売り払うとき。
- 12 土地、建物又は林野若しくはその産物を、これに特別縁故のある者に売り払い又は貸し付けるとき。

第3号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項 に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項 に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項 に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項 に規定する生活介護、同条第十三項 に規定する就労移行支援又は同条第十四項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第1号 に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項 に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項 に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体

の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項 に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項 に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

・ 上記施設等と契約を行うときは、契約規則第 26 条第 2 項により次の手続を行うことと定められています。

（契約規則第 26 条第 2 項：施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する規則で定める手続は次の各号に定めるとおりとする。）

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となったものの名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

※ 上記の手続は、庁内OA⇒ライブラリ⇒様式集⇒契約課にある「契約の事前・事後公表（施行令第 3 号・第 4 号随契）」に必要事項を記入し、契約課へメール又は文書により提出することとなります。

第 4 号 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

1 新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、その者に対し、次に掲げる事項を記載させた計画を提出させるものとする。

- (1) 新商品の生産等の目標
- (2) 新商品等の内容
- (3) 新商品の生産等の実施時期
- (4) 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）の認定は、次の事項に適合するものであることを審査した上で、認定を行う。

- (1) 新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務が既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 新たな事業分野の開拓に係る新商品等が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

※新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者から提出された実施計画を確認しようとするときは、あらかじめ、実施計画が(1)(2)(3)いずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

※上記物品の買い入れ若しくは借り入れ又は役務の提供を受ける契約を行うときは、契約規則第 26 条第 2 項により上記第 3 号の事務手続と同様の手続を行うことと定められています。

第 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

・緊急の必要のあること（すなわち、天災地変その他の急迫の場合等即座に応急処置を施さなければ、大きな被害を及ぼす恐れがある場合＜客観的事由であること＞であって、公告の期間等を短縮してもなお競争に付することができないようなときであること）

例：災害時の緊急物資の購入

第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

・現に契約履行中の工事、製造又は物品の買い入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること（関連契約）

- 1 ある建設工事（A）を施工する必要が生じた場合、同一の構内の既契約工事又は近接工事（B 工事）があり、変更契約に該当しないもので、工事の長期化、重複施工の発生・安全管理への影響等を考慮し、競争入札を行って他の請負人に施工させることが不利と認められる場合に限る。

＊なお、この場合、A 工事が B 工事の契約後に当事者の予期しなかった事情の変化によって必要となった場合に限られる。仮に当初から予想されるものであれば当然、当初から一括して競争に付さなければならない。

- 2 現に契約の履行中の業務、製造又は物品の買い入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき（関連契約）が、当初の契約

時においては当事者の予期し得なかった事情の変化によって必要となった場合又は分割発注することに合理的な必要性のある場合に限る。

- 3 速やかに契約を締結しなければ契約する時期を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないおそれがあるとき。

第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

・「著しく有利な価格」とは、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合をいい、製造原価を下回った価格で契約できる場合等といわれており、あまり例はない。

例：印刷物等で原版を有しているため、他のものに比べて著しく有利な価格で契約できるとき。

第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

1 「入札者がいないとき」とは、公告なり指名通知を行なったが通常の状態においてそれに応ずる参加者がなかった場合、又は再度の入札に付したが全ての者が辞退した場合をいい、一般的にはこのような例はない。

2 「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、入札の回数は原則3回までとなっているが、3回目の入札を行っても落札者がいない場合をいう。

※最初の入札条件の変更はできません。

第9号 落札者が契約を締結しないとき。

・入札の結果、落札者があつたにもかかわらず、その落札者が締結しない場合をいう。

※落札金額の制限内で最初の入札条件の変更はできません。

メリット	デメリット
・信用や実績を基に、最も適格と考えられる業者を選定することができる。 ・競争入札に比べ、事務手続が簡易になり、事務負担と事務経費が大きく軽減される。	・契約先が固定化されやすく、緊張感がなくなることで馴れ合い・不正の起こる可能性が高まる。 ・競争の原理が働きにくく、適正な価格よりも高い価格での契約となるおそれがある。

(4) せり売り

契約価格等について、買い手に口頭で競わせて、最も有利な価格を提示した者と契約する方法である（今回の包括外部監査においては監査の対象外としている。）。

地方自治法施行令では、下記のとおり、適用できる場合を限定している。

地方自治法施行令 第167条の3

動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合

(5) プロポーザル

プロポーザル方式とは、業務の委託先を決定する際に、公募又は指名により複数の業者からその目的に合致した企画の提案を受け、その中から価格及び実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最も優れた企画・提案を提示した者を委託先として選定する方法である。

プロポーザル方式は、入札による競争により契約相手方を選定するため、競争性なく相手方と契約行為を行う他の随意契約とは異なるが、手続上は、プロポーザル方式により特定された事業者と契約を締結するため、随意契約（一者随契や特命随契と呼ばれる2号随契）の一種とされている。この報告書内では、随意契約という呼称よりも、競争性ある入札という点を重視して分類し、取り扱っている。

メリット	デメリット
・ 目的に合致した、最も優れた提案を受け入れることができる。 ・ 価格及び企画の質を総合的に判断して業者を選定できる。	・ 公募から契約までに期間を要し、事務手続の負担が大きく、事務経費も大きくなる。 ・ 業者に大きな負担を強いることとなり、応募業者が少数となる可能性がある。

寝屋川市では、「プロポーザル方式の採用の条件の策定について（通知）（平成29年3月22日）」を発し、あくまで例外的な随意契約の一種として、採用できる条件を限定的に定めている。また一度プロポーザルの対象となった業務でも、「業務内容の定着化により市で仕様書の作成が可能となった業務は、契約方法について精査し、原則として次回は競争入札と」するよう促し、「2回目以降プロポーザル方式を採用する場合は、より具体的かつ明確な理由が必要」としている。

(6) 総合評価落札方式

競争入札の原則は価格競争であるが、例外的に最低価格の入札者以外のものを落札者とすることができる場合があり（地方自治法第 234 条第 3 項）、これを総合評価落札方式という。

「公共調達に適正化」では、「総合評価方式の拡充」として、「研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による一般競争入札を拡充することとし、評価基準や実施要領の作成等、円滑な実施に必要な措置を講じつつ、その導入に努めるものとする。」としている。

また、「総合評価落札方式の実施にあたっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められ、更には発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることも必要」とされている（「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 23 年 8 月 9 日閣議決定）」）

プロポーザル方式と総合評価落札方式は価格以外の要素（品質等）を評価対象とする点で混同されやすいが、市においては「寝屋川市評価方式による契約の相手方選定の手引」において、総合評価落札方式とプロポーザル方式の違い、それぞれの手続等を解説し、事務の便宜を図っている。

II. 契約等事務の概要について

1. 寝屋川市における契約事務に係る規程等

寝屋川市における契約事務に係る主な規程類は、下記のとおりである。

(1) 「寝屋川市契約規則」

寝屋川市が締結する売買、賃貸、請負その他の契約に関する事務に関して、別に定めがある場合を除くほか、必要な事項を定めている。構成内容は、「第 2 章 一般競争入札」、「第 3 章 指名競争入札」、「第 4 章 随意契約」「第 5 章 せり売り」、「第 6 章 契約の締結」、「第 7 章 契約の履行」「第 8 章 監督及び検査」「第 9 章 寝屋川市契約事務審査委員会」その他となっている。

(2) 「寝屋川市事務決裁規程」

寝屋川市の事務の決裁について必要な事項を定めており、決裁手続や決裁権限について規定している。

(3) 「随意契約に係る基本的な考え方」及び「随意契約の手続」

随意契約の事務を適正かつ円滑に進めるために、随意契約に係る事項の解釈を示すとともに、事務手続上必要な事項を定めている。随意契約を採用する場合の心得として、契約は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札や随意契約は例外的な契約方法であることを再認識する必要があることや、地方自治法施行令第167条の2第1項各号を適用し、随意契約を行う場合には、9種類の根拠規定のどれに当てはまるのか、客観的に誰が見ても妥当な理由（具体的かつ合理的な理由）があり、情報開示請求に対しても十分説明責任を果たせるものである必要がある、としている。

(4) 「寝屋川市評価方式による契約の相手方選定の手引き（平成 29 年 4 月）」「プロポーザル方式採用の条件の策定について（通知）」

寝屋川市が業務委託等の契約を締結するにあたって、仕様等を詳細に提示して行う価格のみの競争ではなく、価格以外の要素の提案を受け評価を行う「評価方式」によって契約の相手方となる候補者を選定する手続について、共通して遵守すべき事項を示すとともに、その手続に係る書式を標準化し、適正な事務処理と事務の効率化を図ることを目的としている。

総合評価落札方式とプロポーザル方式はいずれも内容を評価する方式であるが、いずれの手法をとるかは選択の関係ではなく、仕様書の作成が可能かどうかで決まるとしている。

(5) 「寝屋川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 16 年寝屋川市条例第 22 号）」「寝屋川市長期継続契約に関する取扱要領」

地方自治法第 234 条の 3 に規定する契約（「長期継続契約」）を締結することができる契約を定めている。

- (1) 事務機器に関する賃貸借契約
- (2) 施設の機械警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約

(6) その他

寝屋川市においては、契約事務に関する規程等として、上記(1)～(5)のほか下記の規程類が存在する。このうち、工事契約にのみ関係する規程は当報告書では参照していない。

- 平成 30 年度寝屋川市競争入札心得
- 寝屋川市契約事務審査委員会設置要綱
- 寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱

- 寝屋川市制限付一般競争入札（電子入札）公告共通事項について（告示）
- 寝屋川市暴力団等排除措置要綱

2. 寝屋川市における契約事務について

(1) 総務部契約課の役割

寝屋川市では、総務部に契約管理部門として契約課を設置し、建設工事等特定の種別の契約については、各事務事業を実施する所管部署に代わり、全庁における契約事務を執行している（寝屋川市事務分掌規則第6条）。

【寝屋川市事務分掌規則第6条】

- (1) 契約事務の指導、審査及び総括に関すること。
- (2) 工事若しくは製造の請負、工事に係る調査、設計、監理等の委託又は清掃（一般廃棄物に係るものを除く。）、警備等の委託に関する契約の締結に関すること。
- (3) 物品の調達に関すること。
- (4) 印刷の発注に関すること。
- (5) 入札参加業者の資格審査、選定等に関すること。
- (6) 工事の検査その他検査に関すること

また、契約課は、入札・契約手続の透明性、客観性、公正性等の向上にも主導的に取り組んでおり、契約全般に関するルール策定、各契約事務を所管する部署を対象にした契約事務に関する研修のほか、所管部署からの相談対応等、契約全般の統括部門としての位置づけがなされている。

(2) 寝屋川市契約事務審査委員会

市では、設計金額が1,000万円以上の発注に関して、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、寝屋川市契約事務審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経ることとしている。審査委員会は委員長、副委員長1名の他数名の関係部署の部長級又は課長級の職員で構成され、5,000万円以上（清掃警備は除く。）の発注は副市長、5,000万円未満及び清掃警備の発注は総務部長を委員長として構成している。

【寝屋川市契約規則第 39 条】

- (1) 契約方法を決定しようとするとき。
- (2) 施行令第 167 条の 5 の規定により、入札に参加する者に必要な資格を定めようとするとき。
- (3) 前号の規定により定めた参加資格を審査しようとするとき。
- (4) 第 23 条第 1 項の規定により指名競争入札に参加させようとする者を指名しようとするとき。
- (5) 第 26 条の 3 の規定により見積書を徴取しようとする者を選定しようとするとき。
- (6) 施行令第 167 条の 10 の 2 の規定により価格その他の条件が寝屋川市にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とする入札の方式により契約を締結する場合における当該入札に係る落札者決定基準（施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準をいう。）を定めるとき及び当該入札に係る落札者を決定するとき。

3. 契約事務に関する国の状況

公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも納税者から不適切な調達を行っているのではないかと疑念を抱かれるようなことはあってはならない。国は、入札及び契約に係る取扱い及び情報の公表等に関し、「公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）」（以下「公共調達の適正化について」）を定め、入札及び契約に係る手続の一層厳格な取扱いを行うとともに、情報公開の充実に努めることを求め、その改善結果をフォローするために、公共調達に係る各省各庁の契約に関する統計をまとめている。

この報告書において取り扱う監査の視点の参考のため、「公共調達の適正化について」に掲げられた措置を以下に抜粋する。

(1) 入札及び契約の適正化を図るための措置

随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとする。

また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、財務省の掲げる委託内容の区分に従い、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争¹若しくは公募²を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

※ 総合評価方式、企画競争（プロポーザル）は競争性及び透明性を担保する競争方式とされている。

例：リース契約等

複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。

※ 複数年契約については、「寝屋川市長期継続契約に関する取扱要領」が平成 27 年 4 月 1 日に改訂されている。

例：設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約

当該保守点検業務等が不可分とならないよう見直しを行うものとする（特にシステムの開発及び運用に係るもの）。なお、当該設備等の調達を行う際に、保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか、保守点検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札に改めることができないか等について検討を行うものとする。

※ 寝屋川市では、平成 30 年度に調査対象とした複数の契約において、システムの調達と不可分な保守点検や付随する業務での随意契約があった。また、平成 30 年度から新たに開始したシステム等の調達において、保守点検業務と分離した契約を行っているものがあった（保健総務課 生活衛生システム導入業務委託）。当市においては必ずしもシステムの新たな発注において「保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うこと」や「保守点検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札」にすべきことが定まっているわけではないため、調査の過程でこれらの考え方を推奨するにとどめ、当報告書では特に問題とはしていない。

¹ 「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

² 「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を募ることをいう。

(2) 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、その適正な履行を確保しなければならない。なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

① 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するにあたって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

② 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。

- 再委託を行う合理的理由
- 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

③ 履行体制の把握及び報告徴収

再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

(3) 内部監査の実施等

随意契約の重点的監査

特に、随意契約については、監査計画等において、当分の間、重点的に監査を行うことを定めるとともに、次に掲げる事項にも留意して行うものとする。

- ① 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行ったもの
 - イ 単に当該業務に精通していることのみをもって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものは、仕様書及び作業マニュアルの作成等により競争が可能であり、随意契約によることとする理由としては、不適切である。
 - ロ 契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約の相手方の履行能力が十分でないと認められる場合には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不適切である。
 - ハ 外形上、再委託が行われていない場合であっても、契約の目的となる事務又は事業を実施するため、一時的に民間等から職員を出向させ、雇用することにより、形式的に再委託となることを回避しているような場合には、契約の相手方に履行能力があるとはいえず、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不適切である。
- ② 少額の随意契約
 - イ 合理的な理由なく、意図的に契約を分割しているようなものは、不適切である。
 - ロ 予決令第 99 条の 6 に定める、なるべく二人以上の者から見積書を徴する等の手続を適正に行っていないものは不適切である。

このような、「公共調達の適正化について」に沿って取り組みを進めた結果、省庁において公共調達がどのように改善されたかをフォローするため、財務省は、随意契約及び競争入札に係る統計をとりまとめ、毎年公表している。

平成 29 年度 契約金額及び件数に関する統計

(出典：財務省 HP より抜粋 https://www.mof.go.jp/budget/topics/public_purchase/fy2017_t/index.html)

(単位：件、億円)

区 分		件数		金額	
			割合		割合
競争契約		84,542	61%	46,740	56%
	うち公共工事等 小計	26,850	19%	30,876	37%
	物品役務等 小計	57,692	42%	15,864	19%
	一般競争契約	74,936	54%	42,501	51%
	うち公共工事等	18,699	14%	28,956	35%
	物品役務等	56,237	41%	13,545	16%
	指名競争契約	9,606	7%	4,239	5%
	うち公共工事等	8,151	6%	1,920	2%
	物品役務等	1,455	1%	2,319	3%
随意契約		53,597	39%	36,737	44%
	うち競争性のある契約方式 小計	28,005	20%	14,093	17%
	競争性のない随意契約 小計	25,592	19%	22,644	27%
	うち公共工事等 小計	4,821	3%	2,332	3%
	物品役務等 小計	48,776	35%	34,405	41%
	所管公益法人等との随意契約	12,954	9%	16,288	20%
	うち競争性のある契約方式	7,945	6%	7,028	8%
	競争性のない随意契約	5,009	4%	9,260	11%
	うち公共工事等	868	1%	234	0%
	物品役務等	12,086	9%	16,055	19%
	所管公益法人等以外の法人等との随意契約	40,643	29%	20,449	24%
	うち競争性のある契約方式	20,060	15%	7,065	8%
	競争性のない随意契約	20,583	15%	13,384	16%
	うち公共工事等	3,953	3%	2,098	3%
	物品役務等	36,690	27%	18,351	22%
合計		138,139	100%	83,477	100%
	うち競争性のある契約方式 合計	112,547	81%	60,833	73%
	競争性のない随意契約 合計	25,592	19%	22,644	27%
	うち公共工事等 合計	31,671	23%	33,208	40%
	物品役務等 合計	106,468	77%	50,269	60%

(注1) 件数及び金額は、平成 29 年度に締結した支出原因契約(少額随意契約等を除く)。

(注2) 計数は、それぞれ単位未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。なお、計数は、精査により変動する場合がある。

(注3) 割合は、合計に対するそれぞれの計数の占める割合を示す。

(注4) 「所管公益法人等」とは、随意契約に関する統計で区分する所管公益法人、独立行政法人等、特殊法人等及び特定民間法人等をいう。

(注5) 「所管公益法人等以外の法人等」とは、「所管公益法人等」以外の法人又は個人をいう。

(注6) 「物品役務等」とは、統計の対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。

平成 29 年度の統計を見ると、競争契約は全体の 56%となっている(以下、特に指定しない限り、%は金額ベースを示している)。随意契約のうちプロポーザル等競争性のある契約方式を含めると、競争性のある契約は全体の 73%、競争性のない契約は 27%である。

物品役務等の契約に限れば、3割超が競争契約で、7割弱が随意契約である。物品役務等の競争契約のうち、一般競争入札が 85%、指名競争は 15%である。物品役務等の随意契約は随意契約全体の 9割超を占め、公共工事等における随意契約はほとんど

どない。随意契約の中でもプロポーザル等競争性のある契約方式が4割近くあり、所管公益法人等との随意契約でも4割超は競争性のある契約方式を行っている。

Ⅲ. 全庁的な監査の結果及び意見

1. 概要

厳しい財政状況下、安定的に公共サービスを提供していくためには、地方公共団体の有する経営資源のみではますます対応が困難な状況にあり、民間に委託可能なものは民間に委託し、職員は真に行政として対応しなければならない政策・課題に重点的に取り組まなければならない。こうした民間活力を活かした公共サービスは今後ますます増加していく傾向にあると考えられる。

国においても「地方公共団体における行財政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日総務省）において「公共サービス改革」として民間委託等の見直しを実施するよう求めている。また平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を受け、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日総務大臣通知）が示され、地方財政が依然として厳しい状況にある中で、効率的・効果的に行政サービスを提供する観点から、民間委託やクラウド化等の業務改革の推進に努めるよう、各地方公共団体に要請している。これを受けた「地方行政サービス改革の取組状況に関する調査結果」（総務省IP）によると、中核市では窓口業務を委託している団体³が83%、総合窓口の導入状況⁴では中核市で28%、庶務業務の集約化⁵に関する実施状況では中核市で57%の団体が実施している。

2. 節：委託料の推移

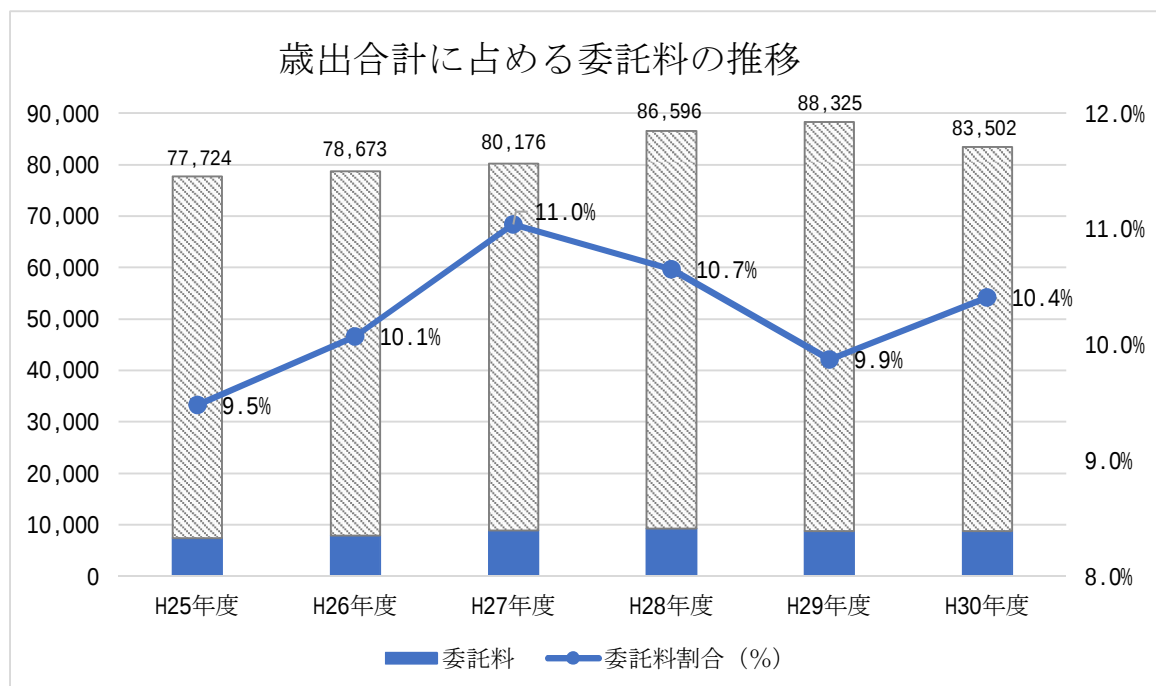
市における委託料の推移は下表のとおりである。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
歳 出 合 計	77,724	78,673	80,176	86,596	88,325	83,502
委 託 料	7,367	7,923	8,852	9,224	8,721	8,692
割 合 %	9.5%	10.1%	11.0%	10.7%	9.9%	10.4%

³ 内閣府通知で民間事業者に取り扱わせることができると整理された窓口業務のいずれかを委託している団体

⁴ 住民等からの各種申請等（戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等）に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完了する取組。

⁵ 人事・給与・旅費・福利厚生等の庶務業務について、庶務事務システム等を使用して発生源入力を行い、審査確認等の担当部局を集約し、各部局の庶務担当者の業務を削減する取組を行っていることをいう。



注) 歳出合計に占める委託料の割合が平成 28 年度以降減少している理由は、歳出総額が増加したことによる影響（主に投資的経費の増加）。また、委託料総額が平成 29 年度から減少している理由は、こども園に移行したことに伴い、児童措置費のうち民間の保育園への「委託料」が、こども園では「扶助費」の項目に変更となったため。

厳しい地方財政の状況、ヒト・モノ・カネといった経営資源は制約がますます強まる一方で、少子高齢化等を背景とした公共サービス需要は確実に増加していくと見込まれている。このような状況下で、経営資源を最大限に活用し、高レベルの公共サービスを維持し、効果的、効率的に提供していくためには、外部資源の積極的な有効活用は、市にとって今後も重要な課題である。

3. 監査の視点

寝屋川市の委託契約に関する事務は、各事業を所管する部署が行うが、一部の契約種別については総務部契約課が契約事務を行っている。委託に関しては、工事に係る委託、清掃、警備等の委託がこれにあたる（「寝屋川市事務分掌規則第6条」）。これ以外にも、契約課は契約事務の指導、審査及び総括に関すること、ルールの策定、周知も行っている。

委託の対象となる様々なサービスは、民間に委託することでより幅広い経験やノウハウ・創意工夫を取り入れることができる、より低コストを実現することができるなどのメリットを享受できる可能性もあるが、委託することで却って管理コストがかさむなど全体として非効率になってはいないか、過剰な管理を行うことで民のノウハウや創意工夫を生かし切れていないケースはないか、反対に管理が不十分で委託者と受託者の間で慣れ合いが生まれ、それが実害につながるケースはないか、委託業務の手

法を見直し、最適化する仕組みがあるか、など様々な視点から課題が発見される場合がある。

これらの視点で監査を行うため、対象とする部署は広範囲に設定することとし、平成 30 年度の歳出における委託料から一定の基準で委託契約を抽出し、抽出した契約については、事業の視点で検討を加えるため、所管部署への質問、契約書等関係書類の閲覧等により検討を加え、あわせて合规性のチェックを行い、個別の契約に対する監査結果を形成した。

更に、個々の委託契約から発見された個別具体的な問題点のうち、全庁的な視点での検討が必要な課題については、契約に関する統括部門であり、総合調整機能を担う契約課に対し、ヒアリングを行った。

寝屋川市では設計金額が 1,000 万円以上の発注に関しては審査委員会の審議を経るという統制機能もあって、契約事務に関する部局によるばらつきは比較的に見られなかった。一方で、一部、共通的な課題も見られた。

以上、これらの手続の結果、把握された現状及び課題について、全庁的な課題、所管部署別の個別意見を以下に記述する（所管部署別の個別意見については、IV.対象部署別監査の結果及び意見の項を参照。）。

4. 全庁的な課題

【意見①】事業の PDCA と効果指標

事業の PDCA を行うための効果指標が適切に設定されていないケースが見受けられた。

民間企業には利益という明確な指標があり、それを株主、従業員、経営者、社会にどれだけ配分するかを考えればよい。長期にわたり利益の見込めない事業を継続することは不可能で、撤退の意思決定が行われるから、事業活動におのずと PDCA が組み込まれている。しかし、地方自治体の全ての活動は、住民の福祉を目的としたものであるから、どのような事業も「ない」よりは「ある」ほうが住民福祉の増進となり、いったん始められた事業は、撤退の意思決定をすることが難しい。

しかし、税金を源泉として事業を行う地方自治体は、無尽蔵の資金を投入できるわけではないから、各事務事業について、今のままそれを継続するのか、あるいは拡大することが良いのか、重点を変えるべきなのか、目的がうまく達成できていないのであればやり方を変えるか、又は縮小すべきなのか、など事業の PDCA に寄与するような効果指標をうまく選択し、設定し、継続的に観察することが重要となる。

事業実施にあたって安全性や手続面、書類の十分性といった点は比較的よく確認されており、また利用者の満足度調査といった定性的な評価も行われている。これらも、もちろん重要な点ではあるが、それだけでは十分でない。更に重要な点は、税金を継続して投入する意義が十分に果たされているか？を測ることである。

PDCA に役立つ定量的指標は、個々の事業により様々であるため、後段の個別意見にその例を記載した。ただ当市は全体として、事業による成果の総量は把握しているが、一人当たり、コスト当たり、など単位当たりでの効果を測る目線が弱い傾向があった。事業による成果総量は、投入する資金が多ければ多いほど拡大するため、事業を追認することには役立つが、PDCA の観点ではあまり役立たない。また、定量的評価を行っている場合でも、アウトプットは把握しているが、アウトカムの指標は測っていない場合が多かった。

適切な効果指標を設定し、評価を行われたい。

【意見②】再委託の審査について

現在市では、再委託について特段の規程はない。各契約書における取扱いも各課の判断に任されている。自治体における再委託の特殊な意味合いや審査の必要性、再委託先での個人情報の取扱い等に関する注意喚起のため、契約課は研修等で周知を図っているが、監査対象年度（平成 30 年度）においては、その意義が十分に浸透しているとはいえない状況が多く、多くの課でみられた。

もとより、自治体として一括再委託は、明文化されたルールの有る無しにかかわらず、当然に禁止されていると解釈すべきである。そのようなことが可能であるなら、市は再委託先と直接契約するほうが、市と実働先の間に契約者が介在するよりも、契約額の節約になるだけでなく、責任範囲も明確になる。近年しばしば問題になる、再委託先への個人情報の流出も、市の直接コントロール下に置くことができる。

同じ観点から見て、業務の主たる部分を再委託することも、望ましいとはいえないケースがある。

市の委託業務は多岐にわたり、再委託も頻繁に行われているため、その再委託が市にとって、合理的なのか、個人情報を含む情報の安全性は保たれるのか、暴力団排除は適切に図られるのかなどの観点で事前に審査が必要となる。

市の感知しないまま再委託が行われることは、市が責任を正しく果たしているとは言えない。民間事業者にとって、再委託を行うことは経済合理性があり、一般的でもあるから、事業者が自治体にとっての再委託の特殊な意味を十分に理解しないまま、

悪意なく行っていることもありうる。従って自治体はそういった背景をよく理解し、自らが積極的に確認の責務を果たさなければならない。

再委託を行う場合は、事前にその内容を通知させ、内容をよく吟味し（審査）、承認を行って初めて再委託を行ってよいと考えるべきである。更にいえば、委託先が当初から再委託を含めて業務を設計している場合、再委託を承認しなければ業務が成り立たない可能性もあるため、契約前にその点を確認するべきである。

しかし、各契約においては、委託先から再委託の申請がないことのみをもって再委託はないとしている例、業者から業務名や再委託先が記載された申請書を入手しているが、再委託の金額など審査を行う上で重要な情報について十分に把握しないまま承認している例、業務の主たる部分と考える部分について再委託がなされているにもかかわらず、客観的かつ具体的な根拠によらずこれを承認している例、再委託の意義・必要性が不明なまま再委託が承認されている例など、審査の質が十分に確保されていないと考えられる例がみられた。

再委託の審査はその意義を理解し、必要十分なレベルで行うべきである。

【意見③】 随意契約と再委託の関係について

契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない（寝屋川市では競争入札に適さない）」として、2号（一者随契、特命随契などと呼ばれる）随意契約を締結したものについて、再委託の承認を行う場合には、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならないが、寝屋川市においてはそのような観点で再委託の審査が行われていることが客観的に分かる資料は見られなかった。

2号随意契約を締結する際の再委託については特に留意されたい。

【意見④】 入札辞退者に対する指名留保について

今回調査した契約の指名競争入札において、入札を辞退した指名先は、次回以降指名留保を行っていると複数の課で回答があった。

「公共調達の適正化について」によると、「競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること。」とされ、1回の辞退を理由に次回の指名留保を行うことは適切とは言えない。毎回、参加の意思を確認すべきである。

入札辞退者の状況も変化していることから、状況に応じて、適切に参加の意思を確認されたい。

【意見⑤】内容を評価して委託先を選定する方式の採用について

市では、競争性のある契約方式の採用を勧めている。

財務省より「公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月）」が公表され、この流れを受け、契約課が主導して業者選定における公平性と透明性の強化を目指して各種規類を整備し、運用面で監視を行い、競争入札原則主義を強力に推し進めきたことがうかがえる。

一方で、「公共調達の適正化について」は、以下にあるように、業務の内容によっては価格の安さのみ評価するのではなく、価格以外の要素をも総合的に評価する方式の拡充を求め、かつ一般競争入札総合評価方式とともに、随意契約であっても、企画競争も、競争性のない随意契約ではなく、競争性、透明性のある方式の一つとして認めている。

（以下、「公共調達の適正化について」より要約）

「研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるもの⁶については、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による一般競争入札を拡充することとし、評価基準や実施要領の作成等、円滑な実施に必要な措置を講じつつ、その導入に努めるものとする。」「従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保する」。

また、統計からみても、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議（内閣官房）による「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップ」において、平成 17 年度実績で企画競争・公募等による競争性のある契約が全体の 13%であったところ、5年後の平成 22 年度実績では 55%になっていることが成果として報告されていることから、プロポーザル方式も競争性、透明性のある公共調達の一つの方法として採用を推進していることが分かる。

当市では、「寝屋川市評価方式による契約の相手方選定の手引（平成 29 年 4 月）」において「プロポーザル方式（原則一回限り）」、「2 回目以降プロポーザル方式を採用する場合は、より具体的かつ明確な理由が必要」との記述があり、プロポーザルを採用している例は多くない。

⁶ 「その他これに準ずるものと認められるものについては、同様に取扱うものとする。」とされている。

プロポーザル方式と総合評価落札方式のどちらを採用するかにあたっては、「技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが、最も優れた成果を期待できる業務」はプロポーザル方式を選択し、「仕様書を（事前に庁内で）確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる業務」は総合評価落札方式を選択する（国土交通省）という考え方の例も示されている。

これらも参考に、事業者の創意工夫や高度な能力を必要とする業務の委託で、内容の評価する方式の採用がふさわしいと判断される場合には、スムーズに事務手続を行えるよう、契約課としてサポートを行われたい。

【意見⑥】徴求書類の必要性の再確認

環境負荷の観点と電子化の進展から、ペーパーレスを推進しようとする動きが広がって久しい。

しかし依然として紙・朱印が重用され、担当者・課ごとに重複した書類を徴求し保存する例、市の職員が現地で業務の完了を確認し検収しているにもかかわらず、業務前後の写真を大量に保存している例がある。1 契約で段ボール何箱にもなっているものもあった。

スペースの問題から、多くの書類は5年程度で廃棄され、なかには2度と見ることのない書類もある。また保管の間、原本は常に紛失リスクを抱えている。紙の製造も、廃棄も CO² を発生させ、環境負荷がかかる。一説によると現在のペースでしか CO² 削減が進まなければ、100 年後には 4℃気温が上昇するとの報告⁷もある。

各担当者の目からみれば、個々の行為は大した量ではなく、業者が印刷するので市には負荷がない、書類で残していれば安心、など市のコスト負担なく安全性を計っているつもりでも、市全体、国の役所全体で見ればどれほどの環境負荷があるかを想像し、具体的行動に移すべき時が来ているといえる。

朱印をついた原本が必要な場合、原本の悪用のリスクを軽減するためにも、原本は一部のほうがよいし、現地確認して問題ないものは完了を証するための前後の写真は必要ないのではないかなど、ゼロベースで発想の転換が必要である。写真等による証拠を残すことが必要な場合は、印刷物でなく、データで提出・保存するという方法もある。

⁷ 出典：国連 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書

総務部等全庁的管理部門がリーダーシップをとり、ペーパーレスを進めるべきであるが、その第一歩として、書類の必要性の有無の厳選を進められたい。

**【意見⑦】 少数入札、又は入札の結果長期間にわたり同一者との契約を行っている
ケースの改善**

地方自治体において、公共工事の予定価格は、国土交通省が毎年発行する積算基準に地域特性等を加味した積算単価を定めて、積算を行っている。公共工事に入札しようとする業者にとっても周知の事実であり、その手法が成熟しているといえる。工事に直接関連する業務委託についても積み上げによりおよそその業務量が分かるため、積算は可能と考えられる。

他方、工事に直接関連しない業務委託については、内容が様々であり、業務内容によっては、発注者である自治体にすら、積算が困難な場合もある。自治体が独自に積算を行えない場合、民間業者に業務内容を伝えて、1者又は限られた数者から見積書を手入れし、その見積書を参考に予定価格を作成するケースも見られる。このような場合の入札は、見積を提出した業者にのみ予定価格を推測できるという情報の不均衡が生じる恐れがある。

多くの参加者による価格競争が働くことを期待して入札を行ったにもかかわらず、1者入札となるケース、何度入札を行っても1者入札が続くケース、入札者の数に関わらず事前に見積書を提出した業者が落札するケース、毎回現契約者が落札するケース、長期間同一の相手先と契約が継続しているケースなども見られるところである。

これらは、競争上の情報の不均衡から現契約者や見積書提出者に有利に働いたケースがあった可能性もあるが、長年同じ傾向が続くことは、それが常態化しているにもかかわらず、何ら改善の工夫が行われていないことになる。特に1者入札のケースなどでは、入札を行う目的に鑑み、状況に応じて、複数者から見積徴収を行い、適切な予定価格を設定する等、実態に応じた工夫を考案し、競争性が働くよう入札等を実施されたい。

5. 監査の結果及び意見の要約

包括外部監査を実施した結果及び意見は下表のとおりである。所管部署別の内容の詳細については、IV.対象部署別監査の結果及び意見の項を参照されたい。

監査の結果・意見の一覧

全庁的な課題		
① 事業の PDCA と効果指標		意見
② 再委託の審査について		意見
③ 随意契約と再委託の関係について		意見
④ 入札辞退者に対する指名留保について		意見
⑤ 内容を評価して委託先を選定する方式の採用について		意見
⑥ 徴求書類の必要性の再確認		意見
⑦ 少数入札、又は入札の結果長期間にわたり同一者との契約を行っているケースの改善		意見
No./所管課	監査の結果/意見	課題の所在
対象部署別監査の結果及び意見		
1. 経営企画部 情報化推進課 (P39)	基幹系情報システム運用業務委託	
	① 再委託の承認にあたっては、内容、範囲、規模について詳細に理解、把握した上で、承認する必要がある。(意見)	再委託
2. 経営企画部 情報化推進課 (P42)	地域公共ネットワーク機器等保守業務委託	
	① 再委託の承認にあたっては、内容、範囲、規模について詳細に理解、把握した上で、承認する必要がある。(意見)	再委託
3. 人・ふれあい部 危機管理室 (P45)	(仮称)命を守るねやがわ防災作製等業務委託	
	① 当初予算額設計にあたり事前に入手した3事業者からの見積提示額は、それぞれが大きく乖離していた。予定価格設計の参考に、適正な市場価格を把握するためには、想定する業務内容を適切に業者に示した上で、見積書を入手する必要がある。(意見)	予定価格の設計
	② 本業務の主な内容は、「企画構成」に相当する部分と、「印刷製本」に相当する部分である。市はこれら各々を別個に外部委託することと、1つにまとめることによるメリットを比較検討することなく、1つの委託業務として公募を実施していた。業務として分けられるものについては、それぞれの業務を委託する必要性や価格メリット等を検討すべきであり、1つにまとめる場合にはそのメリットや根拠を明確しておくべきである。(意見)	契約額の経済性 32 百万円

	③ 本業務における成果品については、業務完了後に市民に配布され、監査日時点（令和元年 10 月）で約半年が経過したが、市民から活用状況などについてアンケートは実施されていない。前回業務に比べて相当の予算を執行して作成したものであるため、当該業務の効果検証の 1 つとして、例えば、一読したかどうか、保管場所及び前回の防災マップと比べてのコメントなど、市民の声を確認しておくことが望ましい。（意見）	事業の PDCA
	④ 本業務における完了届が、契約終了日後に提出されていた。契約終了日あるいは実際の完了日をもって提出を求める必要がある。（意見）	書類不備
4 . 市民生活部 市民室 市民課 (P50)	寝屋川斎場火葬場業務委託 ① 本委託業務は、機械設備等の維持管理だけでなく利用者の接遇も含まれていることから、長期にわたり同一業者と契約を締結する根拠として、利用者からのアンケートなどを行い、業者のサービス評価を定期的実施していくことが望ましい。（意見）	長期同一業者との契約における業者評価
	② 審査を経ず、再委託が行われている。（結果）	再委託
5 . 市民生活部 市民室 市民課 (P54)	平成 30 年度マイナンバーカード等の記載事項の充実に関する住民基本台帳システム等改修業務委託 ① 本業務は、住基システム等に関して受託者しか知り得ない専門的な知見を必須の条件とした随契契約理由に照らした場合、受託者からの再委託申請理由及び再委託業務範囲が、専門性、効率性、履行能力等の観点から本当に適切かどうか検証した上で再委託承諾を行うべきであるが、そうした検証を実施した根拠が確認できなかった。（意見）	再委託
6 . 環境部 環境事業課 (環境総務課) (P59)	一般家庭ごみ収集及び運搬業務委託 ① 総合計画上のごみ排出量における施策目標としては、「市民一人当たりごみ排出量」となっているが、市民へ毎年公表される実施計画上は、「排出量合計」数値となっており、施策目標に対して実績数値がどのようになっているかについては一目で確認できない。よりわかりやすく市民に施策の取組効果を伝えるためにも、毎年公表される実施計画は、「市民一人当たりごみ排出量」も記載していくことが望ましい。（意見）	情報公開の明瞭性
	② 市は、施策目標の 1 つとしてあげているごみ収集の民間委託率について、外部環境の動向は考慮しているが、コスト動向を考慮していない。次回総合計画作成の際に委託率を目標とする場合には、外部環境の動向とともに、委託コストとの比較や将来の直営コスト状況も考慮に入れ、併せて検討することが望ましい。（意見）	事業の PDCA

7 . 環境部 環境事業課 (P70)	焼却施設維持管理運転業務委託 ① 市は、今回「焼却施設維持管理運転業務委託」という、竣工後初めての業者選定であり、かつ大型の入札を実施するに際して、通常の入札と同様の対応を実施しているのみで、参加資格のある多数の業者に本入札の案内を実施していなかったため、応募者が2者であった。次回業務や今後の大型委託の件の入札の際には、より業者参加を促し、かつ価格競争を働かせるよう当該実施の周知を図ることが望ましい。(意見) ② 現在施設内の機器類の維持修繕内容等については、建設業者と受託者が口頭による協議をしているものの、仕様書において具体的な業務引継ぎについて明文化した取り決めはないため、当該業務の引継ぎ事項が受託者に引き継がれないおそれがある。市は、現在建設業者が実施している維持修繕内容を受託者に適切に引き継がれるように、建設業者及び受託者と早急に協議し、現行の仕様書の見直しを検討することが望まれる。(意見) ③ 市は、寝屋川市暴力団排除条例に基づき、入札に参加する者に対しては、誓約書の提出を義務付けている。しかし、受託者から入手した誓約書には、提出日が記載されていなかった。今後は、入札参加者の提出日が記載されたものかどうか確認し、適切な文書を手すべきである。(結果)	少数入札 159 百万円 業務の 標準化 書類不備
8 . 環境部 環境事業課 (P75)	焼却残渣及び不燃性ごみ等運搬業務委託 ① 市は、受託事業者が産業振興条例における事業者の役割及び責務（第5条）を果たしているかについて評価する仕組みを検討することが望まれる。(意見)	長期同一業者との契約における業者評価の徹底
9 . 環境部 環境事業課 (P80)	資源ごみ選別業務委託 ① 市は、受託事業者が産業振興条例における事業者の役割及び責務（第5条）を果たしているかについて評価する仕組みを検討することが望まれる。(意見) ② 市は、事業者が日々実施している作業実態について、現在の仕様書が当事業を適切に実施するために効果的かつ効率的なものとなっているかについて継続して検証し、的確な予定価格の設計を行うことが望まれる。(意見)	長期同一業者との契約における業者評価の徹底 長期同一業者との契約における予定価格の設計

10. 環境部 環境事業課 (P85)	破砕施設運転管理業務委託	
	① 本業務委託について、近年は同一業者の1者入札が続いているが、市は参加条件や仕様書内容の見直しを行っていない。次回の入札時には、より多くの業者が入札に参加できるように、参加条件等の見直しを検討することが望まれる。(意見)	1者入札
	② 予定価格設計における一部の費目の算出過程において、前回と今回で異なる比率を使用していたが、その変更の根拠が確認できなかった。予定価格は落札上限価格となる重要な金額であることから、当該積算に使用した根拠については十分に説明できるものとしておく必要がある。(意見)	予定価格の設計
11. 環境部 環境事業課 緑風園 (P90)	し尿くみとり業務委託	
	① 市は、委託料の積算において、現状その合理的な根拠を把握しているとはいいがたい。あるべき必要業務日数(量)について、受託業者及び実際の利用者からのヒアリングを実施するなどして確認を行い、業務量に応じた委託料の積算を行うことが望ましい。(意見)	委託料積算の合理性 29百万円
12. こども部 子育て支援課 (P95)	寝屋川市地域子育て支援拠点事業委託契約	
	① 効果測定に関して目標値を設定しておらず、検証も不十分である。(意見)	事業のPDCA
13. まち政策部 高架事業課 (P99)	京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業に伴う物件移転補償調査に係る平成30年度再算定業務委託(その11)	
	① 誓約書の日付の記載が漏れていた。(結果)	書類不備
14. まち建設部 道路建設課 (P101)	対馬江大利線事業用地取得等業務委託	
	① 指名競争入札における少数入札の状況を鑑み、競争性を確保するため、相応の応札者を確保する方策を検討されたい。(意見)	1者入札
15. まち建設部 公園みどり課 (P105)	平成30年度 樹木剪定・伐採、低木刈込、除草作業、交通整理員(公園及び緑道)委託単価契約	
	① 委託先への発注に際して不公平にならないように検討されたい。(意見)	多数と行う随意契約における発注の偏り
16. 上下水道局 下水道事業課 (P109)	排水施設等清掃業務委託 下水道総務費	
	① 同じ内容の誓約書を2度徴取している。一部の原本を確認保管すれば足りる場合、特段の理由なく、重複した書類を徴求することは無駄であり、避けられたい。(意見)	効率性
	② 完了報告書において、改ざん可能な鉛筆書きによる記載があった。(結果)	書類不備

	③ 完了報告書について課長以下の供覧・決裁印の押印がないという不備があった。(結果)	書類不備
	④ 業務完了報告書の日付が、完了日から3か月後のものがあった。(結果)	書類不備
	⑤ 委託業者間の発注金額(件数)において不公平が生じる可能性がある。(意見)	多数と行う随意契約における発注の偏り
17. 上下水道局 下水道事業課 (P114)	木屋揚水機場運転管理業務委託 ① 水道施設運転管理に業者登録があり、実績がある府内の業者が8者のみであるとして、指名競争入札を行っているが、結果的に長期間にわたり同一の業者と契約している。本契約が指名競争入札に適さないか、又は指名競争には適するが、実質的に競争性が働いていない可能性があるため、契約先の選定方法を工夫されたい。(意見)	長期同一業者との契約
18. 上下水道局 下水道事業課 (P117)	古川水路清掃業務委託(第二工区) ① 当委託事業の完了確認のため、清掃前後の写真が大量にファイリングされている。大量の書類が保存され、保管期限が過ぎると焼却破棄されることを考えると、資源の無駄であり、環境にも負荷が大きい。データで保管可能なものについて、紙書類での保存からデータでの保管に移行することが望ましい。(意見)	効率性
19. 学校教育部 教育政策総務課 (P120)	寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備に係る民間活力活用アドバイザー業務委託 ① 制限付一般競争入札にもかかわらず、応募者が少数(2者)であったため、より多くの応募者があるよう、選定方式について工夫することが望まれる。(意見)	少数入札
20. 学校教育部 教育指導課 (P124)	小・中学校休業日等学習支援業務委託 ① 個別学習支援に関する業務提供は月次で行われ、人件費も月払いと考えられるため、委託料も全額を年間一括の完了払いとするのではなく、月払いとすることがより適切である。(意見) ② 当委託業務の性質から、設計時に業務必要量を正確に予測することは困難であるため、契約額を固定額ではなく、実績に応じて変動する契約にすることが望ましい。(意見) ③ 個別学習支援業務について学校ごとに業務内容の質に差が生じている可能性があるため、業者に対して適切な指導を行うよう改善されたい。(意見)	支払方法 契約額の 経済的 合理性 62 百万円 配置人員 の偏り

	④ 委託業務の性質上、価格のみではなく、提供される教育サービスの内容も評価の対象になると考えられるような業務については、入札方式について、プロポーザル方式も視野に入れて検討することが望ましい。（意見）	価格のみによる競争入札 (内容を評価して委託先を選定する方式の採用)
	⑤ 入札に参加できる業者に制限が設けられており、委託事業が実施可能な業者が入札に参加できていない可能性がある。（意見）	入札参加資格 (経済性)
	⑥ 効果測定に関して目標値を設定しておらず、検証も不十分である。（意見）	事業のPDCA
21. 学校教育部 教育指導課 (P133)	寝屋川市立小中学校等外国人英語講師（NET）業務	
	① 講師の質が仕様書の要件を満たしているかについて十分な確認が行われていない。（意見）	履行確認
	② 効果測定について目標値が設定されておらず、検証も不十分である。（意見）	事業のPDCA
22. 学校教育部 総合教育研修センター (P138)	教育研修センター移転に伴うネットワーク拠点移設及び再構築業務委託	
	① 再委託の承認にあたっては、再委託業務の規模と内容を把握し、市が再委託先と直接契約することの可能性や経済的効率性についても検討した上で承認すべきである。（意見）	再委託
	② 再委託先から誓約書を入手しておらず「寝屋川市暴力団排除措置要綱 第11条」に反するため、改められたい。（結果）	書類不備
23. 学校教育部 総合教育研修センター (P141)	寝屋川市学習到達度調査事業委託	
	① 予定価格の積算方法を工夫するなどして、入札の公平性が確保されるように改善することが望まれる。（意見）	長期同一業者との契約における1者見積
24. 社会教育部 文化スポーツ室 (P144)	ねやがわプールズ事業委託	
	① 適切な効果指標を設定し、事業のPDCAを行うべきである。（意見）	事業のPDCA 18百万円
	② 本事業は実行委員会への外部委託という形式をとっているが、実質は市が直接運営する事業と等しいため、再委託契約については、市のルールに従うことが必要と考えられる。（意見）	実質市が行う実行委員会を相手方とする契約

	③ 実質的に市が直接実施する事業と等しいため、再委託に関して、再委託の理由及び相手先名を明示した申請書をもって承認するだけでは足りず、通常の契約手続と同様、再委託料の見積書等、内容が分かる資料も起案書に添付して稟議に付すことが望ましい。（意見）	実質市が行う実行委員会を相手方とする契約
	④ 再委託先から契約保証金を入手することが望ましい。（意見）	実質市が行う実行委員会を相手方とする契約
	⑤ 設営等事業委託審査表について、採点基準を明確にすることが望ましい。（意見）	実質市が行う実行委員会を相手方とする契約
25. 社会教育部 中央図書館 (P152)	寝屋川市立寝屋川市駅前図書館窓口業務委託 寝屋川市立東図書館窓口業務委託	
	① 効果測定に関して目標値を設定しておらず、検証も不十分である。（意見）	事業のPDCA
監査の結果及び意見の数		結果 7 件
		意見 49 件
		計 56 件

IV. 対象部署別監査の結果及び意見

1. 経営企画部 情報化推進課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	基幹系情報システム運用業務委託
契約先名（所在地）	富士通株式会社 関西支社（大阪市）
契約内容	基幹系情報システムに係る法・制度改正に伴うシステム修正、日常におけるバッチ処理の実行等のシステムの運用管理業務
現契約期間	平成 29 年 12 月 28 日から令和 4 年 12 月 31 日まで
同一相手先への委託開始時期	平成 24 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	220,320,000 円
契約額（税込）	220,320,000 円
平成 30 年度決算額	44,064,000 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	当該基幹系情報システムは、契約の相手方が所有する業務パッケージであり、これまでの運用委託契約においてもシステムの安定稼働を図ってきた十分な実績があり、履行不能となるおそれがないことから、寝屋川市契約規則第 31 条第 5 号の規定により免除。
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約 （地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
履行の実績確認方法	月に 1 度、運用状況等報告会議において事業者より処理実績、対応実績等の報告を受け、履行を確認している。
再委託先の有無、ある場合は件数	有。5 件
再委託の業務範囲	業務運用支援作業、オペレーション作業、イメージ管理システム及びOCRシステム運用支援作業、サーバ及び端末設定作業
再委託金額	不明
再委託確認方法	契約相手方に再委託申請書を提出させ、内容を把握している。
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条項及び総務課合議日）	個人情報の取扱いは「個人情報取扱特記事項」に記載 総務課合議日：平成 29 年 12 月 26 日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	パッケージの維持管理を伴う本業務については、開発者でしか詳細を知り得ないシステム内部のプログラム構成やシステム間の連携状況を把握していることが必須条件になるため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無し
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無し
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	基幹系情報システムは、契約の相手方の業務パッケージを導入したものであり、常に実施される法・制度改正に伴うシステム修正や日常におけるシステムの運用管理は、開発者でしか詳細を知り得ないシステム内部のプログラム構成やシステム間の連携状況を把握していることが必須条件になるため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	1 者見積書
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無し
相見積を取っているが 一番低い相手先として いない場合はその理由	
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約／富士通株式会社 関西支社
前々回の契約方法及び契約先	

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	住民情報に係る業務システムの適正かつ安定的な運用を図るため。
期待する効果	基幹系情報システムの安定稼働
効果指標	システム改修件数
効果指標の過去5年の推移	平成29年161件、平成30年163件
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	本業務は直営ではできないこと、事業者に変更がないことから比較できません。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託の承認にあたっては、内容、範囲、規模について詳細に理解、把握した上で、承認する必要がある。（意見）

当該契約は富士通株式会社との一者随意契約である。その理由は、基幹系情報システムに富士通の業務パッケージを導入しており、法・制度改正に伴うシステム修正や日常のバッチ処理の実行等のシステムの運用管理は、開発者でしか詳細を知り得ない、システム内部のプログラム構成や、システム間の連携状況を把握していることが必須条件になるためである、としている。

ところで、この「基幹系情報システムに係る法・制度改正に伴うシステム修正、日常におけるバッチ処理の実行等のシステムの運用管理」業務のうち、①業務運用支援作業、②オペレーション作業、③イメージ管理システム及び④OCRシステム運用支援作業、⑤サーバ及び端末設定作業は他の5業者に再委託している。

この再委託は承認されているが、その具体的な範囲、業務量などは明確ではない。もとより委託契約の全部を一括して第三者に委託することは禁止されているが、趣旨からは業務の主たる部分を再委託することも不合理であり、再委託の審査を行う上で業務の主たる部分を再委託していないか、また再委託する業務内容が必要最小限のものとなっているかなどの重要な情報について十分に把握しないまま承認していることは、再委託の審査の質が十分に確保されていない可能性があると考えられる。

従って、再委託の承認にあたっては、内容、範囲、規模について詳細に理解、把握した上で、承認する必要がある。

2. 経営企画部 情報化推進課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	地域公共ネットワーク機器等保守業務委託
契約先名（所在地）	西日本電信電話株式会社 大阪支店（大阪市）
契約内容	機器等の保守業務（受付、リモートによる一次切り分け、オンサイト保守、運用サポート）
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
同一相手先への委託開始時期	平成 24 年度
予定価格（税込）	15,396,480 円
契約額（税込）	15,396,480 円
平成 30 年度決算額	15,396,480 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	契約規則第 31 条第 3 号に基づき、契約保証金は免除
当初の契約方法及び根 拠法令	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
履行の実績確認方法	完了報告書の提出により履行を確認している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	有、2 件
再委託の業務範囲	サーバ機器等保守 ネットワーク機器等保守
再委託金額	不明
再委託確認方法	契約の相手方に事前に申請書を文書で提出させ、内容を把握している。
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	個人情報の取扱い「個人情報取扱特記事項」に記載 総務課合議日：平成 30 年 4 月 1 日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	地域公共ネットワーク機器等の保守を行う当該業務については、情報通信技術に関する専門的な知識が必要となり、専門の事業者でしか業務を行う事ができないため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無し
併存が有の場合、委託	

と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無し
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	地域公共ネットワーク機器等は、契約の相手方が構築し、平成 24 年度から運用しているものです。 当該機器等の保守を行う本業務については、構築業者でしか詳細を知り得ない市内公共施設を結ぶネットワークの全体構成や設計、機器の設定内容を把握していることが必須条件となることから、契約の相手方が特定され競争入札に適さないため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無し
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	
前回の契約方法及び契約先	随意契約/西日本電信電話株式会社 大阪支店
前々回の契約方法及び契約先	随意契約/西日本電信電話株式会社 大阪支店

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	市内公共施設をネットワーク網で結ぶ地域公共ネットワークを構成する機器等を適切に管理運用し、ネットワークの円滑な運用を実施することで効率的な行政運営を図る。
期待する効果	地域公共ネットワークを構成する機器等の安定稼働。
効果指標	ネットワーク障害の発生件数
効果指標の過去 5 年の	平成 26 年 1 件、平成 27 年 2 件、平成 28 年 1 件、

推移	平成 29 年 0 件、平成 30 年 0 件 (問合せ等対応件数 平成 26 年 32 件、平成 27 年 27 件、平成 28 年 31 件、平成 29 年 22 件、平成 30 年 42 件)
効果指標の前事業者 (又は直営) との比較	本業務は直営ではできないこと、事業者に変更がないことから比較できません。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託の承認にあたっては、内容、範囲、規模について詳細に理解、把握した上で、承認する必要がある。(意見)

当該契約は西日本電信電話株式会社との一者随意契約である。その理由は、地域公共ネットワーク機器等は本件契約の相手方が構築し 2012 年度から運用しているものであり、当該機器等の保守を行う本業務については、構築業者でしか詳細を知り得ない市内公共施設を結ぶネットワークの全体構成や設計、機器の設定内容を把握していることが必須条件となることから、契約の相手方が特定され競争入札に適さないため、としている。

ところで、この業務のうち、サーバ機器等保守及びネットワーク機器等保守業務は他の 2 業者に再委託している。今回の委託に関して、再委託は承認されているが、その具体的な範囲、業務量などは明確にされていない。

もとより委託契約の全部を一括して第三者に委託することは禁止されている。趣旨からは業務の主たる部分を再委託することも不合理であり、再委託の審査を行う上で業務の主たる部分を再委託していないか、また再委託する業務内容が必要最小限のものとなっているかなどの重要な情報について十分に把握しないまま承認していることは、再委託の審査の質が十分に確保されていない可能性があると考えられる。

従って、再委託の承認にあたっては、内容、範囲、規模などについて詳細に理解、把握した上で、承認する必要がある。

3. 人・ふれあい部 危機管理室

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	(仮称)命を守るねやがわ防災作製等業務委託
契約先名（所在地）	株式会社 ジャパンインターナショナル総合研究所 （京都市）
契約内容	総合防災ガイドブックの作製及び印刷業務
現契約期間	平成 30 年 8 月 17 日～平成 31 年 3 月 15 日
同一相手先への委託開始時期	平成 30 年 8 月 17 日
予定価格（税込）	32,664,000 円
契約額（税込）	32,400,000 円（落札率：99%）
平成 30 年度決算額	32,400,000 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	契約規則第 31 条第 5 号に基づき、契約保証金は免除とする。
当初の契約方法及び根拠法令	プロポーザル方式により受託予定者を決定後、随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
履行の実績確認方法	契約書第 5 条及び仕様書に従い、指定した場所への完成物の納品を確認し、履行を確認している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	相手先から申告がないため、再委託は無いと理解している。
再委託の業務範囲	なし
再委託金額	なし
再委託確認方法	契約書の内容を確認しており、第 3 条再委託の禁止を説明済。
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	個人情報の取扱いはありません。

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、 比 5 較検討した数値 等）	近年、大規模な災害が多発傾向にある中、市民の「命を守る」の観点から、地域特性や都市構造、市民のライフスタイルなどを考慮し、災害に対する事前の備えや発災時の対処法など、今すぐ活用でき、いざというときにも役立つ情報を分かりやすくまとめ、寝屋川市に特化した防災ガイドブック（ハザードマップを含む。）の作製する必要があるため。
---	---

同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
委託契約の分割の有無	無

③ 随意契約の概要
該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	本事業の実施においては、子どもの防災情報の向上及び女性の視点等分かりやすい防災情報を提供することや、複数のハザードマップを総合的に提供すること、本市の現状・特徴等を踏まえた本市に特化した防災ガイドブックを作成すること等、創意工夫を凝らした魅力あるデザイン力や防災情報に関する専門的な知識や発想が必要であることから、価格のみによる競争だけでなく、企画力やデザイン力など、事業者の高い専門技術と豊富な経験を評価した上で本事業に最も適した者を選定する必要があるため
応札（募）者数	3 者
予定価格の積算方法	1 者から見積を入手し、参考の上、決定
前回の契約方法及び契約先	無
前々回の契約方法及び契約先	無

⑤ 効果測定について

事業の目的	市民の自助意識の向上
期待する効果	市民の防災意識の啓発及び向上
効果指標	無
効果指標の過去 5 年の推移	無
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	無

(2) 事業の概要

本事業は、市民の「命を守る」の観点から、災害に対する事前の備え発災時の対処法、防災地図を掲載するなど、いざというときにも役立ち、かつ、子どもの防災学習への活用及び女性の視点でのわかりやすい防災情報等を市民に提供するため冊子「(仮称) 命を守るねやがわ防災」の作成について委託事業である。

当市では、これまでも平成 25 年度にもハザードマップの作成を委託していたが、今回の業務との相違点は、上記の特徴を踏まえた冊子を作成した点であり、事業費を比較すると以下のとおりである。

年度	成果物	委託金額 (円)	作成部数	1部当たり製作費 (円)
25年度	ハザードマップ	4,245,000	115,000	37
30年度	防災ガイド (160頁) 及びハザードマップ	32,400,000	120,000	270

また、市は本業務委託にあたり、公募プロポーザル方式により業者選定を実施したが、プロセスは以下のとおりであった。

- 委託の前事業年度に 3 事業者から見積書を入手しているが、予算化した金額は 32,664,000 円であった。業者からの見積書について、積算している項目（業務内訳）については、各社バラつきが見受けられた。

(単位：円)

A社	B社	C社	(参考) 平均値
86,400,000	72,990,000	20,347,200	59,912,400

- 平成 30 年度予算要求のため 3 者から見積書を入手し、C 社が一番安価であったため、再度内容について協議後、見積書徴収を行った結果 32,664,000 円を予定価格とした。
- 平成 30 年 6 月 29 日に本業務委託に係る公募を実施した。
- 3 者がプロポーザルに参加し、評価委員会（外部有識者含む）による評価結果を踏まえ業者を選定した。当業者からの見積提示額は 32,400,000 円であり、そのうち印刷製本に相当する金額が 23,760,000 円である。

平成 30 年 8 月 17 日に契約を締結し平成 31 年 3 月 15 日に業務が完成した。本業務成果品である防災ガイド及びハザードマップについては、市民全戸に配布され、残部については、現在市で管理している。



(3) 監査の結果及び意見

- ① 当初予算額設計にあたり事前に入手した3事業者からの見積提示額は、それぞれが大きく乖離していた。予定価格設計の参考に、適正な市場価格を把握するためには、想定する業務内容を適切に業者に示した上で、見積書を入手する必要がある。(意見)

市が入手した3者からの見積書の積算項目には、以下のとおりバラつきが見受けられた。

- A社及びC社は12万部で見積っていたが、B社は11万部であった。
- 防災マップについては、B社は22万部で積算していた。
- C社については、積算項目はなく総額のみで見積書であった。

市にとっては初めての取組であり、価格形成の参考として利用するのであれば、積算条件は同一にして見積書を入手すべきであった。今後は、見積書を入手する際は、積算項目を明確にした上で業者に依頼することが望まれる。

- ② 本業務の主な内容は、「企画構成」に相当する部分と、「印刷製本」に相当する部分である。市はこれら各々を別個に外部委託することと、1つにまとめることによるメリットを比較検討することなく、1つの委託業務として公募を実施していた。業務として分けられるものについては、それぞれの業務を委託する必要性や価格メリット等を検討すべきであり、1つにまとめる場合にはそのメリットや根拠を明確しておくべきである。(意見)

本業務を公募プロポーザル方式で業者選定した趣旨は、委託理由にある「創意工夫を凝らした魅力あるデザイン力や防災情報に関する専門的な知識や発想が必要であることから、価格のみによる競争だけでなく、企画力やデザイン力」を業者に求めたことにある。そうだとすれば、今回の業務委託すべき範囲は、冊子や防災マップの企画構成部分であり、印刷製本に相当する部分は付随の業務であったと考えられる。

ここで、一般的に印刷製本業務は、特別な専門的な技術が必要となる業務ではないため入札方式が採用される。本業務においても、企画構成が完了した段階でとりまとめた冊子等の印刷データを基に、印刷製本部分について入札を実施することで、より価格の低減は図られたのではないかと考えられる。

今後、同様の業務を実施される際には、業務の構成要素ごとに委託する必要性を十分に検討すべきである。

- ③ 本業務における成果品については、業務完了後に市民に配布され、監査日時点（令和元年 10 月）で約半年が経過したが、市民から活用状況などについてアンケートは実施されていない。前回業務に比べて相当の予算を執行して作成したものであるため、当該業務の効果検証の 1 つとして、例えば、一読したかどうか、保管場所及び前回の防災マップと比べてのコメントなど、市民の声を確認しておくことが望ましい。（意見）

市は当業務において、前回業務と比較し約 8 倍の予算をかけて、防災ガイド（約 160 頁の冊子）と防災マップを作成し市民に配布している。

市は前回の防災マップに比べて、子どもと女性の視点でのわかりやすい防災情報を市民に提供することが目的としていたことから、当該目的が果たされ、前回の費用とも比較して市民ニーズにあったものになっているのかどうか、市民からのアンケートをとるなどして検証しておくことが望ましい。

方法は必ずしもアンケートに限らないが、8 倍の予算をかけて 160 頁の資料を配布することが、どれほど効果があったのかを検証することは、次回以降、同様の事業を行うときにも意思決定に資する資料となるため、事業の PDCA を行っておくことは重要である。

- ④ 本業務における完了届が、契約終了日後に提出されていた。契約終了日あるいは実際の完了日をもって提出を求める必要がある。（意見）

本業務の契約期間は、契約締結日（平成 30 年 8 月 17 日）から平成 31 年 3 月 15 日であることが契約書に明記されている。業者からの完了届の完了年月日は平成 31 年 3 月 15 日と記載されていたが、提出日付は 3 月 29 日になっていた。当業務のような内容の業務では、完了届は通常、印刷物の納品とともに提出されると考えられるため、提出日が完了日から相当程度後日となることは完了日に疑念を呼ぶ。同年度内であることから重大な問題とはしないが、今後、完了届は適正な日付で入手する必要がある。

4. 市民生活部 市民室 市民課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	寝屋川斎場火葬場業務委託
契約先名（所在地）	村瀬炉工業株式会社（大阪市）
契約内容	火葬業務の執行及び炉内等耐火物の補修等
現契約期間	平成 30 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
同一相手先への委託開始時期	30 年以上
予定価格（税込）	月額 2,662,200 円
契約額（税込）	月額 2,386,800 円（落札率 89.7%）
平成 30 年度決算額	21,481,200 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	契約規則第 31 条第 1 号㊤に基づき、契約保証金は免除 ㊤契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする 履行保証保険契約を締結したとき。
当初の契約方法及び根 拠法令	総合評価制限付一般競争入札による（地方自治法施行 令第 167 条の 10 の 2 及び第 167 条の 13）
履行の実績確認方法	契約書第 5 条及び仕様書に従い、「斎場管理運営報告 書」並びに「火葬執行報告書」等の日報と、毎月の委 託業務完了後の作業報告書並びに火葬炉設備に係る 「定期点検報告書」の提出を受け、委託業務の履行を 確認している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	有。1 件
再委託の業務範囲	残骨灰等の処分(搬出)業務の委託
再委託金額	不明
再委託確認方法	確認していない。
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	個人情報の取扱いは、契約書第 13 条による別記「個 人情報取扱特記事項」に記載 総務課合議日：平成 30 年 6 月 28 日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせ ず、委託とする理由、 比較検討した数値等）	当該業務は法令により市に処理責任が課されていると ともに、市民生活の根幹にかかわる基幹的サービスで あり、安定的・確実に継続して業務を実施しつつも、 業務実施における経済性や効率性を追求しているた め。
同種の業務につき、委	無

託と直営の併存の有無	
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要
該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	経年経過炉である寝屋川斎場における火葬業務の安定した運営のため、火葬炉設備の保守管理・補修ができる事業者を選定するため、価格の要素も含みながら、総合的に評価できる総合評価制限付一般競争入札を実施した。
応札（募）者数	1 者
予定価格の積算方法	予算要求時の見積書から市が独自で精査した金額
前回の契約方法及び契約先	総合評価制限付一般競争入札 村瀬炉工業株式会社
前々回の契約方法及び契約先	随意契約 村瀬炉工業株式会社

⑤ 効果測定について
該当なし

(2) 事業の概要

本事業は、寝屋川斎場の火葬場業務（火葬、案内、設備及び施設の維持管理等）について委託する事業である。

当市では建設から 30 年以上経過した炉を保有しているが、火葬業務の安定した運営のため、緊急時の対応能力だけでなく、万が一の故障に備えて日常のメンテナンス、定期点検などにより火葬炉に異常が生じることを未然に防ぎ、事前に対応するだけの火葬炉修繕のスキルやノウハウ、実績などを有している必要があることから、これまでと同様に委託事業として実施している。

寝屋川斎場の施設の概要は以下のとおりである。

1	所在地	大阪府寝屋川市池の瀬町5番2号
2	施設名	寝屋川市立寝屋川斎場（昭和61年3月竣工）
3	敷地面積	2,213.59㎡
4	建築面積	791.27㎡
5	炉型式	冷却室独立型火葬炉（全自動）
6	公害対策	再燃焼炉及び触媒脱臭剤装置付
7	施設内容	火葬炉6基、動物炉1基、炉前ホール、霊安室、機械操作室 電気室、作業員休憩室、待合室、事務室、湯沸室、便所、駐車場
8	火葬件数	人体 最大14件/日 動物炉 最大2回/日
9	年間火葬実績数	平成27年度 2,706件 平成28年度 2,815件 平成29年度 2,990件
10	動物炉火葬実績	平成27年度 1,872件 平成28年度 1,594件 平成29年度 1,695件
11	霊安室使用実績数	平成27年度 4件 平成28年度 11件 平成29年度 10件



本事業はこれまでの契約と以下の点で異なっている。

- 契約期間は従来5年間（7月1日から6月30日を1年）であったが、本業務は約3年間（平成30年7月1日から令和3年3月31日）である。
- 従来は、随意契約（地方自治法施行令第167条第1項第2号）を行っていたが、本業務は総合評価制限付一般競争入札を採用して業者選定を実施している。結果としては、従来から契約している業者による1社入札となった。
- 入札を実施したことにより、委託金額の削減ができています。

(単位 : 円)	
予定価格	2,662,200
落札価格	2,386,800
落札率	89.7%

なお、火葬後の残骨灰の処分については、受託者から別の業者に再委託を実施している。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 本委託業務は、機械設備等の維持管理だけでなく利用者の接遇も含まれていることから、長期にわたり同一業者と契約を締結する根拠として、利用者からのアンケートなどを行い、業者のサービス評価を定期的の実施していくことが望ましい。(意見)

本業務は、これまで同一業者と 30 年以上にわたり随意契約を締結し、履行されてきた。平成 30 年度は、総合評価制限付一般競争入札を実施したが、結果としては 1 者入札となり同一業者との契約となっている。しかし、市はこれまで利用者からのアンケート等、業者のサービス評価を外部視点での評価を実施してきていない。

火葬業務は、市民生活の根幹にかかわる基幹的なサービス業務である。市は、長期にわたり業者が適切な業務履行を実施しているかについて、委託者視点だけでなく、実際のサービスの受益者である利用者視点での評価を入手しておくことが望ましい。

- ② 審査を経ず、再委託が行われている。(結果)

本委託契約書第 3 条には、「受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承認を得た場合は、この限りではない。」と再委託の容認が規定されている。しかし、実際には残骨灰等の処分は再委託を行っており、市はそのことを認識しているにもかかわらず、再委託の書面による審査・承認を行っていない。

現在、本業務は 2 年目の契約期間中ではあるが、市は本契約書第 3 条に基づき、受託者に再委託の書面による申請を提出させ、審査に基づく承認手続を行う必要がある。

5. 市民生活部 市民室 市民課

(1) 委託の内容等

① 委託契約の概要

契約名	平成 30 年度マイナンバーカード等の記載事項の充実に関する住民基本台帳システム等改修業務委託
契約先名（所在地）	富士通株式会社 関西支社（大阪市）
契約内容	既存住基システム等のプログラム等の追加・改修業務
現契約期間	平成 31 年 1 月 10 日から平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	無
予定価格（税込）	10,429,884 円
契約額（税込）	10,429,884 円（落札率：100%）
平成 30 年度決算額	10,429,884 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	寝屋川市契約規則第 31 条第 3 号の規定により免除
当初の契約方法及び根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約
履行の実績確認方法	契約書第 16 条第 1 項の規定に従い、受託業務完了報告書を受け仕様書に従い履行を確認
再委託先の有無、ある場合は件数	有（1 件）
再委託の業務範囲	平成 30 年度マイナンバーカード等の記載事項の充実に関する住民基本台帳システム等改修業務委託に係る支援業務 （影響調査、資産適用準備、再カスタマイズ）
再委託金額	不明
再委託確認方法	契約相手先に再委託先の有無を文書で提出させ、内容を把握している。
個人情報取扱の有無（有の場合は契約書条項及び総務課合議日）	個人情報の取扱い「個人情報取扱特記事項」に記載（契約書第 16 条 総務課合議日：平成 31 年 1 月 8 日）

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	当該業務は契約の相手方が開発し、稼働している基幹系情報システムであり、開発者以外に行うことはできないため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	契約の相手方が開発し、稼働している基幹系情報システムの改修業務であり、開発者でしか詳細を知り得ないシステム内部のプログラム構成やシステム間の連携状況を把握していることが必須条件になることから、開発者以外に行うことはできず、契約の相手先が特定されるため
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが 一番低い相手先としていない場合はその理由	該当なし
前回の契約方法及び契約先	随意契約 富士通株式会社 関西支社 (平成 29 年度に実施)
前々回の契約方法及び契約先	無

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	社会保障・税番号制度に係る、マイナンバーカード等の記載事項の充実を図るため
期待する効果	法施行対応
効果指標	法未施行のため効果は不明
効果指標の過去5年の推移	
効果指標の前事業者 (又は直営)との比較	

(2) 事業の概要

本事業は、マイナンバーカード等の記載事項の充実に関する住民基本台帳システム等（以下「住基システム等」という。）の改修における委託業務である。

当業務の背景は、住民票、マイナンバーカード等へ旧氏（きゅううじ）を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成 31 年 4 月 17 日に公布された（平成 31 年 11 月 5 日施行。）結果、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、様々な活動の場面で旧姓を使用しやすくなるようにした国の施策によるものである。そのため、基本的に全自治体が一斉に当システム等の改修が必要となり、自治体内部で対応できない業務については委託による対応が必要となっている。国は、そうした委託が全国規模で起こることを見越し、本業務の財源として国庫補助を充当できるようにしている。以下は、総務省ホームページに掲載されている法令改正の概要である。

2019年11月5日(火)からスタート!

住民票とマイナンバーカードに 旧姓(旧氏)が併記できます!

住民票にも旧姓(旧氏)が併記されます!
マイナンバーカードにも旧姓(旧氏)が併記されることで、旧姓が各種証明に使えます!

旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

- 各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場合で、その証明に使えます。
- 結婚・転居時など、仕事の場合でも旧姓で本人確認ができます!

旧姓(旧氏)を併記するためには、どうしたらいい?

住民票に旧姓を併記するための請求手続きが必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

旧姓併記のための請求手続は2段階!

STEP1

旧姓が記載された戸籍謄本等を用意しましょう

戸籍謄本は1戸籍1枚です。戸籍謄本を1枚用意し、戸籍謄本に記載されている旧姓をマイナンバーカードの住所欄に記載します。

STEP2

用意した戸籍謄本等と一緒にマイナンバーカード(追加カード)を持って、居住お住まいの市区町村へ行く!

2 旧姓と併記 (旧姓「きゅううじ」とは、その人の祖先の戸籍上の氏名のことです。親などの人に係る戸籍、また記載された戸籍に併記されます。)

併記は本人に1つだけつけることができます。

旧姓併記に関するQ&A

Q 旧姓併記は、どのような場合にできますか?

A 旧姓併記は、旧姓(旧氏)を併記する必要がある場合にのみ可能です。旧姓(旧氏)を併記する必要がある場合は、戸籍謄本等に記載されている旧姓をマイナンバーカードの住所欄に記載する必要があります。

Q 旧姓併記は、どのような場合にできませんか?

A 旧姓併記は、旧姓(旧氏)を併記する必要がある場合にのみ可能です。旧姓(旧氏)を併記する必要がある場合は、戸籍謄本等に記載されている旧姓をマイナンバーカードの住所欄に記載する必要があります。

旧姓併記に関するQ&A

Q 旧姓併記は、どのような場合にできますか?

A 旧姓併記は、旧姓(旧氏)を併記する必要がある場合にのみ可能です。旧姓(旧氏)を併記する必要がある場合は、戸籍謄本等に記載されている旧姓をマイナンバーカードの住所欄に記載する必要があります。

Q 旧姓併記は、どのような場合にできませんか?

A 旧姓併記は、旧姓(旧氏)を併記する必要がある場合にのみ可能です。旧姓(旧氏)を併記する必要がある場合は、戸籍謄本等に記載されている旧姓をマイナンバーカードの住所欄に記載する必要があります。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

市は、本業務の委託については、住基システム等は、庁内の様々なシステムと連携する基幹系情報システムの一部として受託者が開発したものであり、「開発者でしか詳細を知り得ないシステム内部のプログラム構成やシステム間の連携状況を把握していることが必須条件になること」を理由として、地方自治法施行令第167条第1項第2号のよる随意契約を締結した。また、仕様書上の業務概要は下表のとおりあるが、このうち（２）及び（３）の業務の一部について、受託者は再委託を行っていた。

当該再委託については、本委託契約書第4条但し書き（「ただし、乙が委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し、又は請け負わせる業務の内容、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知し、甲の承認を得て業務の一部を第三者委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。」）に従い、受託者は、市に再委託の承認申請を行い、市は承諾を与えている。なお、再委託申請理由には、「今回作業を行うシステムは弊社製品として再委託会社等の協力の下、企画、開発管理、販売しているものですが、効率的かつ高い信頼性をもって業務を遂行するためには、これらの再委託会社に行わせる必要があるため」と記載されている。

1	パッケージ修正内容説明
2	カスタマイズ影響調査、カスタマイズ対応
3	パッケージ資産適用
4	テスト
5	提供資産検証支援
6	本番環境資産適用後の立会
7	プロジェクト管理

(3) 監査の結果及び意見

- ① 本業務は、住基システム等に関して受託者しか知り得ない専門的な知見を必須の条件とした随契契約理由に照らした場合、受託者からの再委託申請理由及び再委託業務範囲が、専門性、効率性、履行能力等の観点から本当に適切かどうか検証した上で再委託承諾を行うべきであるが、そうした検証を実施した根拠が確認できなかった。（意見）

本業務に限らず、システム関連業務では、本件のように、業者の専門性を評価して随意契約を締結し、一部が再委託される事例はよく見受けられる。

本件では、再委託申請理由として「効率的かつ高い信頼性をもって業務を遂行するため」とある。また、受託業者からは、受託者の管理下に再委託業者の担当者が記載された実施体制図が提出されており、再委託を承諾した根拠として保管されていた。しかし、当該実施体制図をもって、「効率的かつ高い信頼性をもって業務を遂行するため」という点を確認したことにはならず、再委託を承諾する根拠として不十分である。

市では、システム関連業務については、当業務を発注する所管課だけでは

なく、市全体の情報化の施策を所管している情報化推進課との協議のもと対応していることで、システム業者の業務内容を確認しているとのことである。

そのため、再委託業者の履行状況についても一定の確認を行っているものと理解するが、随意契約事業において再委託されているものについては、当該再委託申請を承諾する際、当該申請理由がそもそもの随意契約締結理由に照らして合理的かどうか検証しておくことが望ましい。

6. 環境部 環境事業課（環境総務課）

(1) 委託の内容等

① 委託契約の概要

契約名	一般家庭ごみ収集及び運搬業務委託
契約先名（所在地）	北口建設工業(株)（寝屋川市） (株)寝屋川興業（寝屋川市） (有)河北産業（寝屋川市） (株)スリーエフコーポレーション（寝屋川市） 寝屋川市清掃業組合（寝屋川市）
契約内容	随意契約
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 21 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	437,956,200 円
契約額（税込）	1 世帯当たり 606 円
平成 30 年度決算額	合計（5 社）436,147,896 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	寝屋川市契約規則第 31 条第 3 号の規定により契約保証金は免除
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
履行の実績確認方法	契約書第 6 条及び業務委託仕様書に従い、毎月の収集運搬業務完了後、委託作業完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	
再委託金額	
再委託確認方法	
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	無

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本市が市民の生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、市が指定する地区で、一般家庭から所定の場所に排出された一般家庭ごみを、安定的かつ簡素で効果的に収集・運
--------------------------------	--

	搬するため。 比較検討数値 予定委託世帯数 60,225 世帯/月
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	有
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	全市にわたり収集が滞るような非常事態において、市内全域の一般家庭ごみを一定期間収集できる直営能力を確保（世帯数比で 45%相当）
併存の理由	平成 30 年度 委託率 55% 直営 45%
委託契約の分割の有無	有
委託契約の分割数	5
委託契約を分割している場合の分割の方針	市内業者の受注機会の確保

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 1 号及び本市委託基準について、受託申請書を求め審査した結果、審査基準を満たしているため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	担当課による積算
相見積の有無（有の場合は見積件数）	5 者から見積書を徴取し最低見積金額を統一単価として契約
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	
前回の契約方法及び契約先	5 者随意契約／北口建設工業(株)・(株)寝屋川興業・(有)河北産業・(株)スリーエフコーポレーション・寝屋川市清掃業組合
前々回の契約方法及び契約先	5 者随意契約／北口建設工業(株)・(株)寝屋川興業・(有)河北産業・(株)スリーエフコーポレーション・寝屋川市清掃業組合

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

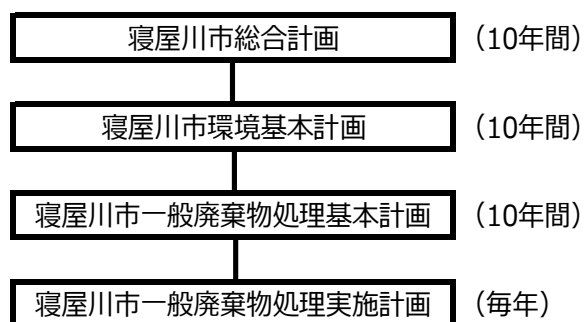
事業の目的	一般家庭ごみの収集・運搬
期待する効果	民間委託による効率的な収集・運搬の実施
効果指標	ごみ収集の民間委託率（第五次寝屋川市総合計画）

効果指標の過去5年の推移	平成26年度 47.7% 平成27年度 47.3% 平成28年度 47.0% 平成29年度 54.8%（委託地域拡大） 平成30年度 54.7%
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	無

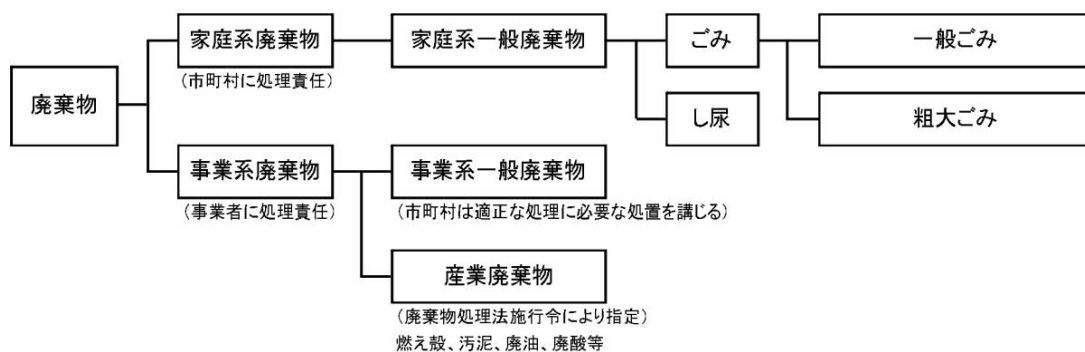
(2) 事業の概要

本委託事業の監査の基礎的理解として、市の一般廃棄物処理に係る施策及び計画等の立案を実施している環境総務課に対して一般廃棄物処理事業に関する施策事業体系のヒアリングを実施した。

確認した内容は以下のとおりである。



ここで廃棄物は、市町村に処理責任がある家庭系廃棄物と事業者処理責任がある事業系廃棄物に区分される。さらに、家庭系廃棄物は、一般ごみ（可燃ごみ、不可燃ごみなど）、粗大ごみがあり、その他にし尿がある。また、事業系廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、産業廃棄物は、事業活動から生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸など政令で定める廃棄物のことをいう。



第1に、寝屋川市総合計画（平成23年度から令和2年度まで）では、該当する施策指標として、下図のとおり「市民一人当たりごみ排出量」及び「リサイクル率」、また「ごみ収集の民間委託率」などをあげている。

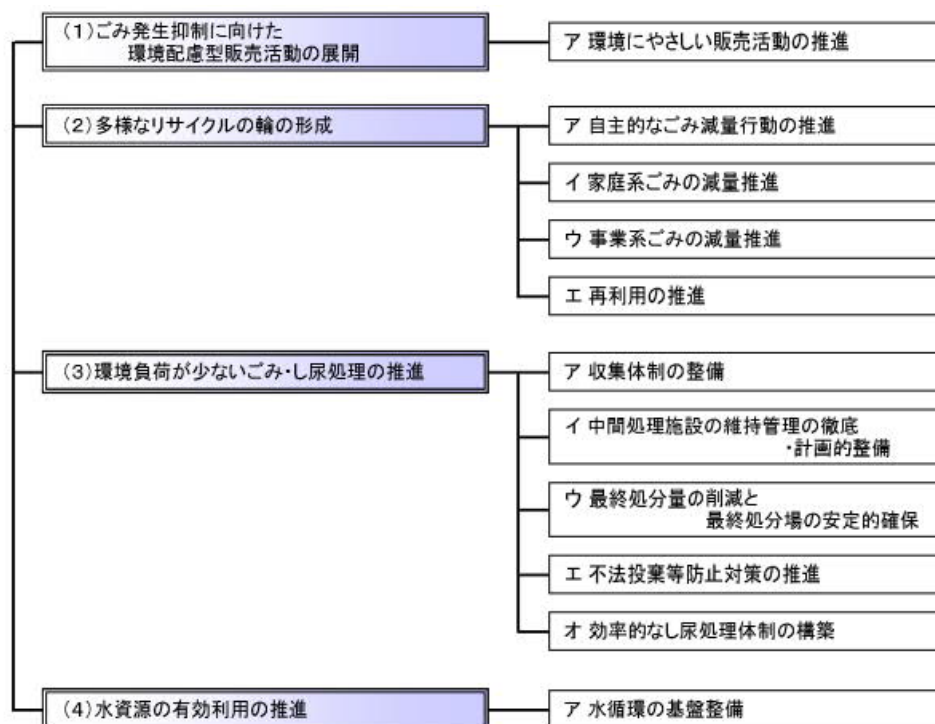
施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)		めざそう値 (H32)
市民一人当たりのごみ排出量	g/日	874.5	▶	837.8
リサイクル率	%	21.8	▶	27.0

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)		めざそう値 (H32)
ごみ収集の民間委託率	%	47.7	▶	55.0
熱回収率(ごみ焼却時に発生 する熱の利用)	%	0.5	▶	50.0

第2に、寝屋川市環境基本計画では、重点施策としては(1)地球温暖化対策及び(2)生物多様性の保全を掲げ、一般廃棄物処理に関する事項としては、「循環型社会実現に向けた仕組みづくりをするまち」を基本施策として、以下の施策を実現していくことになっている。



第3に、より具体的な計画は、寝屋川市一般廃棄物処理基本計画となる。当該計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に従い策定されたものであり、究極的な目標としてはごみの減量化を図っていくことになる。前述のとおり、寝屋川市総合計画上の施策目標である「市民一人当たりごみ排出量」についても、当該排出量の目標実績管理を行っている。しかし、ホームページ上は公表されない。

【ごみ排出量の目標実績推移】

項目/年度		単位	H22	H23	H24	H24(災害除く)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30(災害除く)	H31	H32
人口(各年10月1日現在)	計画数値	人	239,468	237,283	235,102	235,102	232,921	230,740	228,559	225,919	223,279	220,640	220,640	218,000	215,360
	実績数値		242,342	242,921	242,766	242,766	241,571	240,829	239,594	237,762	235,959	233,897	233,897	0.0	0.0
総排出量(発生量)	計画数値	g/人・日	891.6	886.6	881.4	881.4	876.1	870.7	865.5	859.9	854.5	848.9	848.9	843.4	837.8
	実績数値		877.2	888.1	896.6	891.2	891.1	874.5	865.9	855.0	841.2	863.0	840.0	0.0	0.0
集団回収量	計画数値	g/人・日	88.4	94.4	100.4	100.4	106.4	112.4	118.5	121.3	123.3	125.1	125.1	127.1	129.0
	実績数値		87.5	87.2	85.2	85.2	83.1	80.9	76.7	74.0	69.9	68.7	68.7	0.0	0.0
排出量合計	計画数値	g/人・日	803.2	792.2	781.0	781.0	769.7	758.3	747.0	738.6	731.2	723.8	723.8	716.3	708.8
	実績数値		789.7	800.9	811.4	806.1	808.0	793.6	789.2	781.0	771.3	794.3	771.4	0.0	0.0
家庭系ごみ量合計(集団回収含む)	計画数値	g/人・日	678.2	675.1	671.7	671.7	668.4	664.9	661.5	658.1	654.8	651.4	651.4	648.0	644.6
	実績数値		663.2	671.9	677.3	672.0	666.9	651.7	647.3	644.2	629.3	655.2	632.2	0.0	0.0
家庭系ごみ量合計	計画数値	g/人・日	589.8	580.7	571.3	571.3	562.0	552.5	543.0	536.8	531.5	526.3	526.3	520.9	515.6
	実績数値		575.7	584.7	592.2	586.8	583.8	570.8	570.6	570.2	559.4	586.5	563.5	0.0	0.0
不燃ごみ	計画数値	g/人・日	40.8	40.1	39.3	39.3	38.7	38.0	37.3	37.0	36.6	36.4	36.4	36.1	35.9
	実績数値		39.1	38.7	41.7	37.6	40.4	36.2	40.6	40.0	40.8	55.8	45.7	0.0	0.0
資源ごみ	計画数値	g/人・日	111.6	111.5	111.4	111.4	111.3	111.2	111.2	111.1	111.1	110.9	110.9	110.9	110.8
	実績数値		113.0	112.7	114.2	114.2	118.1	118.8	116.6	116.2	117.0	120.6	120.6	0.0	0.0
臨時ごみ	計画数値	g/人・日	11.2	10.9	10.5	10.5	10.2	9.8	9.5	9.1	8.8	8.4	8.4	8.0	7.6
	実績数値		11.8	9.3	8.8	8.8	8.6	7.3	8.6	9.7	9.1	8.9	8.9	0.0	0.0
事業系ごみ量合計	計画数値	g/人・日	213.4	211.5	209.7	209.7	207.7	205.8	204.0	201.8	199.7	197.5	197.5	195.4	193.2
	実績数値		214.0	216.2	219.2	219.2	224.2	222.8	218.6	210.8	211.9	207.8	207.8	0.0	0.0
資源ごみ(缶・びん)	計画数値	g/人・日	1.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3
	実績数値		1.1	1.9	1.7	1.7	1.1	1.3	1.1	1.5	1.6	2.4	2.4	0.0	0.0

注1) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

注2) 平成24年度災害ごみ量471.120t(可燃104.240t+不燃366.880t)

注3) 平成30年度災害ごみ量1960.2t(可燃1,096.5t+不燃863.7t)

第4に、基本計画に沿って事業を推進していくために、毎年、寝屋川市一般廃棄物処理実施計画を策定し、前年度の目標数値と実績値の比較や、当年度の取組（定性的事項）を定めている。

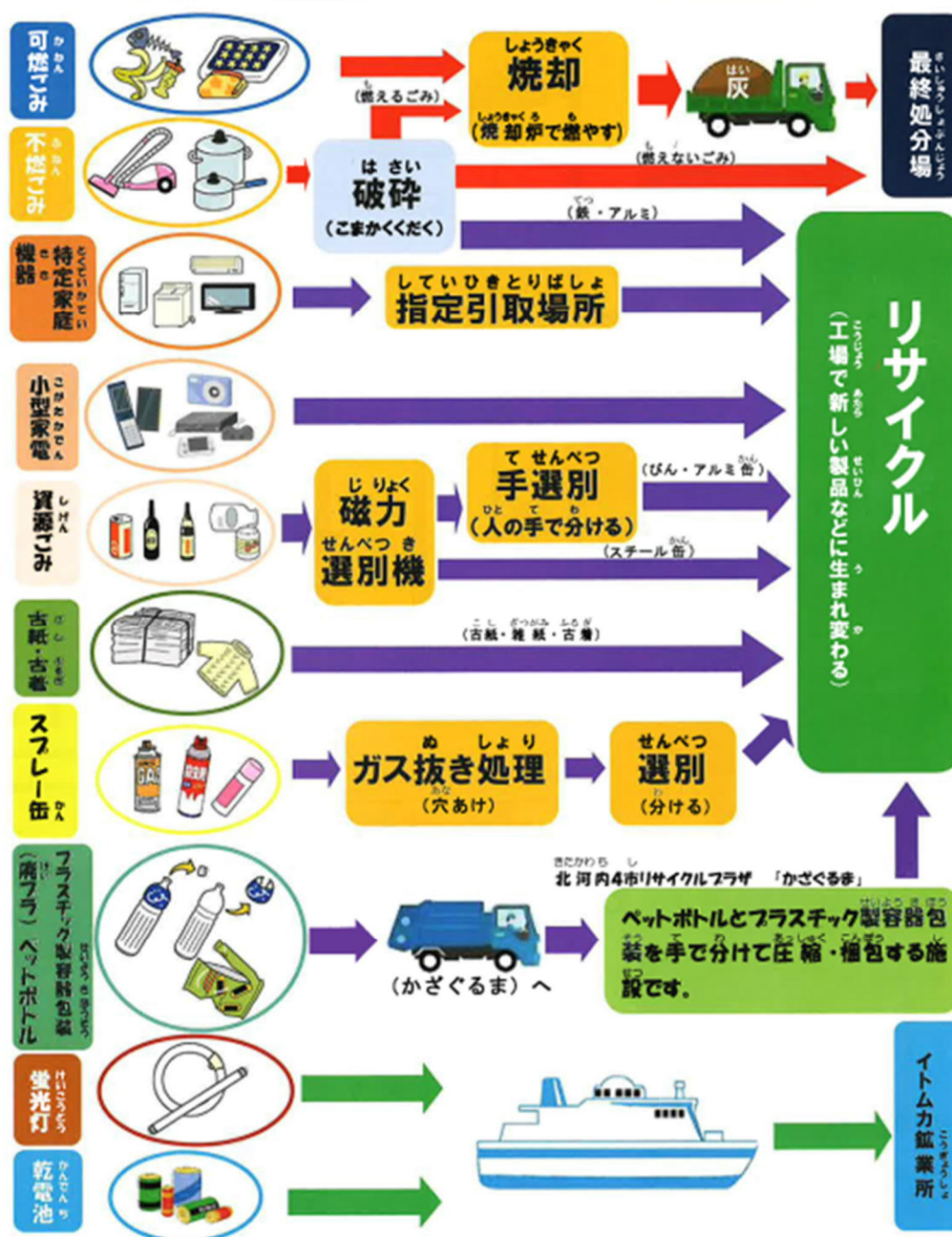
(単位：トン)

	平成30年度 目標値補正 A	平成29年度 実績【速報値】 B	実績と目標値 補正との比較 B-A	平成30年度 目標値【参考】
人口（人）	234,851	235,959	—	220,640
排出量合計	62,041	66,426	4,385	58,290
可燃ごみ	48,507	51,919	3,412	45,572
不燃ごみ	3,116	3,514	398	2,928
資源ごみ	9,606	10,108	502	9,026
古紙・古布	3,102	3,886	784	2,915
缶・びん	2,320	2,018	-302	2,180
廃プラ・ペットボトル	4,184	4,204	20	3,931
臨時ごみ	719	785	66	676
その他	93	100	7	88

※人口：「平成30年度目標値補正」は平成30年4月1日、「平成29年度実績【速報値】」及び「平成30年度目標値【参考】(第五次寝屋川市総合計画の将来人口予想)」は10月1日
 ※目標値補正：将来人口予測に基づく目標値を平成30年4月1日の人口で補正した数値

市の一般廃棄物処理に係る業務概要

各一般廃棄物の処理の流れについては、以下が参考となる。



また、市ではこれらの廃棄物の収集、処分については、直営で実施する業務もあれば、委託業務として実施しているものもある。これら業務実施主体の状況については、実施計画にて下表のとおり説明されている。

i. 収集・運搬

ア 家庭系ごみ

種 類	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	臨時ごみ	直接搬入
実施主体	市 (直営・委託)	市 (直営・委託)	市 (直営・委託)	市 (直 営)	市 民

- 定期収集ごみの排出は、透明・半透明ごみ袋により行うものとします。
- 一般家庭ごみ収集運搬委託業者は5業者とします。

総合計画では、ごみ収集の民間委託率を平成 31 年度までに 55.0%とすること施策目標としている。

ii. 中間処理

ア 処理の主体

(単位：トン)

種 類	焼却処理	中間処理			
		破碎処理	資源化处理		
			資源ごみ	廃プラ・ ペットボトル	その他
実施主体	市 (委 託)	市 (委 託)	市 (委 託)	北河内4市 リサイクル施 設組合	市 (委 託)

中間処理施設の概要については、次頁のとおりである。

iii. 最終処分

最終処分場の概要

施設名	大阪沖処分場
所在地	大阪市此花区北港緑地地先
形式等	埋立地面積： 950,000㎡ 全 体 容 量：13,980,000㎡

市は、最終処分場を所有していないため、焼却灰及び不燃ごみについては「大阪湾フェニックス計画」に基づき、同施設にて処分を行っている。

【中間処理施設の概要】

区分	焼却処理施設	破碎処理施設	プラスチック類処理施設
名称	寝屋川市クリーンセンター 焼却施設	寝屋川市クリーンセンター ごみ処理施設 (破碎・切断・手選別)	北河内4市リサイクルプラザ 「かざぐるま」 (運営主体 北河内4市 リサイクル施設組合)
所在地	寝屋川市寝屋南一丁目2番1号		寝屋川市 寝屋南一丁目7番1号
敷地面積	16,591m ²		4,866m ²
建築面積	2,749.39m ²	1,992.863m ²	2,063m ²
延床面積	9,641.89m ²	4,849.602m ²	4,618m ²
建設年月	着工：平成27年 7月 竣工：平成30年 3月 稼働：平成30年 3月	着工：平成3年12月 竣工：平成6年 3月 稼働：平成6年 4月	着工：平成18年 7月 竣工：平成19年12月 稼働：平成20年 2月
処理方式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)	横型衝撃・せん断式 併用回転式	選別・圧縮梱包処理
処理能力	200 t /24h (100 t /24h×2基)	107 t /5h (破碎75 t、切断7 t、 手選別25 t)	53 t /11h
処理 対象物	可燃ごみ	粗大ごみ、不燃ごみ 資源ごみ	ペットボトル プラスチック製容器包装
付帯 設備等	燃焼ガス冷却： 廃熱ボイラ式 余熱利用： 蒸気タービン発電、 場内給湯 排ガス： 高効率乾式 ろ過式集じん器、 触媒反応塔 排水処理： 処理後再利用 (ピット散水等) 及び下水道放流 ・ 飛灰...薬剤処理	・ 破碎後選別施設 磁選機、アルミ選別機 可燃物・不燃物分離装置 ・ 有価物選別施設 手選別ライン、磁選機 アルミローラプレス機 金属圧縮機	・ 集じん・活性炭吸着装 置 ・ トルエン・T-VOC測定器
発電能力	蒸気タービン：4,710kw 太陽光発電： 60kw	—	風力発電：150w

以降、当委託事業についての記載とする。

本事業は、市の一般家庭ごみについて、直営で対応できない部分（予定世帯総数 60,225 世帯）について、平成 21 年度から、市の一般廃棄物の許可業者である 5 事業者との随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）を行っている。近年の委託料等の推移は以下のとおりである。

年度	委託料（円）	1世帯当たり単価（円）	委託率
平成26年度	395,245,410	@646	47.7%
平成27年度	396,770,616	@646	47.3%
平成28年度	398,043,236	@646	47.0%
平成29年度	436,329,090	@606	54.8%
平成30年度	436,147,896	@606	54.7%

本業務の委託料の決定過程は次のとおりである。市は、毎年契約締結前に 5 事業者に「1 世帯当たり単価」の見積を徴収する。この段階で、5 事業者は各委託世帯エリアや世帯数は把握しており、また毎年特段変更もないため収集ルートや周辺の環境も熟知している。主な積算内容は、人件費、車両関係費用（点検修理費、燃料費・保険料等）及び一般管理費となるが、5 事業者は、各自で積算を実施し、市に提示することになる。なお、平成 30 年度の各社の見積単価は以下のとおりであり、最低価格を提示した A 社の単価 606 円で一律契約することになる。

A社	B社	C社	D社	E社
606円	609円	612円	609円	613円

また、市が 5 事業者と随意契約を締結している理由について、以下の回答を得た。

廃棄物処理法施行令第 4 条に、「実施に係る人員、機材等の保有」また、「財政基盤」「収集に足る委託料の設定」等の要件が示されており、市はその適否を審査した上で、同事業者を適当と認めている。また、市内業者については、産業振興条例に基づき、市内業者育成の観点から要件としている。

つまり、廃棄物処理法のもとでは、必ずしも市内の処理業者に限定する必要はないが、市の産業振興条例を考慮して、市内の処理業者にしているということである。また、市内総世帯数の 50%以上のエリアを委託するとなると、複数事業者でないと業務の履行が難しいとのことであった。

さらに、市は総合計画において、一般ごみ収集の民間委託率を施策目標としている。計画最終年度にあたる平成 31 年度に 55.0%を目標値としているが、平成 30 年度時点で既に 54.7%となっており、目標は概ね達成している。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 総合計画上のごみ排出量における施策目標としては、「市民一人当たりごみ排出量」となっているが、市民へ毎年公表される実施計画上は、「排出量合計」数値となっており、施策目標に対して実績数値がどのようになっているかについては一目で確認できない。よりわかりやすく市民に施策の取組効果を伝えるためにも、毎年公表される実施計画は、「市民一人当たりごみ排出量」も記載していくことが望ましい。(意見)
- ② 市は、施策目標の1つとしてあげているごみ収集の民間委託率について、外部環境の動向は考慮しているが、コスト動向を考慮していない。次回総合計画作成の際に委託率を目標とする場合には、外部環境の動向とともに、委託コストとの比較や将来の直営コスト状況も考慮に入れ、併せて検討することが望ましい。(意見)

施策目標であるごみ収集の民間委託率については、平成 31 年度に 55.0%としているが、当該数値目標の設定根拠は、市内のマンション建設計画等を考慮した、いわば外部環境の変化に応じた成り行きベースでの値であって、本来の意味での将来目標として設定されているものとは異なっている。

委託率に影響を与える重要な要素は、市が直営で実施しているリソース(職員、市保有の車両等)の将来動向や当該コストとの比較であるが、市では、直営で発生する支出額については毎年把握しているものの、委託業者が提示している1世帯当たりの処理単価との比較は実施されていなかった。

次回総合計画作成の際に委託率を目標とする場合には、外部環境の動向を把握することは必要であるが、まずは直営のリソースの状況を確認し、委託業者と直営で現在どの程度処理単価が異なるのか、更に職員動向や車両維持更新計画から将来の直営コストを考慮して、検討することが望まれる。

7. 環境部 環境事業課

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	焼却施設維持管理運転業務委託
契約先名（所在地）	大栄環境株式会社（和泉市）
契約内容	クリーンセンター及び焼却施設の維持管理・運転管理業務
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 30 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	月額 18,237,960 円
契約額（税込）	月額 13,327,200 円
平成 30 年度決算額	159,926,400 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約の相手方が寝屋川市を被保険者とする履行保証保険契約を締結するため、契約規則第 31 条第 1 号の規定を適用し免除。
当初の契約方法及び根拠法令	制限付一般競争入札
履行の実績確認方法	契約書第 8 条及び仕様書に従い、点検日報・月報の提出を受け、履行を確認している。
再委託先の有無、ある場合は件数	
再委託の業務範囲	
再委託金額	
再委託確認方法	
個人情報取扱の有無（有の場合は契約書条項及び総務課合議日）	個人情報の取扱いは「個人情報取扱特記事項」 総務課合議日：平成 30 年 3 月 30 日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	民間活力の導入等積極的なアウトソーシングの推進を進め、クリーンセンター焼却施設の維持管理・運転管理業務の委託について効果的で行政運営体制を確立するため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無

併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	該当なし
応札（募）者数	2 者
予定価格の積算方法	廃棄物処理施設維持管理業務積算要領による設計
前回の契約方法及び契約先	該当なし
前々回の契約方法及び契約先	該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	焼却施設の維持管理・運転を行い、ごみを適正かつ効率的に処理する
期待する効果	焼却施設の安定稼働の確保
効果指標	焼却処理量
効果指標の過去 5 年の推移	
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	

(2) 事業の概要

本事業は、寝屋川市のごみ焼却施設であるクリーンセンター（平成 30 年 3 月末竣工）の維持管理運転業務について委託である。



施設規模： ストーカ式焼却炉 200t／日（＝100t／日×2 炉）、
発電設備：蒸気タービン発電機 4,710kW、太陽光パネル 60kW

当委託業務契約内容は、以下のとおりである。

（業務期間）

準備期間（予備性能試験及び引渡性能試験の期間）

契約締結日（平成 29 年 9 月 29 日）から平成 30 年 3 月 31 日まで

履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（業務の範囲）

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 情報管理業務
- (4) 受付管理業務
- (5) その他関連業務

当契約の特徴としては、平成 30 年 4 月からの稼働にあわせて竣工前の約半年間において準備期間が設けられており、また 5 年間の債務負担行為がなされている。

業者選定方法については、今回が竣工して初めての維持管理運転業務委託であるところから、同種施設において、同様の業務実績経験のある業者選定に参加してもらうとともに、委託金額も大きくなることから競争性を働かせるべく、制限付一般競争入札方式を採用している。市の事前調査では、入札参加資格を保有する業者は 10 者以

上であったが、実際の参加業者数は2者となっている。市としては、入札公告を市のホームページに掲載しており、また実際の入札日までに十分な期間をとっているのに、最終的に2者しか参加しなかったことについては、事業者の判断によるものと考えている。

また、本委託業務の中では、施設内の機器類について維持修繕が必要となる場合がある。現状、当該維持修繕については市が実施することとなっているが、実際上は、当該焼却施設の建設業者が瑕疵担保期間内であるとして実施している。ただ、建設業者と受託者とは、維持修繕内容等について口頭による協議をしているものの、瑕疵担保期間終了後において維持修繕内容に係る資料などの具体的な引継ぎについて明文化した取り決めはない状況であった。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 市は、今回「焼却施設維持管理運転業務委託」という、竣工後初めての業者選定であり、かつ大型の入札を実施するに際して、通常の入札と同様の対応を実施しているのみで、参加資格のある多数の業者に本入札の案内を実施していなかったため、応募者が2者であった。次回業務や今後の大型委託の件の入札の際には、より業者参入を促し、かつ価格競争を働かせるよう当該実施の周知を図ることが望ましい。(意見)

本業務は、寝屋川市クリーンセンター竣工後初めての維持管理運転業務委託である。委託金額は、5年間債務負担行為をとって予算化されていることから、多額となっている（業務委託設計額：5年累計額 11 億 8 百万円）。そのため、業者選定において、制限付一般競争入札方式を選択した。制限付一般競争入札は、特に指名しなくても多くの入札参加者が期待でき、価格競争が行われることが期待される場合に選択する方式といわれている。

市は入札前に、参加資格のある業者を 10 者以上把握していたが、今回の入札に際しては、事前に入札案内を実施していなかったことも一因で、結果的に入札者は2者であった。

確かに、入札の事前案内と最終的な参加者が少なかったことは、必ずしも因果関係があるとは言えない。また、入札の結果としては、予定価格 18,237,960 円（月額）に対して、落札額は予定価格の 72.7%に当たる 13,327,200 円（月額）となり、価格低下が図られている。

しかし、今回のような市として重要な委託業務に係る入札に際しては、できるだけ多くの業者に参加させることで、選定の透明性及び価格低下の効果が期待できるため、次回業務や今後の大型委託の件の入札の際には、当該実施の周知を図ることが望ましい。

- ② 現在施設内の機器類の維持修繕内容等については、建設業者と受託者が口頭による協議をしているものの、仕様書において具体的な業務引継ぎについて明文化した取り決めはないため、当該業務の引継ぎ事項が受託者に引き継がれないおそれがある。市は、現在建設業者が実施している維持修繕内容を受託者に適切に引き継がれるように、建設業者及び受託者と早急に協議し、現行の仕様書の見直しを検討することが望まれる。(意見)
- ③ 市は、寝屋川市暴力団排除条例に基づき、入札に参加する者に対しては、誓約書の提出を義務付けている。しかし、受託者から入手した誓約書には、提出日が記載されていなかった。今後は、入札参加者の提出日が記載されたものかどうか確認し、適切な文書入手すべきである。(結果)

8. 環境部 環境事業課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	焼却残渣及び不燃性ごみ等運搬業務委託
契約先名（所在地）	北口建設工業株式会社（寝屋川市）
契約内容	一般廃棄物の処理過程で発生する焼却残渣、不燃ごみを最終処分場（大阪湾広域臨海環境整備センター）まで運搬。
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	不明（20 年以上）
予定価格（税込）	1 t 当たり 2,608 円
契約額（税込）	1 t 当たり 2,592 円
平成 30 年度決算額	24,942,816 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	過去 2 年間に於いて、今回の案件と同種同規模の契約を寝屋川市と 2 回以上とりかわした実績が認められたため、契約規則第 31 条第 3 号により契約保証金を免除。
当初の契約方法及び根拠法令	指名競争入札(地方自治法施行令第 167 条第 2 号)
履行の実績確認方法	搬出元（クリーンセンター）、及び搬入先（大阪湾広域臨海環境整備センター）において計量を行い、その伝票により確認している。
再委託先の有無、ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	
再委託金額	
再委託確認方法	
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条項及び総務課合議日）	無

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	運搬業務の経費削減及び適正にごみを処理するため。
--------------------------------	--------------------------

同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	市内業者で登録があり、一般廃棄物収集運搬業の許可を有していることを基準に業者を選定した結果、競争に加わるべき者の人数が4者と少数であったため。
応札（募）者数	4者
予定価格の積算方法	担当課にて積算
前回の契約方法及び契約先	指名競争入札により北口建設工業株式会社と契約
前々回の契約方法及び契約先	指名競争入札により北口建設工業株式会社と契約

⑤ 効果測定について

事業の目的	埋立処分場へ焼却残渣及び不燃性ごみを適正に運搬する。
期待する効果	焼却残渣及び不燃性ごみの埋立処分により、適正なごみ処理処分を行う。
効果指標	焼却残渣及び不燃性ごみの運搬量(処理量)
効果指標の過去5年の推移	平成26年度 11,227t 平成27年度 10,618t 平成28年度 10,476t 平成29年度 10,089t 平成30年度 9,623t(新焼却施設稼働)
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	

(2) 事業の概要

本事業は、市の一般廃棄物を処理する過程で発生する焼却残渣、不燃ごみを最終処分場（大阪湾広域臨海環境整備センター）まで運搬する業務の委託事業である。事業者選定については、従来は随意契約方式（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）をとってきたが、平成 18 年から指名競争入札方式に切り替えている。当該指名競争入札への参加資格のある業者は、市の一般廃棄物運搬業務の許可を持つ市内 4 事業者である。市が 4 事業者を指名競争入札参加資格業者としている理由について、以下の回答を得た。

市内業者については、産業振興条例に基づき、市内業者育成の観点から要件としている。また、許可事業者については、取り扱っているものが一般廃棄物の運搬業務であるため、その許可を有している業者を要件としている。

ここで、産業振興条例について、一部抜粋を示すと以下のとおりである。

（目的）

第 1 条 この条例は、寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）における産業の振興の基本的な考え方を定め、産業振興に関わる者の役割及び責務を明確にすることにより、地域産業の安定化・活性化を進め、もって市民生活の向上を図るとともに、にぎわいと活力のあるまちの実現に資することを目的とする。

（基本理念及び基本方針）

第 3 条 産業の振興は、事業者の創意工夫、自助努力及び法令遵守を基本とし、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者及び寝屋川市がそれぞれの役割及び責務を果たしながら、市民の理解と協力の下、協働により推進するものとする。

2 産業の振興は、前項の基本理念を遵守し、次の各号に掲げる基本方針に基づき推進するものとする。

- (1) 地域の特性を活かしたまちづくり及び地域の発展に寄与し、地域貢献に努めること。
- (2) 地域資源の積極的な活用を図ること。
- (3) 商業、工業及び農業の各分野が相互に連携し、協働に努めること。
- (4) 事業者、教育・研究機関及び寝屋川市が連携し、協働に努めること。
- (5) 地域産業を担う人材及び後継者の育成並びに地域からの雇用の促進を図ること。
- (6) 地産地消・旬産旬消の推進を図ること。
- (7) 環境負荷の低減に努め、自然環境への配慮と産業の振興との両立を図ること。
- (8) 良好な景観の形成を図ること。

(事業者の役割及び責務)

第5条 事業者は、自らの事業の安定、強化及び経営の改革に努めるとともに、人材及び後継者の育成、地域からの雇用の促進及び従業員の福利厚生の実施に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会の一員であるとの認識に立ち、事業活動を通じ、安全安心な地域形成、まちづくりへの関与、地域の発展への寄与及び地域貢献に努めるものとする。

3 事業者は、産業経済団体に積極的に加入するよう努めるものとする。

4 事業者は、資材及び物品の調達、下請負及び必要な工事等の発注に当たっては、市内事業者が発注するよう努めるものとする。

5 事業者は、分野又は利害を超え、相互に連携し、協働に努めるものとする。

(寝屋川市の役割及び責務)

第12条 寝屋川市は、第3条の基本理念及び基本方針に基づき、産業の振興に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 寝屋川市は、前項に規定する役割及び責務を果たすため、次の各号に掲げる施策等を実施するものとする。

- (1) 市内事業者の経営基盤安定に資する施策
- (2) 市内における商業、工業及び農業の活性化のための施策
- (3) 持続的な地域経済活性化に資するまちづくりの推進のための施策
- (4) 雇用機会の拡大が期待される事業者の誘致及びこれに関連する施策
- (5) 地産地消、旬産旬消の推進を図るための施策
- (6) 消費者の利益の擁護及び増進を図るための施策
- (7) 勤労者の福利厚生に資する施策
- (8) 地域産業のイメージアップのための施策
- (9) 産業振興に資する情報発信の推進のための施策
- (10) 資材及び物品の調達、必要な工事等の市内事業者への発注の促進のための施策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、この条例の趣旨の普及及び目的の推進のため

の施策

3 寝屋川市は、産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、事業者、産業経済団体、教育・研究機関及び消費者と連携し、協働するものとする。

当該参加資格は、法令等により市内事業者に限定されるわけではないが、市としては、当該条例第12条第2項(1)市内事業者の経営基盤安定に資する施策、及び(10)資材及び物品の調達、必要な工事等の市内事業者への発注の促進のための施策、を考慮し、市内事業者に参加資格を限定しているとのことである。

また、本事業においては、同一事業者への委託が 20 年以上継続しているとのことであり、指名競争入札に切り替えた後も、結果として事業者の変更はなされていない。

本業務委託における入札は、1 t 当たりの処理単価を基準に行っている（処理量については、前頁「(5) 効果測定について 効果指標の過去 5 年の推移」を参照）が、近年は約 2,500 円が落札金額になっているとのことである。以下は、平成 30 年度業務に係る入札経過（金額は税抜額）であるが、落札した A 社とそれ以外の 3 者との価格差が大きくなっている。

	A社	B社	C社	D社
入札価格	2,400円	2,800円	2,830円	3,000円

市によると、A 社が他社と比較して価格を低くできる要因は、過去の業務実績により効率的な業務遂行が可能である点、A 社は当該業務に必要な運搬車両（10t 車）を保有しているが、他の 3 者は保有していない点（初期投資が嵩む点）を挙げている。なお、予定価格は 2,415 円、落札率は 99%あり、A 社のみが予定価格以下の金額であった。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 市は、受託事業者が産業振興条例における事業者の役割及び責務（第 5 条）を果たしているかについて評価する仕組みを検討することが望まれる。（意見）

市は、産業振興条例に基づく市内業者育成の観点から、当該条例第 12 条第 2 項（1）市内事業者の経営基盤安定に資する施策、及び（10）資材及び物品の調達、必要な工事等の市内事業者への発注の促進のための施策、を考慮し、本業務の指名競争入札参加資格を持つ事業者を市内の一般廃棄物運搬の許可事業者 4 者に限定している。ただ指名競争入札の結果、随意契約当時の事業者がコストメリットを活かし落札している状況が続いている。

ここで、産業振興条例（第 3 条）においては、事業者等と市がそれぞれ役割及び責務を果たし、協働で推進していくことが規定されている。そのため、産業振興条例（12 条）を理由に参加資格者を市内事業者にすることで市がその役割及び責務を果たしているのであれば、事業者側の役割及び責務（第 5 条）が果たされているかについても評価しておくことが望まれる。しかし、現在当該評価は実施できていない。

9. 環境部 環境事業課

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	資源ごみ選別業務委託
契約先名（所在地）	株式会社スリーエフコーポレーション（寝屋川市）
契約内容	収集した資源ごみ（缶・びん）の選別作業
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 12 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	23,472,720 円
契約額（税込）	22,680,000 円
平成 30 年度決算額	22,680,000 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	過去 2 年間に於いて、今回の案件と同種同規模の契約を寝屋川市と 2 回以上とりかわした実績が認められたため、契約規則第 31 条第 3 号により契約保証金を免除
当初の契約方法及び根拠法令	指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 2 号）
履行の実績確認方法	契約書第 5 条及び仕様書に従い、実績表の提出を受け、履行を確認している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	
再委託金額	
再委託確認方法	
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	無

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	分別収集した資源ごみ(缶・ビン)の適正処理とリサイクルの推進を図る。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託	

と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

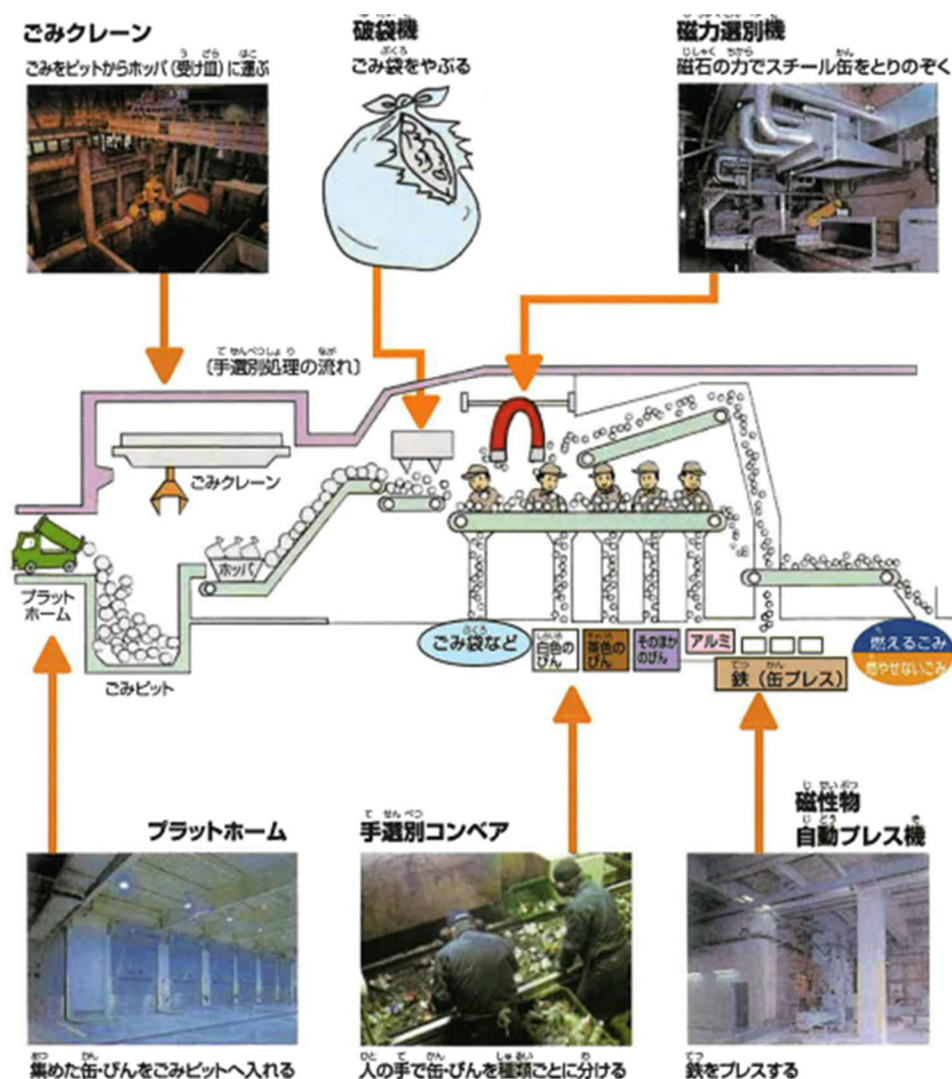
指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	本市の入札参加資格名簿に清掃施設運転管理で登録されている市内業者であることを基準に選定した結果、競争に加わるべき者の人数が4者と少数であったため。
応札（募）者数	4者
予定価格の積算方法	担当課にて積算
前回の契約方法及び契約先	指名競争入札により株式会社スリーエフコーポレーション
前々回の契約方法及び契約先	指名競争入札により株式会社スリーエフコーポレーション

⑤ 効果測定について

事業の目的	資源ごみの適正処理とリサイクルの推進
期待する効果	再資源化量の推進
効果指標	資源化量
効果指標の過去5年の推移	平成26年度 1,051t 平成27年度 1,454t 平成28年度 1,361t 平成29年度 380t（資源ごみ残渣として589t） 平成30年度 420t（資源ごみ残渣として620t）
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	

(2) 事業の概要

本事業は、破碎処理施設に収集した資源ごみを（缶・びん）の選別作業を行う業務の委託事業であり、委託の目的としては、選別業務の効率化とともに本市高齢者雇用の促進がある。事業内容のイメージは以下のとおりであり、ごみ袋から缶やびんを手選別し種類ごとに分けることが主な業務となる。



事業者選定については、従来は随意契約方式（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）をとってきたが、平成15年から指名競争入札方式に切り替えている。指名競争入札への参加資格は「市内の清掃施設運転管理業者」としており、理由については、以下の回答を得た。

本委託業務を履行するにあたり、現場作業では、ごみを処理するコンベアのスピードの調整や状況に応じて緊急停止する場合など、一定の機械操作の技術を要することから、この要件にて選定している。

また、他自治体事業者（市外業者）は、本市の産業振興条例に基づき、市内業者育成の観点から選定している。

（産業振興条例については、P77 参照）

当該参加資格は、法令等により市内事業者に限定されるわけではないが、市としては、当該条例第 12 条第 2 項（1）市内事業者の経営基盤安定に資する施策、及び（10）資材及び物品の調達、必要な工事等の市内事業者への発注の促進のための施策、を考慮し、市内事業者に参加資格を限定しているとのことである。

また、本事業においては、同一事業者への委託が 20 年近く継続しているとのことであり、指名競争入札に切り替えた後も、結果として事業者の変更はなされていない。

本業務委託における入札は、事前に参加資格業者に仕様書（下表に業務内容を示す）を配布し、1 年間の委託料見積額を基準に行っている（処理量については、前頁「（5）効果測定について 効果指標の過去 5 年の推移」を参照）が、近年の委託料の推移及び平成 30 年度の入札経過は以下のとおりである。

6.業務内容

- （1）総括責任者は、破碎接運転状況に応じて、作業日程及び年間スケジュール等の調整を市と行うこと。
また、選別作業においては、資源ごみの搬入量に応じて、作業工程及び作業スピード等の調整を図ること。
- （2）資源ごみの選別については、総括責任者の指示に従い、下記の手順で行う。
 - ア 破袋機コンベアから送られてくる資源ごみの中から、大型の不適物の除去を行う。
 - イ 大型のカレットを選別し貯蓄バンカーに投入する。
 - ウ 小型の不適物を除去する。
 - エ アルミ缶を選別し貯蓄バンカーに投入する。
（スチール缶については、磁力選別機にて自動選別しているが、当該機器でとりきれないスチール缶についても、選別すること）

（なお、タイムスケジュールが別紙で定められている。始業 9 時から終業 17 時までとなっており、うち昼休憩 70 分間と 45 分業務 10 分間の合計 120 分間の休憩時間がある）

委託料一覧

（単位：円）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
委託料（税込）	25,142,400	25,142,400	19,872,000	22,680,000

平成30年度入札経過

（単位：円）

	A社	B社	C社	D社
入札価格（税抜）	28,500,000	21,000,000	29,000,000	30,000,000
参考：税込額	30,780,000	22,680,000	31,320,000	32,400,000

上表から、平成 29 年度に資源ごみ処理量の減少とともに委託料が減少している。また、落札した B 社とそれ以外の 3 者との価格差が大きくなっている。なお、予定価格は 21,734,000 円（税込額は、23,472,720 円、落札率は約 97%であり、B 社だけが予

定価格以下の金額であった。

このように B 社が価格を低くできる要因については、市は、過去の業務実績により効率的な業務遂行が可能である点をあげているが、B 社の実施体制を確認すると、統括責任者（1 名）以外の現場作業員については寝屋川市シルバー人材センターからの派遣職員で構成されているとのことであり、安価な労働力で当業務を実施できる点も要因の 1 つと考えられる。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 市は、受託事業者が産業振興条例における事業者の役割及び責務（第 5 条）を果たしているかについて評価する仕組みを検討することが望まれる。（意見）

市は、産業振興条例に基づく市内業者育成の観点から、当該条例第 12 条第 2 項（1）市内事業者の経営基盤安定に資する施策、及び（10）資材及び物品の調達、必要な工事等の市内事業者への発注の促進のための施策、を考慮し、本業務の指名競争入札参加資格を持つ事業者を市内の清掃施設運転管理業者としている。ただ指名競争入札の結果、随意契約当時の事業者がコストメリットを活かし落札している状況が続いている。

ここで、産業振興条例（第 3 条）においては、事業者等と市がそれぞれ役割及び責務を果たし、協働で推進していくことが規定されている。そのため、市が産業振興条例（12 条）を理由に参加資格者を市内事業者にすることでその役割及び責務を果たしているのであれば、事業者側の役割及び責務（第 5 条）が果たされているかについても評価しておくことが望まれるが、現在当該評価は実施できていない。

- ② 市は、事業者が日々実施している作業実態について、現在の仕様書が当事業を適切に実施するために効果的かつ効率的なものとなっているかについて継続して検証し、的確な予定価格の設計を行うことが望まれる。（意見）

本業務は、約 20 年間同一事業者が受託していることから、事業者サイドには作業のノウハウなどが蓄積されていると考えられる。

市は、事業者からのヒアリングや業務の観察を行うことで、現在の業務内容及び工数が適切なものかを継続して確認し、的確な予定価格の設計を行うことが望まれる。

10. 環境部 環境事業課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	破砕施設運転管理業務委託
契約先名（所在地）	株式会社タカダ（大阪市）
契約内容	寝屋川市クリーンセンター破砕施設の維持管理・運転管理
現契約期間	平成 30 年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日
同一相手先への委託開始時期	平成 21 年 7 月 1 日
予定価格（税込）	月額 6,091,200 円
契約額（税込）	月額 6,048,000 円
平成 30 年度決算額	69,822,000 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	寝屋川市契約規則第 31 条第 1 号の規定を適用し、免除
当初の契約方法及び根 拠法令	制限付一般競争入札
履行の実績確認方法	仕様書に従い、点検日報、運転記録日報、及び月報の提出を受け、履行を確認している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	
再委託金額	
再委託確認方法	
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	無

② 委託の理由

委託の理由（直営にせ ず、委託とする理由、 比較検討した数値等）	民間活力の導入等積極的なアウトソーシングの推進と、効率的な行政運営体制を確立するため。
同種の業務につき、委 託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託	

と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	該当なし
応札（募）者数	1 者
予定価格の積算方法	廃棄物処理施設維持管理業務積算要領による設計
前回の契約方法及び契約先	制限付一般競争入札 株式会社タカダ事業本部
前々回の契約方法及び契約先	制限付一般競争入札 株式会社タカダ事業本部

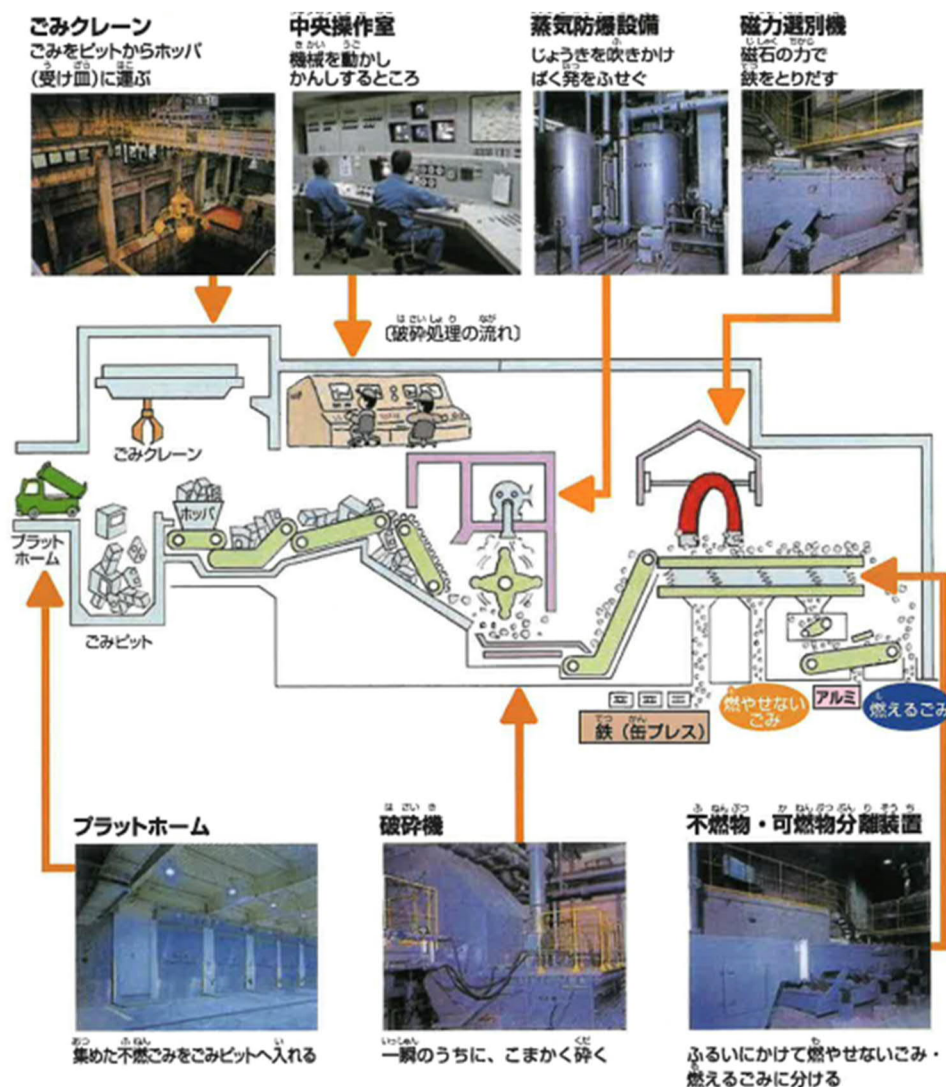
⑤ 効果測定について

事業の目的	効率的な破砕施設の維持管理を行う。
期待する効果	破砕施設の安定稼働の確保。
効果指標	破砕処理量
効果指標の過去 5 年の推移	平成 26 年度 4,091t 平成 27 年度 4,830t 平成 28 年度 4,832t 平成 29 年度 5,020t 平成 30 年度 6,150t
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	無

(2) 事業の概要

本事業は、寝屋川市クリーンセンター内にある破砕施設の維持管理運転業務について

て委託である。破碎処理に係る業務イメージは以下のとおりであり、処理能力は、指定した処理対象ごみ（粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）の範囲内で、107t/5時間を有している。



当委託契約は、債務負担行為により契約期間が3年と長期になっている。前回同様、今回（平成30年度入札実施）も制限付一般競争入札を実施しているが、入札参加者は1者となっており、平成21年度から同業者が継続して受託者となっている。

契約金額は以下のとおりである。今回は前回に比べて、小型家電のピックアップ処理が追加となったことから、それを考慮した予定価格を設計し、増額しているが、業者の落札価格の増加のほうが大きくなっている（委託料の増加率：17.9%、予定価格の増加率：7.3%）。

	契約期間		月額委託料 (円)	予定価格 (円)	落札率
前回	平成27年7月1日	～ 平成30年6月30日	5,130,000	5,675,400	90.4%
今回	平成30年7月1日	～ 令和3年6月30日	6,048,000	6,091,200	99.3%

また、市は1者入札が続いている要因について、市の破砕施設は比較的規模が大きいため同規模施設の運転実績を有する業者が少ない、と分析している。ただ、本業務委託における参加資格業者としては、破砕・リサイクル施設運転管理業務委託の実績業者が4者と複数事業者が存在しており、また、ごみ処理施設管理運転管理業務実績業者については10者存在しているとのことである。

さらに、当業務の予定価格の設計書を確認したところ、設計項目は、1. 直接人件費、2. 直接物品費、3. 業務管理費、4. 技術経費、5. 業務原価（1 + 2 + 3 + 4）、6. 一般管理費等で構成されていた。これらのうち、1. 直接人件費は労務単価と工数の積上げで算出しているが、他の項目は各費目に一定の比率を乗じて算出されていた。具体的には以下のとおりであり、前回と今回で、4. 技術経費及び6. 一般管理費の算出に用いる比率が異なっていた。

	前回	今回
1. 直接人件費	積算により算出	積算により算出
2. 直接物品費	1の1%	1の1～3%：計算は1%を使用
3. 業務管理費	(1 + 2)の6%	(1 + 2)の6%～10% 算出上は6%で実施
4. 技術経費	(1 - 2 + 1 - 3) の <u>10.54%</u>	(1 - 2 + 1 - 3) の <u>10%</u>
5. 業務原価	1～4の合計	1～4の合計
6. 一般管理費	5の <u>20%</u>	5の20%以下 算出上は <u>17.82%</u> で実施

なお、算出の際に用いる比率は、公益社団法人 全国都市清掃会議が作成している「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」に示された指標を参考にしているとのことであった。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 本業務委託について、近年は同一業者の1者入札が続いているが、市は参加条件や仕様書内容の見直しを行っていない。次回の入札時には、より多くの業者が入札に参加できるように、参加条件等を見直しを検討することが望まれる。(意見)

本業務は、前回1者入札となっていたが、市は今回業務の入札条件について見直し等は実施していなかった。また、今回の落札率は前回に比べ約9%増加し、99.3%となった。これは、事業者サイドから見れば、今回の入札に参加できる業者が同者以外ないものと判断し、ほぼ予定価格どおりの価格で落札できたものと推察できる。

現在、市における本事業参加資格業者については、同事業者を含め4者存

在し、また、ごみ処理施設管理運転管理業務実績業者については10者存在しているとのことである。従って、同事業以外のこれらの事業者から、これまで入札に参加できない要因をヒアリングするなどして確認し、現在の入札参加条件等の見直しを検討されたい。

- ② 予定価格設計における一部の費目の算出過程において、前回と今回で異なる比率を使用していたが、その変更の根拠が確認できなかった。予定価格は落札上限価格となる重要な金額であることから、当該積算に使用した根拠については十分に説明できるものとしておく必要がある。(意見)

前回及び今回の業務内容の相違は、前述のとおり、小型家電のピックアップ処理業務であり、積算上は、1. 直接人件費に反映される。つまり、積算における項目(1～6)は前回と同等であり、4. 技術経費及び6. 一般管理費に用いる比率が変化する要因は特段考えにくい。そのため、市は、説明責任の観点から、前回と異なる比率を用いて予定価格を設計した理由について十分な説明根拠を残しておく必要がある。

11. 環境部 環境事業課 緑風園

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	し尿くみとり業務委託
契約先名（所在地）	寝屋川市清掃業組合（寝屋川市）
契約内容	本市が指定するくみとり台帳に記載のくみとり世帯について、仕様書に基づき、収集・運搬を行う
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 23 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	29,004,480 円
契約額（税込）	29,004,480 円
平成 30 年度決算額	29,004,480 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	契約規則第 31 号第 5 号に基づき、契約保証金は免除 （過去 2 年間に於いて同種同規模の契約を寝屋川市と 締結しており、業務を誠実に履行していることから契 約不履行になるおそれがないため）
当初の契約方法及び根 拠法令	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
履行の実績確認方法	仕様書に従い、当該月の受託業務完了後、委託作業完 了報告書及び台帳の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	— （寝屋川市清掃業組合に属する業者以外に、本市の委 託基準に該当する業者なし）
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	個人情報の取扱いは「個人情報取扱特記事項」に記載 総務課合議日：平成 30 年 4 月 1 日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせ ず、委託とする理由、 比較検討した数値等）	くみとり世帯から発生するし尿を効率的に収集するた めに業務を委託し、市民の生活環境の保全と公衆衛生 の向上を図る
--	--

	(現在、市ではし尿収集運搬に係る車両等を保有しておらず、直営で業務を遂行することは困難)
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
委託契約の分割の有無	無

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第1号に基づく本市の委託基準に該当するため
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予定価格の積算方法	事業者から徴取した見積書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	随意契約／寝屋川市清掃業組合
前々回の契約方法及び契約先	随意契約／寝屋川市清掃業組合

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

該当なし

(2) 事業の概要

本事業は、市内における公共下水道及び浄化槽への未接続となっているくみ取り世帯から、し尿の収集・運搬を行う事業である。当該収集したし尿については、寝屋川市緑風園という処理施設まで運搬されることになる。

市でのくみ取り人口及び処理量は下表のとおりあり、年々少なくなっている。

生活排水処理形態別人口

(単位：人)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度見込
総人口	235,388	232,896	230,941
公共下水道接続人口	231,409	229,140	227,408
汲み取り人口	522	465	408
浄化槽人口	3,457	3,291	3,125
汲み取り人口割合	0.2%	0.2%	0.2%

し尿及び浄化槽汚泥処理量

(単位：kl/年)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度見込
汲み取りし尿	1,346	996	612
浄化槽汚泥	1,180	1,322	1,237
総排出量	2,526	2,318	1,849

また、収集体制や処理施設の概要は以下のとおりである。

ア 収集体制

種 類	実施主体	収集方法
し尿	一般家庭	委託（1者） 戸別収集：定期汲み取り 月1回及び2回
	一般家庭以外	委託（1者） 従量制
	工事現場等の仮設トイレ	許可（1者） 戸別収集：随時
浄化槽汚泥	許可（12者）	戸別収集：随時

イ 処理体制

施設名	所在地	実施主体	搬入区分	処理方式	処理能力
寝屋川市 緑風園	寝屋川市 讃良東町 7番1号	市 (委託)	し尿及び 浄化槽汚泥	下水道放流 一次処理（前処理） + 希釈放流	34.5kl/日 し尿： 15.2kl/日 浄化槽汚： 19.3kl/日

市ではし尿のくみ取り業務については、従来から委託事業としているが、平成23年度から同一事業者へ随意契約での委託となっている。同業者は、株式会社4者と個人事業主1社からなる組合である。また、委託料について、業者からの見積書を参考にした市の積算は、以下のとおりであり当該金額が契約金額となっている。

1	汲み取り作業工事	4,575,920 ※1
2	一般管理費	795,295 ※2
3	計	5,371,215 ……1業者分
4	3×5業者分	26,856,075
	消費税	2,148,486
	合計	29,004,561
※1	24,340円/日×188日	4,575,920
※2	※1×0.1738	795,295

ここで、当該し尿くみ取り業務については、昭和 50 年に、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という。下水道の整備により仕事を失うくみ取りなどの業者に、代わりの公共事業の受注や金銭補償、職種転換のための職業訓練支援などの便宜を図ることを自治体に許可した法律。）が施行された趣旨を考慮し、し尿くみ取り業者と随意契約を締結することについては行政の合理的な裁量の範囲内とする、最高裁判所の判決出ている。また、当該判決は、合特法の目的は業者を救済するという意味のものではなく、し尿の処理及びし尿浄化槽清掃について、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することが目的であることを改めて確認する判決となったものとされている。

佐賀県・伊万里市では、浄化槽維持管理業務を地元既存業者と随意契約した市長に対し、住民グループが訴えを起こした。平成23年1月の佐賀地方裁判所判決では原告が勝訴したが、翌24年4月の福岡高等裁判所判決では地裁の判決を覆し、随意契約は適法だとの判断が下された。原告は上告したが、平成26年4月に最高裁判所は上告の棄却を決定、福岡高裁の判決を是認した。

出所：「広報 環整連（平成 28 年 11 月 17 日）」

(3) 監査の結果及び意見

- ① 市は、委託料の積算において、現状その合理的な根拠を把握しているとはいいがたい。あるべき必要業務日数（量）について、受託業者及び実際の利用者からのヒアリングを実施するなどして確認を行い、業務量に応じた委託料の積算を行うことが望ましい。（意見）

本業務は、長期にわたり契約の相手方が同一業者となっており、また市内では比較見積を提出できる業者もないため、業者が提出した見積金額と同額が委託料となっている。委託料の積算根拠は、前頁のとおりであるが、一般管理費の算出比率については、過去に下水道管路施設に係る管理費積算根拠を基にしたものであり、本業務に用いる合理的な根拠は乏しい。

また、下水道普及率の向上により、し尿くみ取り件数は委託開始当時に比べ減少しているが、委託作業日数の根拠となる設計書上は、同者に委託を開始した当時から 188 日のままである。しかし、市は、当該委託業務に必要な日数についての根拠を把握できていない。

さらに、組合の組織内で業務管理を実施すれば、通常一般管理費は1拠点で発生するものと考えられるが、当積算においては5業者それぞれに一般管理費を見込んでいる。

一者随契である場合は価格に競争性が働かないため、特に契約額の合理性について検証する必要がある。当該ケースでは、委託量の変動要素を加味せず、委託料の積算を行っている。

市は、委託料の積算において、現状その合理的な根拠を把握しているとは言いがたい。あるべき必要業務日数（量）について、受託業者及び実際の利用者からのヒアリングを実施するなどして確認を行い、委託料の積算を行うことが望ましい。

12. こども部 子育て支援課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	寝屋川市地域子育て支援拠点事業委託契約
契約先名（所在地）	社会福祉法人寝屋川めぐみ園
契約内容	寝屋川市地域子育て支援拠点事業の委託
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 25 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	9,370,000 円
契約額（税込）	9,370,000 円
平成 30 年度決算額	9,370,000 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	無。相手方は保育園と併設して子育て支援センターを 開設し、契約不履行となる恐れがないため。 寝屋川市契約規則第 31 条第 5 項
当初の契約方法及び根 拠法令	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	実施報告書及び関係書類の提出
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	
再委託金額	
再委託確認方法	
個人情報取扱の有無 (有の場合は契約書条 項及び総務課合議日)	第 15 条 総務課合議日：平成 30 年 4 月 1 日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせ ず、委託とする理由、 比較検討した数値等）	地域子育て支援拠点は、市内 12 か所に設置してお り、費用対効果の観点から委託を実施している。
同種の業務につき、委 託と直営の併存の有無	
併存が有の場合、委託 と直営の割合に関する	直営 2 か所、委託 10 か所 直営施設は本事業の中核として拠点施設への助言・指

方針及び割合	導や地域の子育てサロンとの連携などを行っており、 直営施設は必要
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	無
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	寝屋川市地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、適切な事業運営を行うことができると市が認めた社会福祉法人であり、未就学児とその保護者が利用できる当該事業専用のスペースを整備しており、平成 30 年度も継続的な利用が図れ、高水準の質を確保した業務を実施できる団体であるため
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	1 者見積書
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが 一番低い相手先として いない場合はその理由	
前回の契約方法及び契約先	同相手方と随意契約
前々回の契約方法及び契約先	同相手方と随意契約

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	子育て支援
期待する効果	子育て不安の軽減
効果指標	来所者数

効果指標の過去5年の推移	※継続して事業を実施している場合に記載 平成26年度8,078人 平成27年度8,524人 平成28年度8,862人 平成29年度8,825人 平成30年度9,074人
効果指標の前事業者 (又は直営)との比較	

(2) 事業の概要

本事業は、国の子育て支援拠点事業の方針にのっとり、子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行う目的で行われるものである。

業務の内容としては市内の12の学校区にそれぞれ1つ子育て支援拠点を設置（うち直営2拠点、委託10拠点）し、以下のような業務を行っている。

- (ア) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (イ) 子育て等に関する相談、援助の実施
- (ウ) 地域の子育て関連情報の提供
- (エ) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

なお、直営の2拠点については、通常の子育て支援拠点としての機能のほか、本事業の中核として他の拠点施設への助言・指導や地域の子育て支援施設との連携などを行っている。

また子育て施策として、寝屋川市では独自に「子育てリフレッシュ館（通称:RELATTO）」を平成30年に開設している。RELATTOは3階建ての施設であり、1階では有料の子どもの遊びスペース、2階では子どもの一時預かり用の保育ルーム、3階ではセミナーや保護者同士の交流ができるスペースなどとなっている。

(3) 監査の結果及び意見

① 効果測定に関して目標値を設定しておらず、検証も不十分である。（意見）

本事業の目的は、子育て世帯に対して気軽に悩みの相談をできる環境を整備し子育て世帯の孤立を防止することにある。

本契約は、効果指標として 10 拠点合計の来所者数を設定している。来所者数は平成 26 年度 8,078 人、平成 27 年度 8,524 人、平成 28 年度 8,862 人、平成 29 年度 8,825 人、平成 30 年度 9,074 人となり、具体的な達成目標等は特に設定されていないが、延べ来所者数は伸び、一定の効果があることが認められる。しかしこれでは、ただ延べ利用者数が増えていることが分かるだけである。更に有用な情報とするためには、効果指標は拠点ごとに設定して客観的に検証し、事業としての PDCA ができるようにすべきである。

市は、拠点ごとの来所者数を把握しているため、例えば、拠点ごとに、拠点が属する学校区の子育て世帯数に対する来所者数の割合の比較、拠点ごとの利用者当たりの委託料の比較、及び各拠点で統一のアンケートを実施し検証すること等が考えられる。

実際に、各拠点の利用者一人当たりの委託料を比較すると以下のようなになる。

	子育て支援センター				
	寝屋川めぐみ	きんもくせい	あやめ	大阪聖母	池田すみれ
委託料	9,370,000	9,370,000	9,370,000	9,370,000	9,370,000
30年度利用人数	9,074	10,706	7,965	7,546	7,261
利用人数当たりの委託料	1,033	875	1,176	1,242	1,290
	つどいの広場				
	ゆう	そら	きしゃぽぽ	はる	こころ
委託料	6,219,000	6,219,000	6,219,000	6,219,000	6,219,000
30年度利用人数	7,092	4,017	4,695	5,931	5,064
利用人数当たりの委託料	877	1,548	1,325	1,049	1,228

上記のデータから拠点ごとに一人当たりの委託料に関して拠点ごとにばらつきがあることが分かる。この差の要因を分析することにより、各拠点の業務運営の改善に活用できる可能性がある。

定性的な情報だけでなく、拠点ごとの比較検討が客観的に行えるような指標の設定と検証を行い、事業規模やより良いありかたについての PDCA を実施されたい。

13. まち政策部 高架事業課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業に伴う物件移転補償調査に係る平成 30 年度再算定業務委託（その 11）
契約内容	京阪本線連続立体交差事業に必要な用地を取得するための支障となる建物等の移転補償金の算定
現契約期間	平成 30 年 11 月 22 日～平成 31 年 3 月 15 日
同一相手先への委託開始時期	
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 31 条第 1 号④に基づき、契約保証金は免除 ④契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
当初の契約方法及び根拠法令	指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 2 号）
履行の実績確認方法	委託契約約款第 31 条に従い、業務完了届の提出を受け、検査を行って、実績確認を行っている。
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	無
再委託金額	無
再委託確認方法	委託業者から再委託の申請がないこと、また、委託契約の検査の際に口頭で再委託の有無の確認をしている。
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条項 及び総務課合議日）	個人情報の取扱いは「個人情報取扱特記事項」に記載 総務課合議日：平成 30 年 11 月 21 日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	移転補償金の算定は「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づく必要があり、専門的な知識やノウハウが要求されるため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無

併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	有
委託契約の分割数	12

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	本市の入札参加資格者名簿に補償関係コンサルタントで登録があり、本市が発注した他の物件移転補償調査業務における同条件の案件の入札に参加したすべての業者を選定した結果、競争に加わるべき者の人数が18者で少数であることから
-------------------------------	--

(2) 監査の結果及び意見

① 誓約書の日付の記載が漏れていた。(結果)

委託契約を締結するにあたり、「寝屋川市暴力団排除措置要綱 第 11 条」より、「契約相手方に対しては、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨をそれぞれが表明した誓約書を提出するよう求めるものとする。」とされており、当該誓約書を契約の相手方から入手する必要がある。

当該委託契約においては、誓約書を入手しているが、日付の記載が漏れていた。適切な事務管理を行う上で日付の記載は必須である。提出書類の不備についてのチェック体制の整備し、不備のない書類を受理することが必要である。

14. まち建設部 道路建設課

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	対馬江大利線事業用地取得等業務委託
契約先名（所在地）	株式会社 UR リンケージ 西日本支社(大阪市中央区)
契約内容	対馬江大利線事業用地取得等業務
現契約期間	平成 28 年 12 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	該当なし
予定価格（税込）	87,173,280 円
契約額（税込）	当初契約：65,376,720 円（落札率 75%） 変更契約：96,292,800 円
平成 30 年度決算額	24,621,840 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	契約規則第 31 条第 1 項第 1 号㊤に基づき、契約保証金 は免除 ㊤契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする 履行保証保険契約を締結したとき。
当初の契約方法及び根 拠法令	指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 2 号）
履行の実績確認方法	仕様書に基づく成果品の確認を行う。
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	該当なし
再委託金額	該当なし
再委託確認方法	該当なし
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	有 「個人情報の取扱いに関する特記事項」に記載 （当初契約）総務課合議日：総務課合議なし （変更契約）総務課合議日：平成 30 年 12 月 25 日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせ ず、委託とする理由、 比較検討した数値等）	事業用地取得に伴う権利者数は約 200 人であり、従来 は職員により事業用地取得業務を行っていましたが、経験職員の減少や平成 30 年度まで重点的に用地 取得等を進めるスケジュールを勘案し業務委託とした。
--	--

同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	有
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	基本的には委託業者による用地取得業務を行っているが、権利者への委託業者紹介時の訪問、市に直接交渉を依頼した権利者への対応を行っている場合もある。
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	該当なし
委託契約を分割している場合の分割の方針	該当なし

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	本市の入札参加資格において、業種「補償コンサル」、種目「土地調査」「土地評価」「物件」「営業補償・特殊補償」「補償関連」「総合補償」の6部門全て登録している業者のうち、過去10年間で本業務の予定価格50%以上の実績を有する者が4者だったため。
応札（募）者数	1者
予定価格の積算方法	3者から見積を入手し、平均値の直下の見積歩掛を採用
前回の契約方法及び契約先	該当なし
前々回の契約方法及び契約先	該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	対馬江大利線事業用地取得
期待する効果	用地取得の進捗を図る
効果指標	用地取得面積の取得率

効果指標の過去 5 年の推移	平成 27 年度 2.4% 平成 28 年度 7.0% 平成 29 年度 12.7% 平成 30 年度 25.4% 令和元年度 34.0% (7 月末現在)
効果指標の前事業者 (又は直営) との比較	該当なし

(2) 事業の概要

都市計画道路対馬江大利線は、京阪電鉄寝屋川市駅につながる市の主要なバス路線道路であるが、密集住宅地区内を通るため狭隘（現道幅員約 6.7m）で、人や車の通行も多く、大変危険な現況であるとされ、「寝屋川市都市計画道路整備方針」において整備重要路線に位置付けられている。昭和 30 年に幅員 25m の都市計画が決定し、昭和 41 年、61 年には駅前広場から大利橋までの約 190m が完成している。

平成 27 年 2 月、本市と大阪府は延焼遮断帯としての整備効果が高く、交通の利便性と安全性の向上を図りかつ良好な都市環境を形成するため、協力して事業を進める協定書を締結し、密集市街地総合防災事業と国土調査事業を活用しながら、寝屋川市が駅から近い側の 850m を優先整備し、完成後、残りの 590m を大阪府が施工することになっている。平成 27 年 6 月から地籍調査に着手し、同年 12 月に都市計画（変更）が決定している（幅員 20m、車道 2 車線 9m、歩道片側 5.5m × 2）。総事業費約 74 億円（国費 1/2、府費 1/4、市費 1/4）、事業認可期間は平成 27～32 年度（令和 2 年度）である。

令和元年 7 月末現在での用地取得進捗率は 34% であることから、事業認可期間の変更が必要と思われる。

事業用地取得に伴う権利者数は約 200 人（現在約 250 人）であり、平成 27 年度は職員による事業用地取得業務を行っていたが、経験職員の減少や平成 30 年度まで重点的に用地取得等を進めるスケジュールを勘案し、2 年目からは業務委託としている。

業務委託の内容は、現地調査、関係権利者の特定、補償額算定書の照合、用地取得交渉方針、交渉用資料作成、用地取得交渉、移転履行状況等の確認で、それぞれの業務が完了の都度分割払いすることとなっている。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 指名競争入札における少数入札の状況を鑑み、競争性を確保するため、相応の応札者を確保する方策を検討されたい。（意見）

寝屋川市契約規則第 23 条において、「市長は、指名競争入札により契約を

締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者をなるべく5人以上指名しなければならない。」とされている。

当該委託業務は入札方法として、指名競争入札が採用されている。入札参加資格を定めるにあたり、契約事務審査委員会において、より当該業務の担保性を確保するため、入札参加資格を検討した結果、6者の指名予定が4者となった。

また、結果として応札者は1者となり、その者と契約を締結している。

指名競争入札は、相手方の能力要件等を定めることにより、契約の相手方としてふさわしくない者を事前に排除できるという利点がある。しかしながら、参加資格を複数設定することにより参加者を絞り込み過ぎることは、競争の公平性を害し価格競争が起こりにくくなる恐れもある。

上述の契約規則においても、「なるべく5人以上指名しなければならない」とされており、4者指名の当該委託契約は一概にこれに反するとは言えないが、結果として応札が1者であることを鑑みると、仕様書の業務実施体制等を緩和するなど、次回はどのような改善をすれば応札者を確保することができるのか検討に努められたい。

15. まち建設部 公園みどり課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	平成 30 年度 樹木剪定・伐採、低木刈込、除草作業、交通整理員（公園及び緑道）委託単価契約
契約先名（所在地）	石田造園土木株式会社寝屋川支店（寝屋川市） 南畑造園土木（寝屋川市） 株式会社サカエ造園（寝屋川市） 株式会社ティーエヌケー（寝屋川市） 有限会社前田造園土木（寝屋川市） 株式会社グリーンプラン（寝屋川市） 株式会社洋花園寝屋川営業所（寝屋川市） 株式会社グリーン京阪寝屋川支店（寝屋川市） 株式会社緑建社（寝屋川市） 有限会社パーククリエイト寝屋川支店（寝屋川市）
契約内容	市内公園及び緑道の樹木剪定・伐採、低木刈込、除草作業
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	追跡調査不可
予定価格（税込）	16,089,000 円
契約額（税込）	単価契約
平成 30 年度決算額	64,314,880 円（補正予算含む）
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	契約の相手方は、過去 2 年間に於いて寝屋川市と同種同規模の契約を 2 回以上締結していることを確認できたため、寝屋川市契約規則第 31 条第 3 号に基づき免除。
当初の契約方法及び根拠法令	本案件の業務を行うことができる、全ての市内・準市内登録業者と契約を締結するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約。
履行の実績確認方法	契約約款第 9 条及び仕様書に従い、業務完了後書面での提出を受け、履行を確認している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	無 契約約款第 3 条による。
再委託の業務範囲	上記のとおり無
再委託金額	上記のとおり無

再委託確認方法	再委託を行う際には、書面により承認を受ける。
個人情報取扱の有無	無

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	専門的な技術が必要な作業で、作業に危険が伴うこともあるため。また、市管理地において、同時期に起こる多数の樹木及び草の繁茂に至急対応するため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	有
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	専門的な技術を必要としない、軽微な剪定・伐採作業については、直営での対応を行っている。また、災害等即時の対応が必要な場合に実施。（全作業の1割未満）
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	無
委託契約を分割している場合の分割の方針	無

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	市公園用地等において、樹木及び草の繁茂等による公園利用者の利便性や、近接家屋への影響及び景観を維持するため、至急現場着手できるように、年度当初に本案件の業務を行うことができる全ての市内・準市内登録業者と単価契約を締結する。
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	有 10件
相見積を取っているが 一番低い相手先としていない場合はその理由	該当なし
前回の契約方法及び契約先	随意契約/市内・準市内登録業者10者
前々回の契約方法及び契約先	随意契約/市内・準市内登録業者10者

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

該当なし

(2) 監査の結果及び意見

① 委託先への発注に際して不公平にならないように検討されたい。(意見)

当該業務は年度当初に当該業務を行うことができる全ての市内・準市内登録業者と単価契約を締結している。

該当登録業者は10者ある。計画的な剪定や除草作業は行っておらず、市民からの要請で、樹木剪定等の依頼があった場合に、現場に近い業者から順に依頼をする運用になっている。仮に条件が同一の業者が2者以上いた場合には、緊急対応できる業者を優先する。また、この場合年度における発注回数、発注金額が10業者で不公平が生じないように、発注回数、金額が少ない業者に先に依頼することとしているとのことである。

運用上、暗黙のルールがあるのみで依頼の優先順位には明確なルールはなく、また定めにくいという回答を得た。

平成30年度の業者別委託状況は以下のとおりであった。

業者への依頼に際し、恣意性を排除し、業者間の不公平が生じないようにした上で、業務の目的を適時適切に達成できるようにすることが望ましい。

平成26年度から平成30年度までの委託料推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 補正前(※)	平成30年度 補正後(※)
A社	1,089,500	1,375,700	1,176,300	520,300	0	0
B社	4,562,276	4,379,200	3,000,900	3,500,500	3,010,600	19,647,650
C社	381,300	714,000	1,147,600	1,180,170	826,000	2,049,400
D社	1,828,400	1,346,500	1,932,200	2,116,700	739,950	2,342,650
E社	616,400	874,500	1,183,100	1,542,150	1,413,000	26,996,300
F社	518,300	1,041,800	2,041,400	1,257,400	847,500	1,626,100
G社	776,597	2,140,040	2,434,350	1,953,959	1,928,750	5,185,270
H社	678,976	245,000	720,500	115,000	330,000	330,000
I社	2,085,420	1,260,600	1,521,700	1,621,883	1,919,850	4,703,080
J社	201,400	0	148,700	365,000	625,430	1,434,430
K社	1,363,200	774,750	0	0	0	0
合計	14,101,769	14,152,090	15,306,750	14,173,062	11,641,080	64,314,880

※台風21号による予算補正

平成26年度から平成30年度までの委託割合

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 補正前（※）	平成30年度 補正後（※）
A社	7.7%	9.7%	7.7%	3.7%	0.0%	0.0%
B社	32.4%	30.9%	19.6%	24.7%	25.9%	30.5%
C社	2.7%	5.0%	7.5%	8.3%	7.1%	3.2%
D社	13.0%	9.5%	12.6%	14.9%	6.4%	3.6%
E社	4.4%	6.2%	7.7%	10.9%	12.1%	42.0%
F社	3.7%	7.4%	13.3%	8.9%	7.3%	2.5%
G社	5.5%	15.1%	15.9%	13.8%	16.6%	8.1%
H社	4.8%	1.7%	4.7%	0.8%	2.8%	0.5%
I社	14.8%	8.9%	9.9%	11.4%	16.5%	7.3%
J社	1.4%	0.0%	1.0%	2.6%	5.4%	2.2%
K社	9.7%	5.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※台風21号による予算補正

16. 上下水道局 下水道事業課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	排水施設等清掃業務委託 下水道総務費
契約先名（所在地）	株式会社ナカガワ・エスケイ（寝屋川市） 株式会社大阪環境寝屋川支店（寝屋川市） 北大阪環境株式会社（寝屋川市） 株式会社郡幸工業所（寝屋川市）
契約内容	排水施設等の維持管理業務（清掃） 一式
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	不明
予定価格（税込）	34,146,000 円
契約額（税込）	単価契約
平成 30 年度決算額	53,975,160 円 台風被害による補正予算対応等により決算額増。
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	寝屋川市契約規則第 31 条第 3 号により免除 過去 2 年間に於いて寝屋川市と今回の案件と同種同規模の契約を 2 回以上締結しているため。
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
履行の実績確認方法	委託契約書第 5 条及び仕様書に基づき、業務完了後報告書と作業状況写真の提出を受け履行を確認している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	該当なし
再委託金額	該当なし
再委託確認方法	該当なし
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	無

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	当該管理施設の維持管理業務は、市民生活に影響を及ぼすことのないように緊急性を伴う為に排水施設等清掃業務を委託するもの。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	有
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	残土処分等で比較的小口なものは直営にて回収。それ以外の物は委託にて回収、処分。
併存の理由	作業の迅速性や委託費の抑制を図るため。
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	無
委託契約を分割している場合の分割の方針	無

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	本市に登録している市内業者、準市内業者の中から緊急時の排水施設等清掃に 24 時間対応可能な業者全てと契約するため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	4 者からの見積額と市の積算単価の最低金額にて単価を決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	該当なし
前回の契約方法及び契約先	4 者随意契約 株式会社ナカガワ・エスケイ 株式会社大阪環境寝屋川支店 北大阪環境株式会社 株式会社郡幸工業所
前々回の契約方法及び契約先	4 者随意契約 株式会社ナカガワ・エスケイ 株式会社大阪環境寝屋川支店 北大阪環境株式会社 株式会社郡幸工業所

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	苦情、要望に対し迅速に対応する
期待する効果	市民サービスに影響の無いように対応する
効果指標	平成 30 年度：残土 448.5 m ³ 、清掃 492.7 m ³ 、草刈 35,971 m ² 、残塊 146 m ³
効果指標の過去 5 年の推移	平成 25 年度： 残土 418.0 m ³ 、清掃 390.0 m ³ 、 草刈 12,484 m ² 、残塊 241 m ³ 平成 26 年度： 残土 586.5 m ³ 、清掃 492.2 m ³ 、 草刈 30,527 m ² 、残塊 291 m ³ 平成 27 年度： 残土 433.0 m ³ 、清掃 427.2 m ³ 、 草刈 30,078 m ² 、残塊 227 m ³ 平成 28 年度： 残土 460.5 m ³ 、清掃 289.0 m ³ 、 草刈 30,432 m ² 、残塊 229 m ³ 平成 29 年度： 残土 328.6 m ³ 、清掃 511.4 m ³ 、 草刈 39,908 m ² 、残塊 88 m ³
効果指標の前事業者 (又は直営) との比較	無

(2) 監査の結果又は意見

- ① 同じ内容の誓約書を 2 度徴取している。一部の原本を確認保管すれば足りる場合、特段の理由なく、重複した書類を徴求することは無駄であり、避けられたい。(意見)

委託契約を締結するにあたり、「寝屋川市暴力団排除措置要綱 第 11 条」より、「契約相手方に対しては、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨をそれぞれが表明した誓約書を提出するよう求めるものとする。」とされており、当該誓約書を契約の相手方から入手する必要がある。

当該委託契約においては、契約締結前に契約締結日付の誓約書が提出され、契約締結時にも再度誓約書が提出され、合わせて 2 度、誓約書が提出されている。これに特段の理由はないとのことである。

役所では、同様の書類を何度も徴求することがあるが、お互いに無駄である。一部の原本を確認保管すれば足りる場合、特段の理由なく、重複した書類を徴求することは避けるべきである。

② 完了報告書において、改ざん可能な鉛筆書きによる記載があった。(結果)

平成 30 年 8 月 30 日付の完了報告書について、報告書日付、業務期間、完了日の記載が鉛筆書きのものがあった。

正式な書類を鉛筆で記入した場合、改ざんのおそれがある。しかしながら、何よりも問題であるのは、そのような鉛筆書きの完了報告書を市として受領し受付印が押印されていることである。

今一度、書類のチェック体制を見直し、不適切な書類は受け付けない体制の整備をするべきである。

③ 完了報告書について課長以下の供覧・決裁印の押印がないという不備があった。(結果)

委託業務について業務が完了した場合には、完了報告書を委託業者より受領する。完了報告書を受領した際には、課長以下へ供覧が求められており、その証跡として、課長以下の供覧・決済印、閲覧日付の記載が要求されている。

しかしながら、平成 30 年 6 月 5 日付の完了報告書について、課長以下の「供覧・決済印」がなかった。担当者に確認したところ、供覧が漏れていたとのことである。

運用ルールとして完了報告書の供覧が定められている以上遵守すべきである。

④ 業務完了報告書の日付が、完了日から 3 か月後のものがあった。(結果)

業務委託契約書第 5 条には、「受注者は毎月当該委託業務を完了したときは、すみやかに業務完了報告書を発注者に提出し、検印を受けなければならない」とある。

平成 30 年 10 月 18 日付の完了報告書について、業務期間は平成 30 年 7 月 25 日～平成 30 年 7 月 25 日、完了日は平成 30 年 7 月 25 日となっているものがある。当該完了報告書は業務完了日から報告書提出まで約 3 か月を経過している。担当者に確認したところ、委託業者が提出を失念しており、市としても督促を失念していたとのことである。

上述の契約書第5条より、業務完了後のすみやかな報告書の提出が求められていることから、完了報告書の提出がすみやかになされない場合には、督促を行う等適切な対応を実施すべきである。

⑤ 委託業者間の発注金額(件数)において不公平が生じる可能性がある。(意見)

当該業務は年度当初に当業務を行うことができる全ての市内・準市内登録業者と単価契約を締結している。

該当登録業者は4者あり、依頼があった場合には、現場に近い業者や作業や苦情対応に慣れている業者に依頼をしている。委託業者によって、従業員数や保有する機械が異なるので、業務内容により発注先を検討しているとのことである。

対応できるケースが多いため、会社規模の大きい業者に依頼することが多く、その結果、業務について理解の深い一部の業者への発注が多くなっているとのことである(下表C社参照)。対して、年に数件のみの発注しかない業者も存在する下表D社参照)。

4者と同条件で随意契約を締結している中で、一部の業者へ依頼が集中してしまうことは、他の業者との間に不公平が生じるおそれがある。

業務の目的を適時適切に達成できることを前提に、業者への依頼に際し、業者間の不公平が生じないようにするため、ロケーションや業務内容ごとに依頼先を決定する等を検討することが望ましい。

排水施設等清掃業務委託(用水管理費)についても同様である。

委託業者間の委託金額割合の推移

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
A 社	1.4%	2.1%	4.3%	3.7%	2.4%
B 社	5.0%	2.7%	4.6%	0.5%	2.3%
C 社	93.6%	95.0%	89.7%	93.8%	95.3%
D 社	0.0%	0.2%	1.5%	1.9%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

17. 上下水道局 下水道事業課

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	木屋揚水機場運転管理業務委託
契約先名（所在地）	東洋メンテナンス株式会社（東大阪市）
契約内容	用水取水ポンプ施設の運転管理、保守点検業務 一式
現契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	不明
予定価格（税込）	18,261,720 円
契約額（税込）	17,064,000 円（落札率 93.4%）
平成 30 年度決算額	17,064,000 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	業務委託料の 10/100 以上の金額。又は、履行保証保 険 寝屋川市契約規則第 31 条
当初の契約方法及び根 拠法令	指名競争入札 地方自治法施行令第 167 条第 2 号
履行の実績確認方法	委託契約書第 5 条及び仕様書に基づき、業務完了後報 告書と作業状況写真の提出を受け履行を確認してい る。
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	該当なし
再委託金額	該当なし
再委託確認方法	該当なし
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	無

② 委託の理由

委託の理由（直営にせ ず、委託とする理由、 比較検討した数値等）	ポンプ施設の運転管理、保守点検業務には専門的な知 識、技能が必要となるため。
同種の業務につき、委 託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託	該当なし。

と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	無
委託契約を分割している場合の分割の方針	無

- ③ 随意契約の概要
該当なし。

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	業務の確実な履行を求めるため府内で同種類の運転管理業務実績のある業者を選定し、指名競争入札。
応札（募）者数	8 者
予定価格の積算方法	下水道施設維持管理積算要領-終末処理場・ポンプ場施設編を参考に積算した設計額。
前回の契約方法及び契約先	指名競争入札 東洋メンテナンス株式会社
前々回の契約方法及び契約先	指名競争入札 東洋メンテナンス株式会社

⑤ 効果測定について

事業の目的	計画的な施設の運転及び点検整備
期待する効果	用水の安定供給、及び施設の適正管理
効果指標	平成 30 年 運転日数 287 日、取水量 28,227,000 m ³
効果指標の過去 5 年の推移	平成 25 年 運転日数 282 日、取水量 31,606,000 m ³ 平成 26 年 運転日数 300 日、取水量 32,059,000 m ³ 平成 27 年 運転日数 303 日、取水量 30,877,000 m ³ 平成 28 年 運転日数 302 日、取水量 30,297,000 m ³ 平成 29 年 運転日数 288 日、取水量 29,988,000 m ³
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	無

(2) 監査の結果及び意見

- ① 水道施設運転管理に業者登録があり、実績がある府内の業者が8者のみであるとして、指名競争入札を行っているが、結果的に長期間にわたり同一の業者と契約している。本契約が指名競争入札に適さないか、又は指名競争には適するが、実質的に競争性が働いていない可能性があるため、契約先の選定方法を工夫されたい。(意見)

本業務は、開始時期がいつからか不明な程度長期にわたり、同一の業者が受託している。一契約期間は3年である。本契約の相手先選定時には指名競争入札を行い8者が応募している。業務内容として実施可能な業者は多数いるが、結果的に契約先が長年同一業者になっていることは、その業者に競争上何らかの特権的地位があるものと推察される。それが例えば技術力や、効率性、有効性である場合は良いが、単に価格の安さのみを競う競争入札方式を選定して、結果的に同一の相手先になっていることは、競争入札の意義を失わせている可能性がある。落札率は93.4%である。

応札者が多数いることから見て、業務内容は他の業者でも実施可能な内容であると考えられるため、公平で透明性のある競争が働くよう、一層の検討を行われたい。

18. 上下水道局 下水道事業課

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	古川水路清掃業務委託（第二工区）
契約先名（所在地）	石田造園土木株式会社 寝屋川支店（寝屋川市）
契約内容	水路清掃工 300立方メートル
現契約期間	平成30年年11月19日～平成31年2月25日
同一相手先への委託開始時期	平成30年11月19日
予定価格（税込）	15,077,880円
契約額（税込）	14,256,000円（落札率：94.5%）
平成30年度決算額	14,256,000円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	契約規則第25条第1項第1号㊿に基づき、契約保証金は免除 ㊿契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
当初の契約方法及び根拠法令	指名競争入札 （地方自治法施行令第167条第2号）
履行の実績確認方法	現地確認並びに、業務完了後報告書と作業状況写真により履行を確認している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	該当なし
再委託金額	該当なし
再委託確認方法	該当なし
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	無

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	水路清掃業務は特殊車両等により実施するものであり、専門的技術を要するため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託	該当なし

と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	有
委託契約の分割数	2
委託契約を分割している場合の分割の方針	水路清掃を効率的に行うため水量が少ない1月～3月に実施する事としており期間内に目的を達するため分割としている。

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	当該委託を遂行可能な市内・準市内の業者が限定されるため。本市における水道施設清掃の入札参加資格を有している市内・準市内のすべての業者（7社）を選定。
応札（募）者数	7者
予定価格の積算方法	土木工事積算システム（Gaia）より算出
前回の契約方法及び契約先	指名競争入札 水谷工業株式会社 寝屋川支店
前々回の契約方法及び契約先	指名競争入札 株式会社大阪環境 寝屋川支店

⑤ 効果測定について

事業の目的	古川水路の清掃を年次計画的に実施し、機能の保全により古川流域の浸水対策を図る。
期待する効果	古川流域の浸水を軽減する。
効果指標	無
効果指標の過去5年の推移	無
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	無

(2) 監査の結果及び意見

- ① 当委託事業の完了確認のため、清掃前後の写真が大量にファイリングされている。大量の書類が保存され、保管期限が過ぎると焼却破棄されることを考えると、資源の無駄であり、環境にも負荷が大きい。データで保管可能なものについて、紙書類での保存からデータでの保管に移行することが望ましい。
(意見)

下水道事業課の工事検査提出一覧表には、工事写真の提出が求められている。そのため、古川水路の清掃の履行確認は、現地確認並びに、業務完了報告書と作業状況写真により行っている。

現地確認を行っている上に写真を提出させている理由は、担当課の説明によると、「水路は常時水の流れがあり、水路清掃完了箇所から随時担当職員による現場確認を行っているものの、その後検査員及び所属長が書類上で履行確認する際には現場状況が完了時と変わっているため、土木工事施工管理基準による測定間隔⁸を基に完了時の写真を撮影し提出させている」とのことである。ただし、清掃業務には当該施工管理基準による写真管理は当然には適用されておらず、担当課の判断で独自に行っているものである⁹。

当該清掃業務は、汚泥の除去が作業の主たる目的で、水路の状況をいずれにしろ目視により確認することができないため、市職員が除去前後での汚泥の深さの変化、除去した汚泥の重量等により完了を確認している。

以上より、写真の添付はあくまで付加的なものであり、履行確認の主たる証拠とはなっていないと考えられる。

職員が直接現地で完了状況を確認しているにもかかわらず、清掃業務前後の証拠写真が大量に保存されている状況を鑑み、必要性を今一度検討するとともに、データで保管可能なものについては、紙書類での保存からデータでの保管に移行するなどの方法を検討することが望ましい。

⁸ 工事での施工管理基準にある撮影箇所一覧表（出来形管理）を指し、担当課の判断で、「掘削工―地質が変わるごとに1回」を類似項目として準用したもので、清掃業務には、本来、写真による出来形管理基準はない。

⁹ 土木工事施工管理基準は当該業務に当然には適用されないが、同課から提出された写真管理基準（案）2-4 写真の省略（3）に「監督職員又は現場記述員が臨場して段階確認した箇所は出来形管理基準の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。」とも規定されている。

19. 学校教育部 教育政策総務課

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備に係る民間活力活用アドバイザー業務委託
契約先名（所在地）	株式会社 地域経済研究所（大阪府大阪市中央区石町一丁目1番1号 天満橋千代田ビル2号館5階）
契約内容	本市が実施する寝屋川市第四中学校区における小中一貫校施設整備事業を効果的かつ効率的に行うため、寝屋川市第四中学校区小中一貫校建設方針、既往調査等の結果に基づき、実施方針の作成、事業効果の精査、要求水準書の作成、入札説明書等の作成、事業者選定委員会の運営、契約協議等に関して、適切な支援業務を行う。
現契約期間	【平成30年5月30日付け契約締結】 平成30年5月30日から令和元年6月30日まで 【令和元年6月11日付け変更契約締結】 平成30年5月30日から令和2年3月31日まで
同一相手先への委託開始時期	無し
予定価格（税込）	30,305,000 円
契約額（税込）	【平成30年5月30日付け契約締結】 21,157,200 円 【令和元年6月11日付け変更契約締結】 21,137,800 円
平成30年度決算額	14,310,000 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約の相手方から契約保証金免除申請書の提出があり、過去2年間に於いて他の地方公共団体と同種同規模の契約を2回以上締結していることを確認できたため、寝屋川市契約規則第31条第3号により免除。
当初の契約方法及び根拠法令	制限付一般競争入札（地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき公告済）
履行の実績確認方法	寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備に係る民間活力活用アドバイザー業務委託について、株式会社地域経済研究所から平成31年3月18日付けで委託契約書第14条第1項に基づく業務完了届（平成30年度

	分)の提出を受け、委託契約書第14条第2項に基づき、平成30年度の出来高についての一部業務完了検査を行い、平成30年度業務の出来高履行確認を行った。
再委託先の有無、 ある場合は件数	有。2件
再委託の業務範囲	要求水準の検討・各種図面の作成等、契約書作成業務
再委託金額	不明
再委託確認方法	受注者より委託契約書第8条に基づき、再委託承諾の申請があったため、再委託を承諾した。
個人情報取扱の有無 (有の場合は契約書条 項及び総務課合議日)	有 個人情報の取扱いは「個人情報取扱特記事項」に記載。 総務課合議日：平成30年5月30日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	現在の明和小学校敷地内に開校を目指している施設一体型小中一貫校施設整備について、民間活力を活用とした事業の実施に向けて事業を進めることから、当該事業については、専門的な知識等が必要となり、民生活力活用事業に精通した外部の専門的なコンサルタント等とアドバイザリー契約を結び、事業スキームの検討から事業契約の締結までの一連の事務手続についての支援の必要があるため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無し
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	無し
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無し
委託契約の分割数	無し
委託契約を分割している場合の分割の方針	無し

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	
応札（募）者数	2 者
予定価格の積算方法	1 者から見積書を入手し、参考の上、決定
前回の契約方法及び契約先	無し
前々回の契約方法及び契約先	無し

⑤ 効果測定について

事業の目的	本業務は、本市が実施する寝屋川市第四中学校区における小中一貫校施設整備事業を効果的かつ効率的に行うため、寝屋川市第四中学校区小中一貫校建設方針、既往調査等の結果に基づき、実施方針の作成、事業効果の精査、要求水準書の作成、入札説明書等の作成、事業者選定委員会の運営、契約協議等に関して、適切な支援業務を行うことを目的としている。
期待する効果	
効果指標	
効果指標の過去 5 年の推移	
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	

(2) 事業の概要

寝屋川市においては、平成 17 年度より全市的に小中一貫教育を推進し、義務教育 9 年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を進めている。

文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査」においても、9 年間を見通した教育を実施している学校ほどより多くの成果を上げていることが確認されており、全国的にも小中一貫教育を推進する流れとなっている。

このような流れを受け、第四中学校区 3 校（明和小学校・梅が丘小学校・第四中学

校)による「施設一体型」の小中一貫校の設置を行うこととなった。

本契約は、第四中学校区における小中一貫校施設整備事業を効果的かつ効率的に行うため、寝屋川市第四中学校区小中一貫校建設方針、既往調査等の結果に基づき、実施方針の作成、事業効果の精査、要求水準書の作成、入札説明書等の作成、事業者選定委員会の運営、契約協議等の一連の事務手続に関して、民活活力活用事業に精通した外部の専門的なコンサルタント等に支援を求めるものである。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 制限付一般競争入札にもかかわらず、応募者が少数（2者）であったため、より多くの応募者があるよう、選定方式について工夫することが望まれる。
(意見)

今回の入札にあたっては、予定価格設定の参考見積として、1者から事前に見積書入手して、予定価格を決定している。予定価格は事前公表していない。仕様書は公表しているが、市の要求する業務水準で、入札しようとするものが合理的に積算できる工数も公表していない。

本契約の業者選定においては、寝屋川市における特定の業種での業者登録のほかに、過去10年間（平成20年度～平成29年度）において、地方公共団体におけるPFIアドバイザリー業務を履行した実績があることなどを入札参加資格条件として、制限付一般競争入札を採用している。この方式は一般競争入札の次に広く応募者を期待できる方式で、少なくとも3～5者の応募による健全な競争が実現することが望ましいにもかかわらず、応募者は2者のみであり、事前に見積書を提出したものが落札している。制限付一般競争入札では、応募者が少数となることが見込まれるため、指名競争入札を採用する場合でも、「なるべく5名以上指名（契約規則第23条）」することとなっているように、入札は競争により、より良い相手先を選定することを旨とするため、その目的が十分に達成できるよう、情報の公平性、応募者の増加については十分に工夫することが望まれる。

20. 学校教育部 教育指導課

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	小・中学校休業日等学習支援業務委託
契約先名（所在地）	株式会社 リクルート （東京都千代田区）
契約内容	(1) 学校休業日に、市内 36 小・中学校において、一人ひとりに合わせた学習支援を実施し、学力向上・家庭学習習慣の定着を図る。 【実施日】 土曜日または日曜日 【実施回数】 小学 5・6 年生、中学 1・2 年生《年間 20 回》 中学 3 年生《年間 24 回》 ※市立小・中学校を使用 【対 象】 市内小学 5・6 年生、中学 1～3 年生（希望者） 【費 用】 無料 【教 科】 小学生：国語・算数 中学生：国語・数学・英語 【時間】実施時間 小学生（前半 8:15～10:05 後半 10:10～12:00） 中学生（前半 13:00～14:50 後半 15:00～16:50） ※ 年度当初に保護者同伴の上面接を行い、申込みを受付。（希望者が多い場合は、会場の数や 1 クラス当たりの講師数等を調整） (2) 全中学生を対象に、民間事業者によるインターネットコンテンツを活用した学習支援を行う。
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 30 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	70,517,982 円
契約額（税込）	62,424,000 円
平成 30 年度決算額	62,424,000 円

契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	契約金額の 10/100 以上
当初の契約方法及び根 拠法令	地方自治法施行令第 167 条第 2 号の規定に基づき指名 競争入札
履行の実績確認方法	契約書第 5 条及び仕様書に従い、業務完了後、作業報 告の提出を受け、履行を確認している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	有。1 件
再委託の業務範囲	講師の採用・育成・管理 個別学習支援の教室運営
再委託金額	不明
再委託確認方法	再委託申請で確認している
個人情報取扱の有無 (有の場合は契約書条 項及び総務課合議日)	個人情報の取扱いは「個人情報取扱特記事項」に記載 総務課合議日：平成 30 年 4 月 1 日

②委託の理由

委託の理由（直営にせ ず、委託とする理由、 比較検討した数値等）	民間事業者の学習支援業務の実績を活用するため。ま た、民間事業者によるインターネットコンテンツを活 用した学習支援を活用し、自学自習を進め、不得意科 目・分野の克服や家庭学習習慣の形成による児童・生 徒の学力向上を図るため。
同種の業務につき、委 託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託 と直営の割合に関する 方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割してい る場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	本市の入札参加資格者名簿に登録があり、地方公共団体が実施する学習支援業務の実績があるすべての業者を基準に選定した結果、競争に加わるべき者が4者と少数であることから、地方自治法施行令第167条第2号による指名競争入札とする。
応札（募）者数	4者
予定価格の積算方法	4者に見積を依頼し、3者から徴取でき、これらを参考の上決定
前回の契約方法及び契約先	指名競争入札により㈱トライグループ 家庭教師のトライ大阪校と契約
前々回の契約方法及び契約先	指名競争入札により㈱トライグループ 家庭教師のトライ大阪校と契約

⑤ 効果測定について

事業の目的	市内在住の小学5・6年生及び中学生（希望者）を対象に、学校における授業以外に、個々の生徒の学力や目標に応じて、民間事業者（外部講師）による学習支援を実施する。また、全中学生を対象に、民間事業者によるインターネットコンテンツを活用した学習支援を行い、自学自習を進め、不得意科目・分野の克服や家庭学習習慣の形成による生徒の学力向上を図る。
期待する効果	● 個々の児童・生徒の学力や目標に応じたカリキュラムを作成し、学習支援を実施することで、学力向上さらには学ぶ意欲向上に繋がる。 ● 月2回の学習支援において出された課題に家庭で取り組むことで、家庭学習習慣の定着が期待できる。 ● 通常の学校における授業とは異なり、民間企業と連携した学習支援を実施することで、子どもたちの主体性を、より育むことができる。 ● 中学生は、インターネットコンテンツを活用した学習支援を行うことで、隙間の時間を有効に使いながら、学習を進めていくことができる。
効果指標	アンケート・テスト

効果指標の過去5年の推移	学習会の満足度 平成28年度90% 平成29年度90% 平成30年度91% ※平成28年度事業開始
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	参加対象・人数が変わるため効果指標の比較が難しい。

(2) 事業の概要

本事業は、市内在住の小学5・6年生及び中学生（希望者）を対象に、学校における授業以外に、個々の生徒の学力や目標に応じて、民間事業者（外部講師）による学習支援を実施するものである。

本事業は大きく以下の2つに分けることができる。

- 学校休業日に市内24小学校、12中学校を利用した個別学習支援
- インターネットコンテンツを活用した学習支援

前者は寝屋川市内の各小中学校について年間約20日、1日当たり約240分間、児童・生徒一人一人に合わせたカリキュラムに従い学習支援を行うものである。参加児童・生徒に5名に対し業務遂行者(講師)が1名配置される。

後者は市内の中学1～3年生を対象にインターネットコンテンツを活用した学習支援を行い、自学自習を進め、不得意科目・分野の克服や家庭学習習慣の形成による生徒の学力向上を図るものである。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 個別学習支援に関する業務提供は月次で行われ、人件費も月払いと考えられるため、委託料も全額を年間一括の完了払いとするのではなく、月払いとすることがより適切である。(意見)

本業務は、学校休日における個別学習支援業務と、インターネットコンテンツによる学習支援業務の2つの業務から構成されている。

本契約において、委託料の支払いは2つの業務併せて1年間の契約が完了した時点で行われている。しかし、本契約を構成する2つの業務のうち個別学習支援については毎月2回各学校で行われており、月ごとに役務の提供が完了する性質のものであると考えることもできる。従って、委託料は、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第4条～第6条に基づき毎月の履行確認後30日以内に支払いを行う方式も考えられる。

委託料の支払い時期については、受託者と委託者の合意に基づくものであ

り年払いが法律上問題となるわけではない。しかし、年払いを契約の条件とすることに明確なメリットはなく、むしろ応札者が財務的に余裕のある業者に限られてしまうといった弊害が考えられる

以上より、委託料の支払いについて、現状の年払いは法令違反ではないが、個別学習支援業務の委託料については契約の性質等を考慮し月額払いとするのがより適切かつ法令の趣旨に則ったものであると考えられる。

- ② 当委託業務の性質から、設計時に業務必要量を正確に予測することは困難であるため、契約額を固定額ではなく、実績に応じて変動する契約にすることが望ましい。(意見)

本契約は仕様書で「個別学習支援の実施日において業務遂行者を、参加児童・生徒5名に対し1名の割合で配置すること」を要求しており、児童・生徒の参加人数によって業務遂行者の人数は変動する。本業務に係るコストは業務実施者の人数に依存しているため、児童・生徒の参加者数の如何によって本業務に係るコストも変動することになる。

この点、現状本契約の契約額は固定額で設計されているが、契約開始前に実際の業務量を正確に見込むことは不可能であるため、当初想定していた業務量を下回る場合には、業務量に比して契約額が多額となってしまう、コストの面で非効率となることが想定される。実際、本契約は仕様書上、各校の在籍予定者数の20%を参加者数として見込み予定価格及び契約額を決定しているが、実際の在籍者に対する参加者数は平成29年度で11.1%、平成30年度で14.8%といずれも20%を下回っており、変動額による契約にしていればコストを削減できた可能性がある。

他市では、前月の登録者と出席率の実績をベースに、翌月の講師配置について委託先の裁量を認め、精算を行っている事例がある。

実際の利用者数によって変動する要素の大きい当契約に関しては、固定額による設計のほかに、業務遂行者の人数の実績に応じて契約額が変動する方式も検討することが合理的である。

- ③ 個別学習支援業務について学校ごとに業務内容の質に差が生じている可能性があるため、業者に対して適切な指導を行うよう改善されたい。(意見)

本契約の仕様書によると「個別学習支援の実施日において業務遂行者を、参加児童・生徒5名に対し1名の割合で配置すること」を要求している。この点、業者から市の教育委員会への実施報告書によるといずれの小中学校に

においても5人以下という要件は守られており、特段問題はなかった。

しかし、個別学習支援業務の学校ごとの実績データを見てみると、講師一人当たりの子どもの数が1.4人であった学校や、4.1人であった学校もあり、講師一人当たりの子どもの数に開きがあるケースが見られた¹⁰。

一般的な民間の個別指導塾においても講師一人当たりに子供が2人のケースと4人のケースでは授業料が異なるケースがほとんどであり、子どもに対するケアの面で学校ごとに差が生じている可能性がある。個別指導の現場ごとに、子供たちのニーズや反応を見て、ある程度臨機応変な対応や工夫は許容されるが、それらも生徒数当たりの講師の数によって左右される面があることは否めない。業務の質にあまり不合理なばらつきがあることは、かえって問題を生じさせる可能性があるため、各現場の不合理な差については把握し、解決する努力をするべきである。

個別学習支援業務について講師一人当たりの子どもの数について仕様書上5名に1名という基準が守られていればよいということではなく、業者と連携を図り、人員の配置について市から適切なモニタリングを行うことで、学校ごとに提供される学習支援サービスに著しい差が生じないよう改善されたい。

④ 委託業務の性質上、価格のみではなく、提供される教育サービスの内容も評価の対象になると考えられるような業務については、入札方式について、プロポーザル方式も視野に入れて検討することが望ましい。(意見)

本契約は指名競争入札方式により契約先を選定している。指名競争入札を採用している理由は、本市の入札参加資格者名簿に登録があり、地方公共団体が実施する学習支援業務の実績がある全ての業者を基準に選定した結果、競争に加わるべき者が4者と少数であったためである。

しかし、本契約は児童・生徒の教育支援を目的としており、その効果は教育指導の内容や講師の質に大きく依存すると考えられるため、競争入札のように競争すべき点を価格のみとし、効果を得るためにその提供する教育サービスの内容を全く度外視してよいとは考えにくい。

本契約のように、業務内容の質が問われる契約においては、契約相手先の選定方式においても、価格のみで競う指名競争入札よりも、質を問うプロポーザル方式を優先して採用すべきである。

¹⁰ 担当課によると、「小規模校で登録者数が少ない場合、講師配置数も少なくなるため、安全面等、運営上必要な人員を配置する事例や、当日の欠席により予定していた講師一人当たりの子どもの数が少なくなる事例もある」とのことである。

本契約において指名競争入札を採用することは必ずしも不適切とはいえないが、プロポーザル方式も検討すべきである。

⑤ 入札に参加できる業者に制限が設けられており、委託事業が実施可能な業者が入札に参加できていない可能性がある。(意見)

本契約の委託先は株式会社リクルート（以下、甲）、再委託先は特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー（以下、乙）となっている。平成 30 年度において乙は主に個別学習支援の講師の派遣を行っていた。その翌年度、つまり現契約期間の契約先は乙となり、再委託なしに業務が実施されている。この実態を見ると、乙は、実際に業務を担う能力があるにも関わらず、本契約の入札時点においては参加資格名簿に登録がなかったために、平成 30 年度の契約入札には参加できなかった。

入札における登録者要件については、仕様書において資格条件を付すことで品質確保において同様の効果が見込まれるとともに、能力においては問題がないが、単に手続上寝屋川市に登録していなかっただけ、という業者を入札から排除しなくて済むため、当業務のようなケースにおいては、市民にとっても利益があるものとする。

品質確保のために必要な制限を付すことは市民の利益となるし、その方法として業者登録を入札要件とすることは事務手続上効率的である場合もあるが、そのために競争性を低下させたり、再委託が必要となったりすることにより非合理となるケースもある。

プロポーザルなど内容を評価する入札方式では、応札者は事前に業者登録をしている者に限られないし、競争入札でも、登録者要件を外している場合もある。当業務の入札で必要とされた業者登録要件が入札者を制限したために、再委託方式をとらざるを得なかったとすれば、非効率な契約となっていた可能性もあるため、入札方式の選択とともに、参加資格要件についても必要以上に制限することのないよう、検討されたい。

⑥ 効果測定に関して目標値を設定しておらず、検証も不十分である。(意見)

本契約の効果指標については、個別学習支援業務の参加児童数及び生徒の満足度としているが、契約締結時に事前に目標値は設定していない。またインターネット学習支援業務については、効果指標の設定も行われていない。本業務は寝屋川市が独自に行っているものであり、業務の実施にあたっては契約額に見合うだけの効果があがっていることを検証することは必要不可欠

である。ゆえに、効果指標とその目標値の設定を行うように改善する必要がある。

個別学習支援業務については、現状参加者の満足度を効果指標として設定しているが、当該効果指標では、本業務が広く学習支援に寄与しているかについて検証できず、子供の学力の向上に寄与しているかについても客観的に検証することができていない。

従って、生徒・児童の在籍数に対する登録率や参加率、及び参加者の学力の推移等を効果指標として設定すべきである。またインターネット学習支援業務についてはインターネットコンテンツの利用率、カリキュラムの達成度等のデータを入手し適切な委託先の選定の判断材料とするべきである。

これらについて、現在入手可能なデータを用いて検証を行うと下記のようなようになる。

平成 30 年度の個別学習支援業務について、各回で実施されている小テストの期初のテストと期末のテストについて以下のような結果となっている。

【学力の伸び】

学 年	期 初 テ ス ト	期 末 テ ス ト	点 数 の 変 化	点 数 の 伸 び 率
小 学 5 年 生	61.0	73.0	11.9	119.6%
小 学 6 年 生	77.8	87.1	9.3	112.0%
中 学 1 年 生	75.9	77.6	1.7	102.2%
中 学 2 年 生	42.7	53.1	10.4	124.3%
中 学 3 年 生	46.5	56.1	9.6	120.6%

以上の結果より、個別学習支援業務について学力の向上という点で一定の効果があることがうかがえる。このデータは寝屋川市全体のデータであるが、学校ごとに細分化して検証し点数の伸びが大きい学校及び伸びが小さい学校の原因分析を行うことで、個別学習支援業務全体の質の向上につなげることができる可能性がある。

次に、個別学習支援業務の参加状況は次のとおりである。

【参加率】

年 度	対 象 者	在 籍 数	参 加 者	参 加 率
H28 年度	中 学 3 年 生	2,004	151	7.5%
H29 年度	中学 1 ～ 3 年 生	5,683	630	11.1%
H30 年度	中学 1 ～ 3 年 生 小学 5 ・ 6 年 生	9,247	1,370	14.8%

ここでいう参加者は、参加延べ人数ではなく、対象期間内に1度でも個別学習支援を利用した児童・生徒の数である。年々対象学年を拡大していることに伴い、参加率は上向いているものの、平成30年度の実際の参加者数に対する講師の配置は生徒2.5人に1人となっており、契約の仕様を設計した際に想定していた参加人数には依然として届いておらず、個別学習指導という市が用意した環境が、市の想定に比し十分に生かされているとは言えない。利用者をもっと増やし、講師という資源を十分に活用する必要がある。

更に、登録者数及び出席率の実績データから学校ごとの比較を行うと、小学校では7割前後と出席率が比較的高いが、中学校では50%台が多い¹¹。中学校では、出席率が37.9%の学校がある一方、88.8%の学校もあり、同学年でも出席率に大きな開きがある。講師の人員配置の面からも十分に活用されていない可能性があり、このような状況に関して現状では詳細な分析が行われていないため、原因分析を行い個別支援業務の実施内容等の改善に活用すべきである。

次に平成30年度のインターネットコンテンツの利用状況について聴取したところ、生徒全体に対する一人当たりの年間授業動画視聴時間は31分、生徒全体における一人当たりの年間問題取り組み数は53となっていた。利用量については特に効果指標として定めていないとのことであるが、このような指標も、随時把握し、比較等を行うことによって、コストに対して十分な効果が得られているのか、効果から振り返って当該コストは見合っているのかなどについて、事業のPDCAを行う必要がある。

本業務について適切な効果指標の設定及び分析を行い、業務として適切なPDCAが図られるよう改善されたい。

¹¹ 担当課の分析によると、中学校の出席率が低いのは「クラブ等による欠席のため」とのことである。ただし、クラブ等本人事務との重複により出席不能となることをできるだけ避けるため、予め、コマ数は複数回設定している。

21. 学校教育部 教育指導課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	寝屋川市立小中学校等外国人英語講師（NET）業務
契約先名（所在地）	株式会社シティスタッフ （奈良県奈良市佐保台2丁目 902-377）
契約内容	小中学校等において学習指導補助を行う外国人英語講師（NET）を派遣し、英語教育の充実を図る。
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 30 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	64,960,000 円
契約額（税込）	37,405,800 円
平成 30 年度決算額	36,666,867 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	寝屋川市契約規則第 31 条第 1 号の規定により免除
当初の契約方法及び根 拠法令	地方自治法施行令第 167 条第 2 号の規定に基づき指名 競争入札
履行の実績確認方法	契約書第 3 条及び仕様書に従い、毎月の業務完了後、 派遣報告書を受け、履行を確認している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	
再委託金額	
再委託確認方法	
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	個人情報の取扱いは「個人情報取扱特記事項」に記載 総務課合議日：平成 30 年 4 月 1 日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせ ず、委託とする理由、 比較検討した数値等）	国際化が急速に進展する中でこれからの国際社会に生 きる人材の育成を図るためには、広い視野を持って、 異なる文化を理解し、諸外国の人々と交流し合える資 質や能力を養うことが重要である。そのため、外国 語、とりわけ英語に親しみ学ぼうとする意欲を高める
--	---

	ことが大切である。ネイティブスピーカーを学校現場に配置し、児童・生徒のコミュニケーション力の育成を図る。また国際教育推進のため、英語以外の教科や時間、放課後等において、児童・生徒との交流や指導を行うことを目的する。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	本市の入札参加資格者名簿に英語指導助手で登録があり、派遣業の許可を取得している業者が 11 者と少数であることから、地方自治法施行令第 167 条第 3 号により指名競争入札を実施。 ※説明会前に 3 者辞退、説明会後に 2 者辞退。
応札（募）者数	6 者
予定価格の積算方法	見積を徴取し予定価格を設定
前回の契約方法及び契約先	随意契約により株式会社インタラックと契約
前々回の契約方法及び契約先	随意契約により株式会社インタラックと契約

⑤ 効果測定について

事業の目的	国際化が急速に進展する中でこれからの国際社会に生きる人材の育成を図るためには、広い視野を持って、異なる文化を理解し、諸外国の人々と交流し合える資
-------	--

	質や能力を養うことが重要である。そのため、外国語、とりわけ英語に親しみ学ぼうとする意欲を高めることが大切である。ネイティブスピーカーを学校現場に配置し、児童・生徒のコミュニケーション力の育成を図る。また国際教育推進のため、英語以外の教科や時間、放課後等において、児童・生徒との交流や指導を行うことを目的とする。
期待する効果	学校への外国人英語講師の配置により、児童生徒の英語によるコミュニケーション力の育成
効果指標	国際コミュニケーション科及び英語科アンケートにおいて、授業が「楽しい」と思う児童生徒の割合 [小学3年生～中学3年生の平均]
効果指標の過去5年の推移	平成26年 83.4%、平成27年 85.0%、平成28年 85.4% 平成29年 86.8%、平成30年 86.9%
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	

(2) 事業の概要

本事業は各小中学校への外国人英語講師の配置を行い、英語によるコミュニケーションを中心とした授業、休み時間における外国人英語講師との交流を通し児童・生徒の英語によるコミュニケーション力の育成を図るものである。

(3) 監査の結果及び意見

① 講師の質が仕様書の要件を満たしているかについて十分な確認が行われていない。（意見）

本契約は講師の要件として以下の7つを仕様書上要求している。

- 本仕様の業務又は類似した業務に従事した経験を有し、「現場への理解」がある者
- 過去に犯罪歴及び薬物の使用歴がなく、健康で人権意識が高い者
- 全員が日本語能力初級程度以上を有し、授業内外で子供たちとコミュニケーションを取ろうとする積極性、日本の英語教育・日本の文化を理解しようとする柔軟性を兼ね備えた者
- 英語を母語とし、学士過程を修了した者
- 本業務の遂行にかかる適正なビザを所持している者

- 業務遂行にあたっては、法令を遵守し、日本の習慣等を理解し、良識を持った行動服装で臨むもの
- 授業の打合せ等を日本語で行うことができる者

仕様書の要件を満たしているかについては講師のプロフィール表及び学校訪問における授業の視察で確認を行っているとのことである。この点について、上記の仕様書の要件では「初級程度の日本語力有するもの、授業の打ち合わせを日本で行うことができるもの」を定めているが、プロフィール表の日本語レベルとして日常会話レベルの講師が存在する。また「英語を母語としているか、適正な就労ビザを所持しているかについてはプロフィール表では確認できない。また学校訪問で授業の視察やヒアリングを行っているが確認された書類等は残されていない。

業務の実施にあたっては、実際に仕様書に見合った業務を提供しているかを確認する必要があるが、プロフィール表で仕様書の要件を満たしているかについて検討している痕跡はなく、就労ビザも提出させていないため、仕様書の要件を満たさない講師が従事している可能性がある。また学校訪問で授業の視察やヒアリングをおこなっているが、定式化された書面を残していないため、評価も恣意的になる上に、引継ぎ時に問題が生じる可能性がある。本契約のような教育事業においては、講師の質により業務全体の質が大きく左右されると考えられるため、仕様書の要件が満たされているかの確認が不十分であることは問題である。

従って、仕様書と整合するようにプロフィール表を作成し仕様書の要件が満たされているかを確認すること、また講師の熱意等については、学校訪問時に定式化された書面で評価を行うことが望ましい。

② 効果測定について目標値が設定されておらず、検証も不十分である。(意見)

本契約の目的は子供の英語に対する意欲の向上及び英語によるコミュニケーション能力の向上である。

「英語に対する意欲の向上」の効果指標としては国際コミュニケーション科及び英語科アンケートにおいて、授業が「楽しい」と思う児童生徒の設定しており、指標の結果を翌年度の仕様書に反映させているとの回答を得た。

しかし「英語に対する意欲の向上」「英語によるコミュニケーション能力の向上」がどれほど達成できたのかを測る効果指標やその目標値は事前に設定しておらず、また指標の結果を仕様書にいかに関与させるかについて精緻な

検討は行われていない。

ただ英語による授業を実施するだけでなく、現在の手法で事業の目的は達成されているか、効果が期待したように現れないのであれば手法を変更する必要があるか、規模を変更する必要があるか、など事業の **PDCA** を行うことが必要である。そのためには、「英語に対する意欲」及び「英語のコミュニケーション能力の向上」を測ることができる適切な効果指標の設定及び分析を行うことが不可欠である。

従って、現状の授業が「楽しい」と思う児童生徒数の検証に加えて、実際に英語の意欲・コミュニケーション能力が向上しているかを検証する目的で、効果指標の設定を行い、英語の意欲向上及び英語のコミュニケーション能力の向上の観点で委託業務が効果を上げているかを検証し、事業の **PDCA** を実施するよう改善されたい。

22. 学校教育部 総合教育研修センター

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	教育研修センター移転に伴うネットワーク拠点移設及び再構築業務委託
契約先名（所在地）	富士通株式会社関西支社（大阪市）
契約内容	教育研修センター移転に伴うネットワーク拠点移設及び再構築業務委託
現契約期間	平成 31 年 1 月 17 日から平成 31 年 3 月 15 日まで
同一相手先への委託開始時期	
予定価格（税込）	19,692,720 円
契約額（税込）	14,392,080 円（落札率：73%）
平成 30 年度決算額	14,392,080 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	寝屋川市契約規則第 31 条第 1 号により免除
当初の契約方法及び根 拠法令	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
履行の実績確認方法	完了報告書をもって履行の実績確認をしている。
再委託先の有無、 ある場合は件数	有 1 件
再委託の業務範囲	LAN 配線作業
再委託金額	不明
再委託確認方法	契約相手先に再委託先の有無を文書で提出させ、内容を把握している。
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	無

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	教育研修センターを旧明德小学校校舎へ機能移転する過程において、既存のネットワーク環境を運用する機器移設及び設定を行う必要があるため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無

併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	庁内に於ける情報系ネットワークは、契約の相手方が設計構築を行っている。既存のネットワーク機器移設及び設定を行う本業務に於いては、運用の安全性や確実性を確保する必要があることから、ネットワーク等の設定情報や運用ノウハウを有していることが必須条件となり競争入札に適さないため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	
前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	教育研修センターを旧明德小学校校舎へ機能移転する過程において、既存のネットワーク環境を運用する機器移設及び設定を行う必要があるため
期待する効果	移転前と同等のネットワーク環境を設定することで、円滑に業務を遂行することができる。
効果指標	業務時間等
効果指標の過去 5 年の	

推移	
効果指標の前事業者 (又は直営) との比較	

(2) 監査の結果及び意見

- ① 再委託の承認にあたっては、再委託業務の規模と内容を把握し、市が再委託先と直接契約することの可能性や経済的効率性についても検討した上で承認すべきである。(意見)

本契約は富士通株式会社との一者随意契約であり、その理由は、「庁内に於ける情報系ネットワークは、契約の相手方が設計構築を行って」おり、「既存のネットワーク機器移設及び設定を行う本業務に於いては、運用の安全性や確実性を確保することから、ネットワーク等の設定情報や運用ノウハウを有していることが必須条件となり競争入札に適さないため」であるとしている。

ところで、この「教育研修センター移転に伴うネットワーク拠点移設及び再構築業務委託」業務のうち、LAN 配線業務は他の業者に再委託されている。

必ずしも一体でしか発注できない業務ではなく、切り離して他の業者が対応可能な部分場合については市が直接入札・契約をするほうが合理的であった可能性もあるが再委託承認の際に、そのことを詳細に検討した資料は見当たらなかった。従って、十分な検討が行われずに再委託が承認された可能性がある。

再委託の承認にあたっては、内容、範囲、規模について詳細に理解、把握した上で、承認する必要がある。

- ② 再委託先から誓約書を入手しておらず「寝屋川市暴力団排除措置要綱 第 11 条」に反するため、改められたい。(結果)

委託契約を締結するにあたり、「寝屋川市暴力団排除措置要綱 第 11 条」より、「契約相手方に対しては、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨をそれぞれが表明した誓約書を提出するよう求めるものとする。」とされており、誓約書を契約の相手方から入手する必要がある。

本契約において、契約先からは誓約書を入手しているが再委託先からは誓約書を入手していない。

誓約書の入手に関して、チェック体制を整備し誓約書の入手が漏れないように改善をする必要がある。

23. 学校教育部 総合教育研修センター

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	寝屋川市学習到達度調査事業委託
契約先名（所在地）	東京書籍株式会社関西支社（大阪市）
契約内容	寝屋川市立小・中学校に在籍する児童・生徒を対象とした知識・技能の習得状況とそれを活用する力に関する学習到達度の調査業務
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
同一相手先への委託開始時期	平成 21 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	12,402,987 円
契約額（税込）	12,366,000 円（落札率：99%）
平成 30 年度決算額	12,066,400 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	寝屋川市契約規則第 31 条第 3 号により免除
当初の契約方法及び根 拠法令	指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 2 号）
履行の実績確認方法	完了報告書をもって履行の実績確認をしている。
再委託先の有無、 ある場合は件数	有。1 件。
再委託の業務範囲	① 「標準学力調査」「生活学習意識調査」（質問紙） などの実施関連部材一式の学校への送付。 ② ①の解答用紙及び解答用紙の各学校からの回収。 ③ ②の採点、分析処理と結果データの学校、教育委員会への送付。 ④ ①の調査終了後の実施関連部材の各学校からの回収と廃棄。
再委託金額	不明
再委託確認方法	契約相手先に再委託先の有無を文書で提出させ、内容を把握している。
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	個人情報の取扱いは「個人情報取扱特記事項」に記載 総務課合議日：平成 30 年 4 月 1 日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	寝屋川市立小・中学校に在籍する児童生徒を対象に、教科の目標や内容の実現状況を調査することにより、学校における指導や児童生徒一人ひとりの学習の改善に役立てる。児童生徒の学習到達度を客観的に調査するため、全国の自治体で学力調査を実施した経験があり、調査問題・採点集計・分析等に信頼のおける業者に委託する。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	本件業務は児童生徒の学習到達度を客観的に調査する寝屋川市独自の学力調査で、全国、都道府県規模の履行実績がなければデータ比較ができず確実な履行が見込めないものであるため、本市の入札参加資格者名簿に登録があり実績がある業者を基準に選定した結果、競争に加わるべき者の人数が3者で少数であるため、地方自治法施行令第167条第2号の規定による指名競争入札とする。
応札（募）者数	3者
予定価格の積算方法	1者から見積を入手し、参考の上、決定
前回の契約方法及び契約先	指名競争入札により東京書籍株式会社と契約
前々回の契約方法及び契約先	指名競争入札により東京書籍株式会社と契約

⑤ 効果測定について

事業の目的	寝屋川市立小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に教科の目標や内容の実現状況を、知識・技能の習得状況とそれを活用する力について観点評価規準をもとに調査し、学校や家庭における指導や学習の改善に資する。
期待する効果	「確かな学力」の確立
効果指標	調査結果
効果指標の過去5年の推移	
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	比較対象事業者なし

(2) 事業の概要

本事業は、児童生徒の学習到達度を客観的に調査するために寝屋川市が独自で行う学力調査である。学校における指導や児童生徒一人ひとりの学習の改善に役立つ調査となるよう、ノウハウのある民間業者に調査問題・採点集計・分析等を委託している。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 予定価格の積算方法を工夫するなどして、入札の公平性が確保されるように改善することが望まれる。（意見）

本契約は指名競争入札で業者選定を行っている。予定価格の積算は、東京書籍1者からの見積を基に行っており（平成31年度はベネッセからも見積を取っている）、予定価格の公表は行っていない。この点について、見積を提出している東京書籍のみ予定価格を知っている形となり、入札において東京書籍が有利な立場となっている可能性がある。実際過去10年間連続して東京書籍との契約となっており、入札における公平性が確保されていない可能性があるため、指名競争入札にあたっては複数業者から見積をとり、入札の公平性を確保する対応が望まれる。

24. 社会教育部 文化スポーツ室

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	ねやがわプールの事業委託
契約先名（所在地）	ねやがわプールの実行委員会（寝屋川市本町1番1号）
契約内容	ねやがわプールの事業の企画・運営
現契約期間	平成30年5月1日から平成30年9月5日
同一相手先への委託開始時期	平成30年5月1日
予定価格（税込）	19,000,000 円
契約額（税込）	19,000,000 円
平成30年度決算額	18,766,595 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した場合その根拠	ねやがわプールの実行委員会を構成する市内社会教育団体は、「エンジョイフェスタ in ねやがわ」や「ねやがわハーフマラソン」での活動実績があり、契約不履行の恐れがないことから寝屋川市契約規則第31条第5号の規定により免除。
当初の契約方法及び根拠法令	寝屋川市在住の子どもを参加対象者とする「ねやがわプールの」は、日々、地域教育の現場に携わる社会教育団体と契約する以外、開催の目的を達成することができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約。
履行の実績確認方法	契約書第3条に基づき、事業完了後に完了報告書並びに会計報告書を提出し、委託金額の精算の上、履行確認をしている。
再委託先の有無、 ある場合は件数	有 5 件
再委託の業務範囲	設営撤去等業務、ウェブページ作成業務、警備業務、監視業務、清掃業務
再委託金額	10,952,515 円
再委託確認方法	当該理由及び相手先を明示した承認書の提出により確認し、承認している。
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条項 及び総務課合議日）	個人情報の取扱いは「個人情報取扱特記事項」に記載 総務課合議日：平成30年5月1日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	市内在住の子ども達の保護者やスポーツでの指導を行っているスポーツ指導者で組織する団体で構成する実行委員会に委託することにより、子どもの体調管理等の安全配慮及び効率的な管理運営等に最も適しているため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	無
委託契約を分割している場合の分割の方針	無

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	寝屋川市在住の子どもを参加対象者とする「ねやがわプールズ」は、日々、地域教育の現場に携わる社会教育団体と契約する以外、開催の目的を達成することができないため。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	無
前回の契約方法及び契約先	無
前々回の契約方法及び契約先	無

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	夏休み子どもたちに、小学校の校庭を利用してスライダーや簡易プールを設置し、安全安心な水遊び場を提供し、夏の思い出づくりに寄与することを目的とする。
期待する効果	市内の小学校にねやがわプールの開催することで、遠くに行かなくても身近で安全安心な状況の下、子どもたちに夢を与え、夏の思い出づくりに寄与することができる。
効果指標	応募人数、参加者人数
効果指標の過去5年の推移	平成30年度：5小学校（南・宇谷・西・中央・田井）で実施。 1校2日間延10日間開催。 3,026件6,290人の応募。実参加者数5,026人（79.9%） 【満足度 98.3%（348/664人）】
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	無

(2) 事業の概要

本事業は、夏休み中に子供たちが安心して、水に親しみ、水遊びができるよう、小学校の校庭にスライダーや簡易プールを設置する事業である（ねやがわプールの通称「ねやぷ〜」）。

小学校のプール開放などと異なる点は、「未就学児も含めて普段はあまり交流のない年齢層の子供が一緒に遊ぶにあたって、良い経験をし、良い思い出作りをする点にある」とされ、無料で提供される市民サービスとなっている。利用料の有無や対象年齢などの面で細かい違いはあるものの他市における市民プールと同様の目的の事業といえる。

当事業の実施方法は、スライダーや簡易プールの設営・撤去は備品レンタル業者に、警備・監視・清掃などの各業務はそれぞれ外部に委託し、当日の受付・誘導・遊具関係・看護師等は別途、人を募って報償費を出し、市職員、スポーツ振興連盟及びPTA、スポーツ推進委員の合計30名程度が出動することで開催日当日の運営を行っている。

平成 30 年度に初めて実施され、参加対象は 3 歳から小学生までの子供（幼児は保護者の同伴必要）、1 日 3 部制（1 部：9～11 時、2 部：11 時半～13 時半、3 部：14～16 時）で各 2 日ずつ、5 小学校で計 10 日間開催された。参加費は無料で各回の定員は 250 名（定員超過の場合は抽選を行う）、全体としての定員は 250 名 × 3 部制 × 10 日間＝7,500 名である。

小学校在籍児童数 11,188 人（H30.5.1 時点）に対し、低学年 1,925 人、高学年 1,525 人の計 3,450 人約 3 割が「ねやぷ〜」を利用した。幼児は 802 人（付き添いの保護者 774 人。保護者が一緒に遊ぶものではない）が利用した。7,500 人の定員に対し幼児・児童 4,252 人が利用し、56.7%の利用率であった。

【参考】

寝屋川市は現在市民プールを保有していない。

その経緯は、「公共施設等整備・再編計画の取組状況（平成 25 年 8 月）」によると、「市民の健康の増進を図ることを目的に、昭和 53 年に設置された市民プールは、建設後 31 年が経過し、健康増進及びレジャーを目的としたプールが民間等で設置されている状況の中で、必ずしも公共が運営しなければならない施設ではなく、市民プールが果たしてきた役割は、既に達成されていると言える。また、1 年を通して利用期間が短く、大規模な修繕が必要となっていることから、通年利用が可能で市民の憩いの場となる多目的広場へ再編する。」とされ、平成 23 年度都市公園条例の一部改正を議会に上程（施行日 平成 23 年 12 月 26 日）して市民プールを廃止し、平成 24 年度市民プール解体工事、多目的広場整備工事を実施し、平成 25 年に多目的広場としての供用が開始された。この中で、市が市民プールを自ら保有し維持なくとも、民間施設で代替されるという考え方を取っている。

(3) 監査の結果及び意見

① 適切な効果指標を設定し、事業の PDCA を行うべきである。（意見）

当事業は効果指標を利用者数 5,026 人（保護者含む）、利用者の満足度 98.3%として評価している。確かに、市民プールを持たない当市において、この事業は身近で安全に、児童が水に親しめる機会を提供するものであり、利用者に喜ばれる市民サービスを安全に提供できたことは十分に評価してよい。しかし、本事業を実施しない場合と比較して、無料で提供するサービスが利用者に評価されるのは当たり前のことで、いかなる市民サービスも一方で費用が掛かっていることを意識して評価しなければならない。市が投入可能な人や財源は有限であるから、それをどの事業に優先的に配分するかは不断の検証が必要で、そうでなければ、市民サービスに投入する税金はかさむ一方である。

このような観点から当事業を見ると、委託費は 18 百万円、対して延べ利用者数は 4,252 人（小学生 3,450 人、幼児 802 人）である（保護者は幼児の危険防止のための付き添いであり、保護者も共に遊ぶ用途ではないため、利用人数からは除外している）。すなわち、一人 1 回当たり 4,414 円の利用料がかかっている。1 回 2 時間制のため、1 時間当たりにすると約 2,200 円である。

更に、コスト面では、委託料以外にもコストがかかっている。各実施日に市職員を含む 30 余名の人員が受付・誘導・各遊具の監視などに従事し、「市職員全従事者リスト」によると実施日の勤務時間は朝 6:30～夜 21:00 で、残業代も別途かかる。これらは委託費に含まれる人件費（報償費）には含まれていないため、事業費として全コストを対象にすれば、当サービスに対する利用コストは更に高額である。

一方で、市は、「東和薬品 RACTAB ドーム内プール」¹²をおとな 400 円、こども 200 円で利用できるよう補助を行い、民間施設を利用しやすいよう配慮している。平成 30 年度の利用者は 3,625 人、市の負担額は総額で 373,680 円であった。また例えばひらかたパークのプールの利用料は、テーマパークの入園料を含めて、こどもは一日 1,300 円で利用できる。

事業の概要に記載したとおり、全体で 7,500 人が利用可能であった定員数に対し 4,252 人の利用実績であったことから、利用率は 56.7%であるが、投入したコストに対してこの利用率は満足 of いくものであったのかについては検証されていない。

実施方法に関しては利用者アンケートや、実施に携わったものの気付きなどから、安全面や運用面の改善を図ろうとする努力が認められる。しかし、持続可能な市民サービスを適切な水準で提供するためにも、今一步進んだ検討を行い、一定の利用料を徴収することや、規模の適切性（拡大するのか縮小するのか）などの観点で事業の PDCA を行うことが必要である。本事業を実施していなかった時と比較しての満足度を測るだけでなく、どれほどのコストをかけて事業を実施することが適当なのか、例えば他の施設と同等の有料サービスとした場合に、利用率はどう変化するのかなどを測ることにより、事業の適切な規模を決定することができる。

従って、参加者一人当たりのコスト等の効果指標の設定・検証も行うべきである。

このような効果指標を設定した上で、小学校のプール開放の柔軟な運用、民間施設の利用、テーマパークのプール利用などの代替手段と金銭的・質的な観点から比較検討を行い、参加者から利用料を徴収するかどうか、事業を拡大縮小すべきかどうか、事業そのものを継続すべきかどうか等の意思決定

¹² 大阪府立門真スポーツセンターは平成 27 年 10 月 1 日より愛称が「なみはやドーム」から「東和薬品 RACTAB（らくたぶ）ドーム」に変更。

に活用するべきである。

- ② 本事業は実行委員会への外部委託という形式をとっているが、実質は市が直接運営する事業と等しいため、再委託契約については、市のルールに従うことが必要と考えられる。(意見)

本事業は、寝屋川プールの実行委員会（以下、実行委員会）によって運営されている。実行委員会の構成員 13 名の所属は、スポーツ振興連盟 3 名、校舎 PTA 協議会 3 名、スポーツ推進委員 3 名、寝屋川市文化スポーツ室職員 4 名である。

本事業は形式上、寝屋川市と同実行委員会との契約であるが、実行委員会の 3 割は市の職員が占め、運営の実態は市が行っているのと同様といえる。また実行委員会は法人格がなく、市民から見た場合も、実施主体は市と見え、責任は市が直接負うと考えられる。

従って、実行委員会が行う契約は、市の契約規則と同様の規則に則り行われる必要がある。

担当者によると、実行委員会が行う契約は基本的に市と同様の契約ルールで行っているとの回答を得た。

しかし実行委員会会則には、契約方法について明文化された条項はなく、契約のルール上、市の契約規則に従わない契約を行うことも可能である。

市の契約規則に従わない、契約が可能になると実行委員会方式による恣意的な契約も可能となり、契約の透明性が十分に確保されない。

以上より、実行委員会は様々な実態が考えられるため、明文化したルールの設定は困難だとしても、市が対外的に表見代理となる場合には、実行委員会方式の契約についても、市と同様の契約ルールを適用するよう運用面での改善を図るべきである。

- ③ 実質的に市が直接実施する事業と等しいため、再委託に関して、再委託の理由及び相手先名を明示した申請書をもって承認するだけでは足りず、通常の契約手続と同様、再委託料の見積書等、内容が分かる資料も起案書に添付して稟議に付すことが望ましい。(意見)

委託契約書第 1 条 3 項によると、再委託の理由及び相手先を明示した書面の提出により寝屋川市の承諾を得た場合において第三者に再委託できるとなっており、これをもって再委託の承認について起案書を稟議に付している。

本契約は形式上、実行委員会が委託先であり、実行委員会が締結する契約の契約先は再委託先となるため契約規則上特段問題はない。

しかし、本事業は形式上実行委員会に対する契約だが、実質的には市が直接運営する場合に類似しているため、再委託先が実質的な委託先と考えることができる。

ゆえに、再委託先との契約についても契約内容に合理性があるかどうかについて、市の契約規則に則り十分な検証が行われるべきである。

本契約について、市の契約規則上再委託の承認について問題はないが、実行委員会に対するガバナンスの強化の観点から再委託先の契約について、通常の契約と同等の資料を付した起案書とすることが望ましい。

④ 再委託先から契約保証金を入手することが望ましい。(意見)

本業務の委託先は実行委員会であり、実行委員会に対する契約保証金は契約規則第 31 条第 5 号の規定により免除している。

契約規則第 31 条第 5 号の内容は「随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるときに契約保証金を免除することができる」というものである。

この点について、実行委員会は実質的に市が直接業務を行う場合に近似するため、契約規則第 31 条第 5 号に基づき契約保証金を免除することに問題はないと考えられる。

しかし、本業務は実質的に再委託先が業務の主たる部分を担っているため再委託先の業務不履行のリスクについても考慮する必要がある。

この点、現状再委託先からは契約保証金は受け取っておらず、契約保証金の免除についても特段検討されていない。

契約保証金は、業務が不履行となった場合の保険の役割を果たすものであり契約の不履行のリスクが存在する以上、契約保証金を収受し契約の安全性を確保する必要がある。

従って、本業務における再委託先の重要性に鑑み、再委託先からも契約保証金を入手し業務不履行のリスクに対して備えるよう改善するのが望ましい。

⑤ 設営等事業委託審査表について、採点基準を明確にすることが望ましい。(意見)

設営等事業委託審査表とは、実行委員会が契約を結ぶ際に事業者の提案内容を評価する際に独自に用いている評価シートである。

設営等事業委託審査表の内容は、市がプロポーザル契約を行う際に用いて

いる採点表と類似したものとなっている。

この設営等事業委託審査表は、各項目について 10 点満点で採点することになっているが、点数のつけ方について明確な基準は存在しない。

ゆえに、評価対象ごとに極端に点数の差をつける評価者と点数の差をあまりつけない評価者がいた場合、前者の影響が大きくなってしまうという弊害が生じる。契約先の選定にあたって、複数の評価者による採点を行っている以上、評価者ごとに影響力の大きさが変わってしまう可能性のある評価方式は望ましくない。

以上より、設営等事業委託審査表の採点基準に関して明確な基準を設定し、特定の評価者の影響がいたずらに大きくなることないように改善することが望ましい。

25. 社会教育部 中央図書館

(1) 委託契約の内容等

【寝屋川市駅前図書館】

① 委託契約の概要

契約名	寝屋川市立寝屋川市駅前図書館窓口業務委託
契約先名（所在地）	株式会社 図書館流通センター （東京都文京区大塚三丁目1番1号）
契約内容	寝屋川市駅前図書館における窓口及び図書館運用業務
現契約期間	平成28年7月1日～令和元年6月30日
同一相手先への委託開始時期	平成25年2月1日
予定価格（税込）	月額2,917,530円
契約額（税込）	月額2,878,200円（落札率98.6%）
平成30年度決算額	2,878,200円×12か月＝34,538,400円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	平成25年2月より同業種を契約の相手先に委託しており、不備なく履行しているため、寝屋川市契約規則第31条第5号により免除
当初の契約方法及び根拠法令	公募型プロポーザル方式により受託予定者を決定後、3年間一者随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
履行の実績確認方法	仕様書に従い、毎月の業務完了後、月報及び日報の提出を受け履行を確認し、評価表に基づく評価している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	なし
再委託の業務範囲	なし
再委託金額	なし
再委託確認方法	なし
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条項 及び総務課合議日）	個人情報の取扱いは「個人情報取扱特記事項」に記載 総務課合議日：平成28年6月22日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	市民の利便性を考慮し開館時間の拡大をするにあたり、民間活力の導入による効率的な運営をするため、図書館運営の根幹的な業務を除き業務を委託する。
--------------------------------	--

同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	・中央図書館運営業務（直営） ・東図書館窓口業務委託（委託）
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	・寝屋川市内にある3館の内、中央図書館では図書館業務における根幹的な業務である、選書・相互貸借・システム管理等業務を行うために中央図書館の窓口業務を直営で行い、その他2館について窓口業務を委託している。
併存の理由	
委託契約の分割の有無	なし
委託契約の分割数	なし
委託契約を分割している場合の分割の方針	なし

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	● 子ども読書活動の推進 ● 勤労者ヤングアダルトの利用促進 ● 市民ギャラリーの多目的利用 ● 利用者の安全安心 これらのことについて新たに提案を求めたためプロポーザル方式を採用した。
応札（募）者数	2者
予定価格の積算方法	図書の取扱量の増加に伴う積算の上、決定
前回の契約方法及び契約先	公募型プロポーザル方式により 株式会社図書館流通センターと契約
前々回の契約方法及び契約先	なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	
期待する効果	
効果指標	
効果指標の過去5年の推移	
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	

【東図書館】

① 委託契約の概要

契約名	寝屋川市立東図書館窓口業務委託
契約先名（所在地）	特定非営利活動法人 図書館活用をすすめる会 （寝屋川市秦町 41 番 1 号）
契約内容	東図書館における窓口及び図書館運用業務
現契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 19 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	年額 12,090,000 円
契約額（税込）	年額 12,075,480 円（落札率 99.8%）
平成 30 年度決算額	12,075,480 円
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除した 場合その根拠	過去 2 年間に於いて同業種を契約の相手先に委託しており、不備なく履行しているため、寝屋川市契約規則第 31 条第 3 号により免除
当初の契約方法及び根拠法令	指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 3 号）
履行の実績確認方法	仕様書に従い、毎月の業務完了後、月報及び日報の提出を受け履行を確認し、評価表に基づく評価している。
再委託先の有無、 ある場合は件数	なし
再委託の業務範囲	なし
再委託金額	なし
再委託確認方法	なし
個人情報取扱の有無 （有の場合は契約書条 項及び総務課合議日）	個人情報の取扱いは「個人情報取扱特記事項」に記載 総務課合議日：平成 28 年 4 月 1 日

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	民間活力の導入による効率的な運営をするため、図書館運営の根幹的な業務を除き業務を委託する。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	- 中央図書館運営業務（直営） - 寝屋川市駅前図書館窓口業務委託（委託）

併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	● 寝屋川市内にある3館の内、中央図書館では図書館業務における根幹的な業務である、選書・相互貸借・システム管理等業務を行うために中央図書館の窓口業務を直営で行い、その他2館について窓口業務を委託している。
併存の理由	
委託契約の分割の有無	なし
委託契約の分割数	なし
委託契約を分割している場合の分割の方針	なし

③ 随意契約の概要

該当なし

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式（プロポーザル）を選択した理由	当該業務は高度な専門性が必要な司書資格者の登用が必要であることから、その業務での登録がある業者を指定するため指名競争入札とする。
応札（募）者数	6 者
予定価格の積算方法	過年度の実績に基づく積算の上、決定
前回の契約方法及び契約先	指名競争入札により 特定非営利活動法人 図書館活用をすすめる会
前々回の契約方法及び契約先	指名競争入札により 特定非営利活動法人 図書館活用をすすめる会

⑤ 効果測定について

事業の目的	
期待する効果	
効果指標	
効果指標の過去5年の推移	
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	

(2) 事業の概要

本契約は、寝屋川市が運営する駅前図書館及び東図書館の窓口業務の委託契約である。

窓口業務の内容としては以下のようなものがあげられる。

- 開館、閉館準備に関する業務
- 利用カード等各種登録に関する業務
- 貸出・返却に関する業務
- 利用案内、資料案内に関する業務
- 資料受入、整理に関する業務
- 児童サービスに関する業務

寝屋川市内には中央図書館、駅前図書館、東図書館の合計3館の図書館があるが、3館の内、中央図書館では図書館業務における根幹的な業務である、選書・相互貸借・システム管理等業務を行うために中央図書館の窓口業務も含めて直営で行い、その他の2館について窓口業務を外部に委託している。

(3) 監査の結果及び意見

① 効果測定に関して目標値を設定しておらず、検証も不十分である。(意見)

駅前図書館の本契約は、委託の目的として以下の項目を掲げている。

- 市民の利便性の向上
- 子ども読書活動の推進
- 勤労者ヤングアダルトの利用促進
- 市民ギャラリーの多目的利用
- 利用者の安全安心

担当者によると、本契約について事前に効果指標の設定は行っておらず、事後的に半年に1回の実績評価及び月間の貸出数の集計を行っているとの回答を得た。

半年に1回の実績評価では「子ども読書活動の推進、勤労者ヤングアダルトの利用促進、市民ギャラリーの多目的利用」の観点も含め評価表を用いて評価を行っている。評価表では複数の評価項目それぞれについて「適正である・改善を要する」の2段階の評価が行われているが、定量的な評価とはなっておらず、業務をより良くする観点で活用するのは困難である。

また、「市民の利便性の向上」の観点についても、直営と委託の場合の具体的な数値データの比較は行われておらず、委託のコストに見合った利便性の向上が図られているかを客観的に把握することはできていないのが現状である。

以下は寝屋川市が行っている各図書館の年ごとの貸出冊数の集計の抜粋である。

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
中央図書館	465,185 冊	440,862 冊	187,612 冊※
東図書館	170,712 冊	162,450 冊	233,600 冊
駅前図書館	372,368 冊	342,108 冊	396,679 冊

※ 中央図書館の平成 30 年度の貸出数が大幅に減少しているのは平成 30 年 6 月 18 日の地震により館内が破損し休館しているため。

上表によると、平成 28 年度と比較し、東と駅前図書館の平成 30 年の貸出冊数が増加していることが分かる。しかし、図書館によって開館時間や蔵書数、コストは異なるという点や、中央図書館の休館など他の要因から、貸出冊数の総数のデータのみでは、窓口業務の委託の効果を客観的に把握することはできない。

委託の効果を検証するためには、時間（コスト）当たりの貸出冊数や蔵書数当たりの貸出冊数についても分析する必要がある。

この点について現状入手可能な情報を基に分析を行うと以下のようになった。

○平成 29 年度の開館時間当たりの貸出冊数の割合

	中央図書館	東図書館	駅前図書館
開館日数	347 日	347 日	347 日
1 日の開館時間	平日 9 時～19 時 土日・祝日・休日 9 時～17 時	平日 9 時 30 分～ 18 時 30 分, 土日・祝日・休日 9 時 30 分～17 時	10 時～21 時
総開館時間	3,242 時間	2,952 時間	3,817 時間
貸出冊数	440,862 冊	162,450 冊	342,108 冊
1 時間当たり 貸出冊数	136 冊	55 冊	90 冊

○平成 29 年度の蔵書数当たりの貸出冊数

	中央図書館	東図書館	駅前図書館
蔵書数	309,836 冊	71,775 冊	97,284 冊
貸出冊数	440,862 冊	162,450 冊	342,108 冊
蔵書の回転率	1.4 回転/年	2.3 回転/年	3.5 回転/年

○平成 29 年度の貸出冊数当たりのコスト

	中央図書館	東図書館	駅前図書館
委託料	13,562,589 円※	12,075,480 円	34,538,400 円
貸出冊数	440,862 冊	162,450 冊	342,108 冊
貸出冊数一冊 当たりのコスト	31 円	74 円	101 円

※中央図書館は業務内容が窓口業務だけでなく、大半が内部業務のため単純比較するデータがない。参考として平成 30 年度におけるアルバイト賃金の額を記載している。

これらのデータから、1 時間当たりの貸出冊数及び蔵書の回転率の面では駅前図書館は東図書館より高い効果をあげていることが分かる。一方、貸出冊数一冊当たりのコストの面では駅前図書館は東図書館よりもコストが高くなっている。ただし、コストについては東図書館の委託業者が NPO 法人であり、駅前図書館は株式会社であるという違いもあり、その点は留意する必要がある。また、担当課によると、駅前図書館は、人通りの多い立地にあり、市民ギャラリーのみの利用者等図書の貸出数では把握しきれない来館者も多く、手間はかかっているとのことであった。

このような分析は一例であるが、駅前図書館のみにある市民ギャラリー管理機能の積算はいくらか、それを除いた図書館窓口業務において、東図書館と駅前図書館の積算の違いは何か、その差は合理的なのか、などの分析を行うことで次回の委託の積算に活かすなど、業務の改善に資することができる。

委託により駅前図書館の開館時間が伸び、利便性が向上したことで貸出冊数が伸びることは、いわば当然である。そのため、貸出数は効果指標として一つの指標にはなるものの、事業そのものの在り方を検討し、改善を図るためには、単純な貸出冊数の増減のみを見るだけでは不十分である。時間当たりの貸出冊数が増えているか、コスト当たりの貸出冊数の変化はどうかなどを効果指標として測定・分析して初めて、事業の PDCA が可能となる。また定性的な利用者満足度の調査も意味があるが、コストをかけるほど満足度が高まるのは当然であるから、これについても、コスト単位当たりの比較を忘れてはならない。

これらの指標により、委託化することの効果（コスト減や単位当たり貸出冊数増など）が明らかに認められるのであれば、現在委託化していない中央図書館も委託化することが考えられる。現在市は、「中央図書館では図書館業務における根幹的な業務である、選書・相互貸借・システム管理等業務を行うために中央図書館の窓口業務を直営で」することとしているが、選書など管理業務だけを市担当課で行い、窓口業務は委託するなどの方法もあり得るし、選書・相互貸借・システム管理等も業者に委託することが不可能ではない。どこまでを委託化するかは慎重に判断する必要があるが、委託化するほうが明確に効果のある業務においては、委託化を積極的に進めることに、阻害要因はない。その様な検証を行うためにも、効果指標を明示し **PDCA** を行うべきである。

今回、委託の目的を、「子ども読書活動の推進、勤労者ヤングアダルトの利用促進、市民ギャラリーの多目的利用」にするのであれば、例えば、それぞれ子どもに対する貸出数、ヤングアダルトに対する貸出数、市民ギャラリーの利用数について目標値の設定及び分析を行うことなどが考えられるが、本来委託化の目的は実際にそれなのか、事業の **PDCA** を行うにあたり役立つ指標を設けるためには、適切な目的を設定することから始める必要がある。そして、委託の目的が果たされているかを客観的に把握し改善を図っていくことが重要である。